

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

オーストラリア政府
外務貿易省 (DFAT)

DFAT 国別情報報告書
中華人民共和国
2024年12月27日

目次

略語集	3
用語集	5
1. 目的及び範囲	7
2. 背景情報	8
国の概要	8
人口統計	9
経済概況	9
政治制度	15
人権の枠組み	17
3. 難民条約に基づく申立て	20
人種／国籍	20
宗教	30
（実際の又はそうであるとみなされた）政治的意見	44
関心対象となる集団	46
4. 補完的保護の申立て	70
恣意的な生命の剥奪	70
死刑	71
拷問	72
恣意的な逮捕及び拘禁	73
5. その他の考慮事項	76
国家の保護	76
国内移転	80
帰還者の取扱い	80
文書及び不正行為	81

略語集

ABC (Australian Broadcasting Corporation)

オーストラリア放送協会

AUD (Australian Dollar)

豪ドル

CCP (Chinese Communist Party)

中国共産党 (「党」)

CCPA (Chinese Catholic Patriotic Association)

中国天主教愛国会

COAG (Church of Almighty God or Eastern Lightning)

全能神教会又は東方閃電

CSO (Civil society organisation)

市民社会団体

ILO (International Labour Organization)

国際労働機関

IMAR (Inner Mongolia Autonomous Region)

内モンゴル自治区

JW (Jehovah's Witnesses or Jehovah's Witness)

エホバの証人

LGBTQIA+ (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Queer, Intersex or Asexual)

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、インターセックス又はアセクシャル

NAR (Ningxia Autonomous Region)

寧夏回族自治区

NGO (Non-government organisation)

非政府組織

PLA (People's Liberation Army)

人民解放軍

PSB (Public Security Bureau)

公安局

RIC (Resident identity card)

居民身分証カード

RMB (Renminbi)

人民元、CNY（中国元）とも称する、中国の公式通貨

RSDL (Residential Surveillance at a Designated Location)

指定居所監視居住

SARA (State Administration for Religious Affairs)

国家宗教事務局

TAR (Tibet Autonomous Region)

チベット自治区

TSPM (Three-Self Patriotic Movement)

三自愛国教会

UNDP (United Nations Development Programme)

国連開発計画

UN OCHA (United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs)

国連人道問題調整事務所

UN OHCHR (United Nations Human Rights Office of the High Commissioner)

国連人権高等弁務官事務所

VPN (Virtual private network)

仮想プライベート・ネットワーク、当局によるインターネット上の検閲を回避する方法

WHO (World Health Organization)

世界保健機関

慎重な扱いを必要とする記念日と行事

3月上旬：「两会」 - 全国人民代表大会と中国人民政治協商会議の公式会合

3月10日：ダライ・ラマがインドへ亡命することになった、1959年のチベット蜂起の記念日

6月4日：1989年に北京の天安門広場及び周辺地域の抗議活動参加者に対して人民解放軍が展開された日の記念日

7月1日：1997年に香港が中国に返還された記念日

7月5日：2009年にウルムチで漢民族とウイグル族との間で起きた暴動の記念日

10月1日：中華人民共和国国慶節

西暦下1桁が2の年と7の年の10月に開催される、5年ごとの中国共産党全国代表大会（直近の大会は2022年10月）

用語集

白紙 (baizhi) : 「白紙」(標準中国語)、デモ参加者が厳格な検閲規則に抗議するため白紙を掲げた、北京における「白紙」抗議活動を指す

被和諧了 (bei hexie le) : 「調和された」(標準中国語)、検閲されたことを表す(丁寧な)表現

低保 (dibao) : 貧困層への生活保護給付金、地方政府が決定する。

丢面子 (diu mian zi) : 「面子を失う」(標準中国語)、自尊心や他者からの尊敬を失ったと感じさせる行動や状況

グレート・ファイアウォール (Great Firewall) : 中国におけるインターネット規制のための立法措置と技術の組合せ

关系 (guanxi) : 「関係」(標準中国語)、ビジネスやその他の交流を円滑にする社会的ネットワークや個人の関係

ハシャール (hashar) : 「強制労働」(ウイグル語)

戸口 (hukou) : 政府の戸籍制度、全ての公民が出身地で登録する必要がある、個人がその地域外でサービスを利用できるか否かに影響することがある

ハラール (halal) : イスラム法で許可されているもの。

漢民族 (Han Chinese) : 漢民族は中国で最も人口の多い民族集団である

ハラーム (haram) : イスラム法で禁じられているもの

留置 (liuzhi) : 中国国家監察委員会が刑事司法制度外で運営する拘禁制度

気功 (qigong) : 中国で長い歴史を有するめい想的な呼吸法とストレッチ運動の総称(標準中国語)

双規 (shuanggui) : 中央規律検査委員会が運営する党員拘禁制度、2018年に留置(liuzhi)に取って代わられた

漢化 (Sinicisation) : 外国や少数民族の概念・慣行を(漢)中国文化・慣行に適応させる過程

老虎凳 (tiger chair) : 囚人の拘禁及び尋問用に足かせが取り付けられた椅子

未登録教会 (unregistered church) : 地下カトリック教会やプロテスタントの「家庭」教会を含む、統括団体に登録していない全てのキリスト教の宗教団体・施設

WeChat : 中国及び世界中の中国語話者に普及している SNS 及び決済プラットフォーム

邪教 (xie jiao) : 「違法なカルト」又は「邪悪なカルト」 - 当局が反政府的で社会的に危険とみなす宗教運動を指す呼称

本報告書で使用する用語

高度のリスク：DFAT は事案の強いパターンを認識している

中度のリスク：DFAT は行動パターンの存在を示唆するのに十分な数の事案を認識している

低度のリスク：DFAT は複数の事案を認識しているが、パターンを形成していると結論付けるのに十分な証拠を有していない

公的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げることを目的として、その特定集団に適用される法律上又は規則上の措置（例として、個人の登録文書又は身分証明書を取得する際の困難、文書を承認してもらう際の困難、恣意的な逮捕及び拘禁などがあるが、これらに限定されるものではない）
2. 国家職員が特定の集団に向けて取る行動であって、法律上又は行政上の措置を講じないことなどにより、社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスの利用を妨げる行為

社会的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば通常利用できるような財又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げることを目的として社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）が取る行動（例として、不動産の賃貸の拒否、財若しくはサービスの販売の拒否又は雇用差別などがあるが、これらに限定されるものではない）
2. 社会の構成員（家族、知人、雇用主、同僚又はサービス提供者を含む）による追放又は排斥行為

1. 目的及び範囲

1.1 この国別情報報告書は、外務貿易省（DFAT）が保護地位について判断を下すことのみを目的として作成したものである。この報告書は作成時点でのDFATの最良の判断と評価を示すものであり、中華人民共和国に関するオーストラリア政府の政策とは別個のものである。

1.2 この報告書は、国別概要を網羅的にではなく、一般的に提示したものである。この報告書はオーストラリア国内の意思決定者向けに、最新の事例を取り上げる形で作成されており、個別の保護ビザ申請に言及するものではない。また、本報告書は意思決定者向けの政策指針を含むものではない。

1.3 移民法（1958年）第499条に基づく2019年6月24日付け大臣指示第84号は以下のように定めている。

外務貿易省が明確に保護地位の判定プロセスのために国別情報評価を作成し、その評価を意思決定者が閲覧できる場合、意思決定者は自らの意思決定に際し、関連性がある場合、その評価を考慮に入れなければならない。意思決定者が当該国に関する他の関連情報を検討することを妨げるものではない。

1.4 この報告書は、DFATの現地での知見及び中華人民共和国（香港特別行政区を含む）並びにオーストラリアにおける様々な情報源との議論に基づいている。この報告書は、政府及び非政府の報告書（米国国務省、英国内務省、世界銀行、国際通貨基金、国連開発計画（UNDP）や国連人口基金（UNFPA）などの関連する国連機関、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）、アムネスティ・インターナショナル、フリーダム・ハウスなどの主要人権団体、国際非政府組織（INGO）や市民社会団体（CSO）、信頼できる報道機関や学術情報源などを含むが、これらに限られない）からの関連情報を考慮した。DFATが報告や疑いについて具体的な情報源を明示しない場合、情報源の保護を目的としている。

1.5 この報告書は、2021年12月22日に公表された中華人民共和国に関する前回のDFAT報告書に代わるものである。

2. 背景情報

国の概要

2.1 中国は1911年の辛亥革命を経て1912年に共和制を宣言し、帝政は終わりを迎えた。その後国内では混乱が生じ、1927年には国民党と共産党の内戦が勃発した。日中戦争により限定的な協力関係が生まれたものの、第二次世界大戦終結後、内戦は再開した。その後、中国共産党（CCP）が蒋介石率いる国民党軍に勝利し、国民党軍が台湾へ撤退したことを受け、毛沢東は1949年10月1日に中華人民共和国の建国を宣言した。

2.2 1958年から1960年にかけて、CCPは「大躍進」運動を主導し、工業と農業の問題を克服するため、中国国民を大規模な農村共同体に組織化した。この運動は機械や資本支出よりも人的資源を重視した。非効率と自然災害が重なった結果飢餓が発生し、1962年までに数百万人が死亡した。多くの学術的推定では死者は2,000万～4,000万人に上るとされる。続いて1966年には「文化大革命」が起こり、この間、CCPは社会に残った「資本主義的」で「伝統的な要素」を一掃することで中国における「共産主義の維持」を図った。文化大革命により中国経済は完全な混乱に陥り、50万～200万人が死亡し、数百万人が故郷を追われた。

2.3 1976年に毛沢東が死去すると、鄧小平がCCPの最高指導者となった。鄧は政治・経済改革を通じて経済に大きな変化をもたらし、特に代表的な政策である1979年の「改革開放」によって中国経済を計画経済に基づく貧しい農業国から世界第2位の経済大国へと変えた。世界銀行の推計によれば、1978年以降、8億人以上の中国人が極度の貧困から脱却している。

2.4 政治の自由化に向けた取組は、常にCCPの頑強な抵抗に直面してきた。1989年に天安門広場で学生らが主導した平和的なデモは、様々な政治的、経済的改革を求めるものであったが、戒厳令が宣言され、展開された軍隊はデモ参加者に発砲した。この点において、天安門事件は歴史的に象徴的な出来事である。この事件による死者数は数百人から数千人に上ると推定されている。天安門事件の後、中国政府は事件に関するあらゆる言及を抑圧し、公の場での追悼を全面的に禁止した。

2.5 中国の現指導者である習近平は、2012年にCCP総書記に就任し、2013年には国家主席となった。2018年の憲法改正により国家主席の任期制限が撤廃され、事実上、習が無期限に統治する道が開かれた。習は2023年3月、全国人民代表大会の人民代表による投票で賛成2,952票、反対0票で3期目の国家主席に再選された。

2.6 習近平政権下で、CCPは経済、メディア、学术界、市民社会、司法への監視を強化し、表現の自由の余地は更に狭まった（「[\(実際の又はそうであるとみなされた\) 政治的意見](#)」を参照）。標的を絞った反汚職運動と、「社会の安定」「国家の統一」「領土保全」「党への忠誠」の重視は、習近平政権の特徴である。中国国民は[雇用](#)、[教育](#)、旅行、[商業](#)に関して個人の選択を相当程度行使できるが、CCPは組織的又は出版を通じた批判的な[政治的表現](#)や[反対運動](#)のほとんどを制限し続けている。

人口統計

2.7 急速な高齢化と大規模な都市化は、数十年にわたって、中国の人口動態の特徴となっている。公式統計によれば、中国の人口は2022年と2023年の両年で減少し、これは60年ぶりの減少となった。「ワールド・ファクトブック」によれば、2023年の中国人口は約14億1,300万人（うち64歳以上が14%）であり、最大のメガシティは上海（2,920万人）と北京（2,170万人）であった。民族構成については「[人種・国籍](#)」を、宗教人口統計については「[宗教](#)」を参照のこと。

2.8 現代標準中国語（「普通話」）は中国の公用語であり、北京官話を基にしている。[漢民族](#)が使用するほとんどの言語変種間では、たとえ話し言葉が互に通じなくとも、書き言葉はおおむね同一であるが、現代標準中国語には（正統的な字体を保持した）繁体字と簡体字という2つの異なる表記形態が存在する。1949年に中華人民共和国が建国された際、政府は識字率向上と教育促進のため文字体系の簡略化運動を展開した。簡体字は1950～60年代に中国本土（及びマレーシア、シンガポール）で正式に採用された。香港、マカオ、台湾の標準中国語話者は現在も繁体字を使用している。

2.9 中国全土の大多数の人々は標準中国語の会話や読み書きができる。英語教育は依然として中国全土で行われているが、（特に大都市以外では）流ちょうな者は少ない。

経済概況

2.10 世界銀行は2023年、中国を上位中所得国に分類した。UNDPの2022年版「人間開発指数」では、中国は193か国中75位で「高い人間開発」カテゴリーに分類された。2020年12月、習近平国家主席は中国が「小康社会」を達成し、農村部における極度の貧困が根絶されたと宣言した。

2.11 世界銀行の統計によれば、中国のGDPは1978年から2022年にかけて年平均約9%の成長を遂げた。この成長期には新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック期間も含まれている。2023年の中国のGDP成長率は5.2%であったが、経済学者らは長期的な構造的傾向と外部要因により、2024年には4.8%に減速すると予測している。ただし、中国の経済統計は信頼性に欠ける場合がある。

2.12 中国の経済発展は一様ではない。貧富の差は顕著であるが、これは経済的な要因による農村部から経済的に豊かな東海岸都市部への出稼ぎ労働者の大規模な[国内移動](#)が起きていることの影響を受けている。こうした移動は、出身都市において労働力不足が深刻化することから、二次的な経済的課題につながることが多い。

2.13 中国は社会保障制度を通じて公的福祉を提供しており、この中には年金、医療、失業、出産給付金が含まれる。2023年時点では、多くのサービスが省・県・市当局によって提供されており、サービスの質と利用の可否は地方政府の財政状況次第であった。貧困層には生活保護給付金（低保）が支給される場合があるが、その額は地方政府が決定している。

2.14 社会サービスの充実度には全国でばらつきがみられる。2024年時点で省レベルの比較が可能な社会保障給付データは入手困難であるが、東海岸（福建省を除く）及び珠江デルタ地域の各省は、一般的に税収や経済活動による収入が多いため、質の高い社会サービ

スを提供する傾向があった。社会保障や基本サービスへのアクセスは、個人の登録居住地にも依存した（「[戸口](#)」を参照）。社会保障給付の受給資格に関する規則は不透明であることも多い。申請者の政治的立場によって結果が左右されることもあり、反体制派や禁止宗教の信者に対する給付は拒否されていた。

2.15 伝統的に、高齢者や介護を必要とする者は、身体的・経済的支援を家族に頼ってきた。2021年1月1日に施行された中国の民法（2020年）では、親は成人した子から支援が得られない場合、その子に対し支援を求める権利を有する。国内情報源は2023年、DFATに対し、家族からの支援のない者でも、個人の状況・機会・交差的リスク（年齢・健康・就労能力・教育水準）次第では生計を維持できると述べた。

雇用

2.16 国際労働機関（ILO）のデータによれば、中国が公式に発表している都市部失業率は2011年から2018年まで一貫して約4.5%であった。COVID-19のパンデミックに伴う規制の不安定な影響により、失業率は2020年に5%に上昇、2021年には4.6%に低下した後、2022年には再び4.9%に上昇した。中国国務院の報告によれば、2023年の調査では、都市部失業率は5.2%であった。2024年7月の地元メディア報道では、2024年上半期の都市部失業率は5.1%とされた。しかし、中国が公式に発表している失業率は、2億9,000万人強の出稼ぎ労働者の失業を完全には捕捉しきれていない。国内情報源は2023年、DFATに対し、実際の失業率はおそらくそれよりも高く、不完全雇用が深刻化しつつあると述べた。

2.17 中国経済は数十年にわたり低コスト製造業にけん引されてきた。経済の中心が投資・製造業から消費・サービス業へ移行する中、一部の低技能労働者は安定した雇用を得ることが困難になった。COVID-19のパンデミック発生前、中国政府は都市部における低技能労働者向けの新たな雇用創出を優先し、多くの解雇された工場労働者が配達員や店舗従業員として雇用された。2023年7月時点で、国内情報源はDFATに対し、政府が民間部門の活性化と内需拡大により失業率の引下げを図っていると述べた。

2.18 労働コストの上昇と強靱なサプライチェーン構築の必要性から、中国に進出している一部の外資系企業は近年、海外への外部委託による事業多角化を進めている。2023年、国内情報源は主に前述の要因に加え、米国との貿易関係の悪化や製造品に対する国内需要の低迷により、サービス業への雇用シフトが継続していると指摘した。

2.19 若年層の失業は海外移住の主要な要因である。2024年には高等教育機関の卒業生1,180万人が労働市場に参入したが、高技能・高賃金の職は依然として不足していた。2023年6月、中国都市部の16～24歳の失業率は21.3%に達した。同年8月、国家統計局は若年層の都市部年齢別失業率の公表を停止すると発表した。中国は2024年1月、異なる測定基準を用いて若年層失業率の公表を再開し、2023年12月の公式失業率は14.9%と発表された。国家統計局によれば、2024年5月時点の学生を除く16～24歳の若年層失業率は14.2%であった。

2.20 大卒者が低技能の職で妥協せざるを得ない傾向が強まる中、2023年の厳しい労働市場を背景に、タンピン（「寝そべり」）という概念が広く議論されるようになった。タンピンとは、大きなプレッシャーのかかる中国の労働環境から「離脱」し、仕事や教育への取組を縮小し、低収入・低消費の生活様式を受け入れる若者の姿勢を指す。

2.21 国内情報源は2023年、DFATに対し、中国が低コスト製造業からの転換を進め、海外事業を展開し、若年層の失業率が上昇しているにもかかわらず、労働市場は依然として堅調であり、様々な技能水準や意欲に対応できる状態にあると述べた。

戸口（戸籍）制度

2.22 戸口とは、個人の居住地を明確化し、地方政府の区域における教育や医療サービスなどの社会福祉・行政サービスの受給資格を定める戸籍制度である。多くの場合、個人の現在の居住地ではなく、自身の出生地や、場合によっては両親の出生地が登録されている。現代の戸口制度は、現地警察が電子記録として管理している。

2.23 戸口政策は1990年代に地方分権化され、地方政府は新規住民登録に関する独自の規則を制定できるようになった。実質的な戸口改革は依然として初期段階にある。国内情報源は2023年、DFATに対し、一部の地方政府が「一時戸口」の発行を開始し、出稼ぎ労働者に対し、補助付き健康保険や現地病院での治療など、現地住民と同等の権利を認めると述べた。一部の人口500万人以上の都市では、戸口取得のためのより制限的なポイント制度が依然として存在し、良好な職歴、教育、住宅によって有利となる場合がある。

2.24 2023年8月、公安部は都市戸口取得のハードルを引き下げる計画を発表し、人口300万～500万人の都市では要件緩和を、300万人未満の都市では要件の完全撤廃を地方政府に促した。これを受け江蘇省政府は、13都市のうち11都市で非住民に対する戸口申請制限を全面撤廃した。浙江省も杭州市を除く全都市で戸口取得制限を撤廃した。上海や成都などの大都市では、新卒者など特定層の戸口取得手続を簡素化している。北京などの都市では戸口制度改革の一環として、ポイント制度の改善も発表された。2024年7月のCCP中央委員会第3回全体会議（国家経済戦略を主導する重要会議）の成果文書は、戸口制度の更なる段階的な緩和を予感させるものとなった。

2.25 都市から地方への移住もみられるが、その頻度ははるかに低い。一部の大都市における生活費の高騰と、中国企業における過酷な労働文化により、若者の一部が家族や故郷の地域に戻ることを余儀なくされた。2021年以降、中国の急速な発展に伴って地方のインフラやサービスが改善されたことで、かつての移住者の一部が地方に戻るようになった。

2.26 中国政府は、中国国民の親から生まれた子は、出生国にかかわらず全て中国籍とみなす（血統主義）。これらの子は親の戸口登録にひも付けされるか、又は親の戸口登録を継承し、海外の中国大使館で旅券を取得できる（[「家族計画政策の影響を受ける人々」](#)を参照）。中国国民でない親から生まれた個人は戸口を継承しない。外国人や非中国国民は戸口を取得する資格がなく、配偶者や家族の戸口に追加されることもできない。

2.27 中国政府は、個人が1年以上国外に滞在し、特定の承認を申請していない場合、法的には戸口登録を抹消することができる。実際には、地方警察と出入境管理当局の連携不足から、戸口抹消が行われることはほとんどない。長期にわたり海外に居住する中国国民の大多数は、依然として戸口を保持している。

2.28 旧「二人っ子」又は「一人っ子」政策に違反して生まれた子（いわゆるハイハイズ（黒い子供））は、2015年以降、戸口申請が可能となった。計画外で生まれた子（又はそ

の親)は、中国国内の当局又は在外公館に対し、遡及的に出生登録を申請できる(「[家族計画政策の影響を受ける人々](#)」、「[未婚女性](#)」、「[子供](#)」も参照)。

教育

2.29 中国の学校制度は国が主導し、その運営は県レベルの政府に委任されている。子供は小学校6年間、中学校3年間の計9年間の義務教育を受けることが義務付けられている。更に高等学校で3年間の教育を受けられるが、義務ではない。高校や大学への入学には、2～3週間の「軍事訓練」が義務付けられており、通常は年度開始前に終了する。

2.30 中国の教育言語は標準中国語である。教育部は2019年8月の公式声明で、中国政府は標準中国語への移行、新たな国定教科書及び課程標準の導入が、中国全土における教育の「標準化」に向けた取組の一環であると述べている。2019年の教育部声明は、新疆の「民族学校」では2017年、チベットでは2018年に既に移行済みであると記している(「[人種・国籍](#)」も参照)。2019年の教育部声明は、当該移行の理由として、習近平国家主席が共通言語をコミュニケーション、ひいては相互理解と「共通意識」の重要な結節点として強調した点を挙げている。また、当該移行は「共通の国語」の習得向上に焦点を当てており、労働市場での成功、現代的な芸術・科学教育の受容、社会へのより良い統合の基盤となるとしている。海外メディアは2022年、少数民族地域での標準中国語教育義務化政策に公然と反対した人物が逮捕されたと報じた。この中には2021年に青海省のチベット族数名も含まれている。

2.31 2024年1月1日、「愛国主義教育法」(2024年)が施行されたが、同法は思想と政治、歴史と文化、「祖国の美しさ」、国家統一と民族団結などの分野をカバーしている。同法は、教育制度において学校のカリキュラムにCCPのイデオロギーを組み込むことで愛国心を浸透させることを求めている。同法は、教育制度に対する支配を強化し、外国の影響力を制限し、党の政策に沿った若者の思想形成を図るCCPの広範な取組の一環として制定された。

2.32 中国国内では教育水準に大きな格差がある。2023年時点で、教育の質は概して都市部の方が農村部より高かった。この格差を深刻化させているのが、農村部の相対的に不十分なインフラ、世帯収入の低さ、優れた教員へのアクセス不足であった。農村部では就学率も低く、全く学校に通っていない子供もいた。高い識字率と教育水準は、大都市や東部各省の豊かさをおおむね反映している。全体として、2020年の中国の識字率は非常に高く、世界銀行のデータによれば女性の識字率は96%、男性は99%であった。

保健

2.33 世界銀行の報告によれば、2022年の中国の平均寿命は79歳であり、都市部の方が農村部よりも平均寿命が長かった。死亡率は脳卒中、心疾患、肺疾患、がんなどの非感染性疾患で最も高く、喫煙率の高さと大気汚染にさらされることが主要な健康リスク要因となっている。

2.34 2015年以降、中国は、プライマリ・ケア・サービス能力の強化、社会健康保険の適用範囲の拡大と改善、基本的な公衆衛生サービスの包括的提供の確保、公立病院の改革、医薬品政策の改善を目的として、医療制度改革を行っている。「ブリティッシュ・メディ

カル・ジャーナル」誌に掲載された研究によると、2022年には、中国の公立病院及びプライマリ・ケア提供機関における医薬品の価格上乗せはおおむね撤廃された。

2.35 2022年の経済協力開発機構（OECD）のデータによると、中国の医療従事者の比率は、医師が1,000人当たり2.5人（韓国及び日本と同等）、看護師が1,000人当たり3.5人であった。中国はまた、公的補助を受けた中国伝統医学制度も提供している。

2.36 世界保健機関（WHO）によると、2023年には、中国の基礎的な医療保険（BHI）制度は、人口の95%以上をカバーしていた。医療保険は、従業員入院保険と住民保険に分けられており、従業員入院保険は中国の人口の約25%が利用可能で、国有企業（SOE）の都市部の従業員・退職者及び一部の民間企業の従業員をカバーしていた。従業員向け保険には通常、医薬品や外来治療に利用できる個人医療口座が設けられていた。保険料は従業員ではなく企業が負担し、その額は労働者の給与の最大9.8%に相当した。残る75%の人口はBHIの住民保険でカバーされていた。住民保険は農民、出稼ぎ労働者、子供、一部の民間企業従業員が利用しており、自己負担、支払上限、給付限度額が適用された。住民保険加入者は個人医療口座の有無が異なる場合があった。

2.37 中国ではBHIに加え、民間医療保険や医療互助事業も利用可能であった。公的医療保険の個人保険料や自己負担を賄えない個人に対しては、地方政府と社会からの寄附金による医療費支援制度がセーフティネットとして機能した。

2.38 国内情報源は2023年、DFATに対し、中国の公的医療は国際標準とおおむね同等だが、都市部と農村部で医療の質とアクセスに著しい格差があると述べた。都市部、特に北京、上海、広州、深圳などの先進都市では医療水準が概して高い。高齢化も公的医療制度に大きな負担となっている。2023年時点では、中国の医療は住民にとって比較的安価であり、BHIによる大幅な補助を受けていた。国内情報源によると、2023年7月時点で、北京での診察料は約19元（約4豪ドル）であった。主要都市では、西洋で教育を受けた医師が勤務する民間医療機関も経済的余裕のある者は簡単に利用することが可能であったが、費用はより高額であった。

2.39 近年の戸口制度改革により、2020年以降、出生地の省から移住して就職した国内の出稼ぎ労働者にとって、特に東海岸や珠江デルタ周辺の都市部における医療サービスへのアクセスが改善された。戸口改革の下では、地方政府は独自の移住政策を実施することができるようになり、移住労働者に対し地元住民と同等の権利を認める「一時戸口」の選択的発行を開始した。これらの権利には補助付き健康保険や地元病院での治療が含まれることが多いが、国内の出稼ぎ労働者の子には適用されない場合もある。

2.40 医薬品へのアクセス改善のため、中国はジェネリック医薬品の研究開発資金を増額した。2022年時点で、中国の国家必須医薬品リストに掲載された全ての医薬品は健康保険による払戻し対象であった。国内情報源は2023年、DFATに対し、ほとんどの医薬品は都市部では容易に入手できるが、農村部では入手が困難な場合があると述べた。入手困難な有名ブランドの医薬品は、同等の品質を持つ低コストのジェネリック医薬品で代替されることが多い。

精神衛生

2.41 中国の「精神衛生法」（2012年）は、精神疾患を抱える人々の人権保護を目的としており、ほとんどの状況で精神科治療は自発的であるべきであり、隔離や拘束は代替手段がない場合にのみ使用すべきと規定している。しかし、2022年に「インターナショナル・ジャーナル・オブ・ヘルス・システムズ」誌に掲載された研究によれば、精神科病院への非自発的入院は依然として症例の70%で発生しているほか、2016年に「サイキアトリー・リサーチ」誌に掲載された研究では、精神病院における身体拘束の使用率が症例の22%に上ると報告されている。

2.42 WHOの推計によれば、中国人の約4%がうつ病を、3%が不安障害を抱えている。メンタルヘルス・サービスの需要は増加しているものの、汚名のため多くの人々が支援を求めることに消極的である。2020年に「BMCサイコロジー」誌に掲載された、中国人のメンタルヘルスに関する汚名と知識を調査した研究によれば、回答者の約45%が「精神病院の元患者を親友として受け入れられない」と考え、70%が「若い女性のほとんどは、重度の精神疾患で入院歴のある男性と交際しない」と回答した。さらに、回答者の55%近くが「精神病院の元患者を雇用しない」と答えている。

2.43 中国政府は近年、メンタルヘルス・サービスへの投資を拡大し、2030年までにうつ病患者の少なくとも80%が治療を受けられるようにする計画を表明している。メンタルヘルス・サービスは通常、BHIの対象となるが、利用の可否と質は地域によって異なる。2023年時点で、ほとんどの精神疾患治療に必要な医薬品は一般的に入手可能であった。メンタルヘルス資源の大半は、より発展した東海岸の省都に集中していた。メンタルヘルス・サービスは、コミュニティやプライマリ・ヘルスケア部門ではなく、大規模な専門病院に集中する傾向があった。医療従事者は主に精神科医と看護師で構成され、一般的にカウンセラーやセラピストはほとんどいなかった。サービスは通常、外来ベースで提供されていた。国際的な研究者らは、2022年時点での中国の精神医療ニーズを満たすには、中央集権的な精神医療システムでは不十分であると報告している。

HIV感染者

2.44 WHOが2018年に発表した公式統計（入手可能な最新データ）によれば、中国におけるHIV感染者は約125万人であった。中国疾病予防管理センター及び国内情報源によれば、COVID-19のパンデミック期間中にHIV/AIDSの症例数が13%減少した。主な要因は、ソーシャル・ディスタンス制限による対人接触の減少である。国内情報源はDFATに対し、2023年においても全体的なHIV感染率が低下傾向にあると述べた。

2.45 中国政府はHIV/AIDS感染者に対する検査・治療の補助を提供し、感染対策プログラムに資金を投入している。採血センターにおける血漿提供を通じたHIV感染事例を受け、2003年に全国無料抗レトロウイルス療法制度が導入され、HIV感染者の抗レトロウイルス療法適用範囲が拡大した。早期発見に重点を置いたことで、中国では2023年時点でHIV/AIDSはもはや命に関わる疾患ではなく、長期治療で管理可能な慢性疾患とみなされるようになった。

2.46 地方レベルでは、政府と省当局が共同で資金を拠出する「性感染症・エイズ予防管理ボランティア協会」のセンターが、HIV/AIDSに関する公衆衛生教育を実施している。これらのセンターは治療選択肢に関する助言や無料抗レトロウイルス薬の入手方法も提供し

ている。2023年時点でのサービス受給資格は、[戸口登録](#)ではなく、実際の居住地・就学地・就業地を基にしていた。2023年には「Blued」などのオンラインアプリも、インターネット上でのHIVサービス普及に重要な役割を果たした。アプリはチャット・ルーム、オンライン・パートナー通知、オンライン検査票、バナー広告、インタラクティブな対象別介入、HIV高リスク集団に特化したウェブサイトを通じて、HIV予防情報を個別に入手できる手段を提供した。

2.47 中国では、HIV感染者に対する雇用・医療・教育分野での差別対策として、伝染病防治法（2004年）、エイズ防治条例（2006年）、就業促進法（2008年）などの法律が整備されている。国内情報源は2023年、DFATに対し、公的差別や政府サービスを利用できないことに関する苦情に対処する法的救済手段とメカニズムが存在すると述べた。中国法に基づき雇用主を訴えて勝訴した事例もある。例えば2013年、中国南東部の教師が、採用前健康診断でHIV陽性と判明したため教職に就けなかった事件で、判例となった裁判に勝利し賠償金を得た。

2.48 省政府はHIV感染者に対する社会的認識を変えるための啓発活動を展開しており、国内情報源によれば2023年時点で汚名の軽減が始まっている。政府主導の汚名軽減キャンペーンはテレビで放送されたほか、SNSで掲載され、大学のキャンパスでも実施された。HIV感染者への差別撤廃を目指す「国際エイズ差別撤廃デー」などのイベントも広く周知された。しかしながら、HIV/AIDS感染者は特に職場において差別を受ける場合があった。HIV感染が判明した従業員が長期休暇を強制されたり、解雇されたりする事例が報告されている。

2.49 DFATは、HIV感染者は通常、自身のHIV感染の有無に基づく公的差別や政府サービス利用における障壁を経験していないと評価している。HIV感染者には雇用機会へのアクセスにおいて社会的差別に直面する中度のリスクがある。2024年の本報告書公表時点で、DFATはHIV感染の有無のみを理由とした暴力被害の事例を把握していない。LGBTQIA+の人々には交差的リスクが高まるおそれがある（「[性的指向及びジェンダーアイデンティティ](#)」を参照）。

政治制度

2.50 中国はCCPによる一党独裁国家である。形式的には少数政党が存在するが、これらはCCPによって審査され、同党に従属する立場にある。CCPの主要な組織は、規模（大きい順）と実質的な政治権力（弱い順）の順に、中央委員会、政治局、政治局常務委員会（PBSC）である。

2.51 9,900万人の細胞党员から、約2,300人の代表が5年に1度の全国代表大会に選出される。全国代表大会の主な機能は、約380名から構成される中央委員会を選出することである。中央委員会は、5年に1度の大会開催期間外において大会の機能を代行する。中央委員会の意思決定機関は政治局であり、党内最高位の24名で構成され、中央委員会が休会中の機能と権限を行使する。権力は7名から成るPBSCに更に集中する。各常務委員は特定の担当分野を持つ。総書記（習近平）と首相（李強）も常務委員である。

2.52 中央政府の下に位置するのが省政府と自治区政府である。自治区は少数民族比率の高い地域であり、広西、内モンゴル、寧夏、チベット、新疆などが該当する。名目上、こ

これらの地域にはより憲法に基づく高度な自治権が付与されている。省・自治区の下には、地区、県、自治県、郷、村が位置する。北京、重慶、上海、天津は中央政府の直轄市である。CCPは各レベルの政府に組み込まれており、村レベルから北京の国家レベルまで上位機関への報告が行われる。

2.53 省レベル以下の政府は、保健、教育、失業保険、社会保障、福祉に関する公的支出の大部分を担っている。このため、これらのサービスは地域によって（多くの場合、村ごと又は県ごとに）異なり、サービスの質を一般化することは困難である。例えば、農村部の税収が低いことは、インフラの質が低いことを反映している可能性がある（「[教育](#)」、「[健康](#)」も参照）。

中国共産党（CCP）

2.54 中国の政治情勢はCCPが支配している。党、行政、[立法](#)及び[司法](#)は表向きこそ別個の機関であるが、中華人民共和国憲法は全ての機関がCCPに従属することを明確に規定している。政府機関、司法機関、企業には並行する党組織及び／又は党「細胞」（後述）が置かれている。政府、司法、国有企業、立法府の幹部もCCPの役職を兼務している。

2.55 CCPは「細胞」（「委員会」又は「支部」と称することもある）単位で組織化されている。CCP党員が3人以上いる組織（国民15人当たり約1人の党員比率）は必ず党細胞を設置しなければならない。政府機関、民間企業、社会的企業、自治会には約500万の党細胞が存在する。細胞は上位の委員会に、委員会は更に上位の政府組織の指揮下にあり、最終的には北京の中央政府に至る指揮系統が存在する。

2.56 かつて党員には農民や労働者が多かったが、現在のCCP党員は主に若者と大学卒業者である。党員の約3分の2は男性が占めている。党員資格は選抜制で、入党には数年にわたる学習、試験、身元調査が伴う。複数回の入党申請は珍しくない。入党の利点には、威信や人脈（グワンシー）の獲得が挙げられ、これらは他の手段では得られない。グワンシーは中国文化において極めて重要であり、キャリアや経済的成功を大きく促進し得る。

2.57 党は広範な人事組織（「組織部」）を有し、政府や国有企業の幹部職人事に関与している。党は巨大な宣伝部も有している。中央規律検査委員会は、党規律の遵守と[汚職撲滅](#)を担当している。

汚職

2.58 トランスペアレンシー・インターナショナルの2023年版「腐敗認識指数」（1が最も腐敗が少ないと認識されている）において、中国は180か国・地域中76位であった。米国内務省の2023年版「中国人権報告書」は、中国の汚職を「深刻」と評し、裁判所の判決や土地使用権、不動産、鉱業・インフラ開発など「政府の規制が厳しい分野」で汚職が頻発しており、これらの分野は詐欺、賄賂、キックバックの温床となりやすいと指摘している（「[文書及び不正行為](#)」、「[出入国手続](#)」も参照）。

2.59 中国の文化的背景を持たない者にとって汚職と認識される行為も、中国国内ではグワンシーとみなされる場合がある。グワンシー（文字どおりの意味は「関係」）とは、ビジネスや政府における進展が利益供与ネットワークに依存するシステムであり、「面子」（自尊心、威信）の授受や、便宜・贈答品の交換によって成り立つ。グワンシーが良好な

場合、ビジネス、社会的、法的に有利な成果をもたらし、グワンシーが悪いとそうした成果が得られない可能性がある。

2.60 CCPは汚職疑惑を深刻に受け止め、党の正統性に対する脅威とみなしている。汚職に対する罰則は、重大かつ注目度の高い事件では[死刑](#)となる場合もあり、実際に科された事例もある。例えば、2023年には周江勇・杭州市元党委員会書記が、2022年には孫力軍・公安部元副部長が、収賄の罪で執行猶予付きの死刑判決を受けた。公務員による汚職疑惑は、まず中央規律検査委員会や国家監察委員会などの党機関が調査する。公務員は一般的に、詐欺や横領など伝統的に汚職と定義される犯罪の疑惑でこれらの機関から調査を受けるが、これらの機関は[忠誠心や思想的な純粋性に欠ける](#)と判断された公務員も調査対象とするようである。

2.61 2013年に就任した習近平国家主席は、高官から下級公務員までを対象とした全国的な反汚職運動を開始した。初年度だけで18万人以上の公務員が処分を受けた。その後の10年間で370万人の幹部が処罰され、その中には国家・省レベルの指導者の約1%が含まれる。2024年1月上旬、主要な反汚職会議であるCCP中央規律検査委員会第3回全体会議において、習近平国家主席は、自身の指導下では、党による永続的な反汚職運動の手を緩めることはない¹と表明した。2024年には、地元メディアが[金融部門](#)の高官を対象とした継続的な反汚職運動を報じ、同運動の結果、多数が[逮捕](#)され、[有罪判決](#)を受けた。

人権の枠組み

2.62 中国は主要な国際人権条約の一部を批准している。ただし、拷問等禁止条約の選択議定書、死刑廃止を目的とする市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書、強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約の締約国ではない。中国は経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約に署名しているが、批准しておらず、批准予定の時期も明示していない。これらの条約に署名しないことで、中国は宗教又は信条の自由、表現の自由（学問の自由を含む）、結社及び集会の自由、その他の重要な市民的及び政治的権利に関する法的義務を負う締約国となることを避けている。詳細は[国連人権高等弁務官事務所](#)（OHCHR）のウェブサイト²を参照のこと。

2.63 憲法第2章は市民の権利と義務を規定している。これには[選挙権](#)、[「国家機関及びその職員を批判する権利」](#)、[言論](#)及び[宗教的信条](#)の自由が含まれる。憲法は国が「人権を尊重し保護する」と規定しているが、実際には、これらの権利はいずれも、特に政治的・社会的安定への脅威とみなされる場合には、厳しく制限されている（[「治安状況」](#)、[「恣意的逮捕及び拘禁」](#)も参照）。憲法は司法審査の対象外であり、憲法上の権利を裁判所で主張することはできない。

2.64 2019年、中国政府は中華人民共和国建国70周年を記念し、人権に関する白書を発表した。この白書は「幸福」（「幸福な生活を送ることは基本的人権である」と主張）、貧困撲滅、食料・水・住居・健康への権利を強調した。中国当局は生存権と発展権を基本的人権とみなしている一方、国連の世界人権宣言は生命、自由（liberty）、安全、自由（freedom）に対する平等かつ不可侵の権利を推進している。

治安状況

2.65 中国は法執行機関、軍隊、準軍事組織、政府機関、情報機関からなる巨大な治安機構を有している。中国財政部の報告によれば、2017年の中央政府支出の6.1%（約2,550億豪ドル）が国内治安に充てられた。治安要員の正確な人数は公表されていないが、公安部党委員会は2022年、全国の治安機関で190万人の警察官が勤務し、少なくとも基本的な法執行資格を有していると確認した。

2.66 コンパリテック社とHISマーケット社による2023年の調査によれば、中国の都市は世界で最も厳しいCCTVによる監視下に置かれている。2023年の推計では、中国国内で稼働する監視カメラは少なくとも6億台、つまりほぼ2人に1台の割合であった。中国の発展の進んだ都市では、監視・追跡能力が広く普及し高度化していた。2024年には顔認証などの身元監視技術が広く監視目的で利用され、[ウイグル族](#)や[チベット族](#)、元薬物使用者、精神疾患の患者、[活動家](#)など多様な「ブラックリスト」対象者の行動追跡に用いられた。国内情報源は2023年、DFATに対し、CCTVによる監視が極めて広範かつ高密度に展開されているため、個人の移動をリアルタイムで追跡可能だと述べた。

2.67 2023年の中国では暴力犯罪はまれであり、海外メディアによれば減少傾向が続いている。ただし、軽犯罪、詐欺及び極めて辺境の国境地域における孤立した強盗事件は依然発生している。

2.68 2023年における「テロリズム」や「市民騒乱」に関連する国家安全保障上の脅威は低かったものの、散発的な事件は発生した。例えば2023年5月、雲南省納古鎮で地元住民と警察の間で暴力的な衝突が発生した。警察は歴史的建造物である納家営モスクのドームを解体しようとしていた。2022年11月には広州で大規模な労働者によるデモが発生した。

2.69 2015年11月14日付けの中国公安部の声明によれば、[新疆](#)における治安取締りはウイグル分離主義者やテロリストが関与したとされる事件が原因であった。この中には2009年のウルムチ暴動、2013年の北京での襲撃事件、2014年の昆明での襲撃事件及び2013年と2014年に新疆で発生したその他の事件が含まれる。2024年の本報告書公表時点で、DFATはこれより最近の事件を把握していない（「[ウイグル族](#)」も参照）。

2.70 中国政府は、分離主義者と（東トルキスタン・イスラム運動を含む）中国を標的とする外国の過激派組織との関連性を指摘している。当局は、新疆におけるテロ対策と社会安定政策の結果、近年新たな暴力攻撃は発生していないと報告している。2024年1月23日、中国国務院は「中国のテロ対策の法的枠組み及び措置（China's Legal Framework and Measures for Counterterrorism）」と題する白書を公表し、その行動が国内法の枠組みに沿った合法的なものであることと正当化した。AP通信は2022年、新疆の[ウイグル族](#)が多数を占める地域における収容率が世界でも最高水準であり、中国全体と比較して30倍以上高いと報じた。イェール大学マクミラン・センターによる2024年の報告書「敵としてのウイグル族（Uyghur Race as the Enemy）」によると、2017年から2021年にかけて新疆で起訴されたウイグル族は計54万826人に上り、累積刑期は440万年、1人当たり平均8.8年の刑期が言い渡された。ロンドン大学ワールド・プリズン・ブリーフによれば、この数値は中国司法部管轄の刑務所に収容された有罪判決を受けた者のみを対象としており、裁判前の勾留、行政拘禁及び「再教育」キャンプに収容されている多数のウイグル族は含まれていない（[恣意的逮捕及び拘禁](#)」、「[司法](#)」、「[拘禁及び刑務所](#)」も参照）。

2.71 中国の法律では「国家安全保障」と「保護情報」の定義が広く、反スパイ法（2023年）や2024年改正の国家秘密保護法（1988年）を含め、治安当局による解釈の余地を大きく残している。CCPの利益に反する外国の行動を助長するとみなされた者は、終身刑や死刑を含む厳しい法的処罰を受けることになる。

2.72 対外関係法（2023年）は、「国際法及び規範」に違反し、中国の主権、安全及び発展上の利益を危険にさらす行為に対して、中国が相応の対抗措置及び制限措置を講じる「権利」があると規定している。同法第22条は、中国が人権の普遍性の原則を堅持すると規定しているが、「各国の実情に照らして」という重要な限定詞を付記している。同法第30条及び第31条は、国際条約が憲法に抵触してはならないと規定しており、国際法や条約が「国家の主権、国家安全保障及び公共の利益」を損なうと判断された場合、中国がそれらを見做す余地が拡大する可能性がある。

3. 難民条約に基づく申立て

人種／国籍

3.1 中国政府は公式に56の民族を認定している。2023年時点で漢民族は総人口の91%以上を占め、社会的・政治的・経済的に最も支配的な民族とみなされている。残る55の民族は慣習的に「少数民族」と総称され、その一部は「自治区」に暮らしている。2021年、中国国家統計局は2010年から2020年までの少数民族の人口増加率が漢民族の2倍であったと報告した。

3.2 憲法第33条は、全ての国民が「法律の下で平等」であり、政府は「人権を尊重し保護する」と定めている。歴史的に中国は、[出産計画](#)、[教育](#)へのアクセス、融資、[雇用](#)などの分野で少数民族集団に対する限定的な優遇措置を推進してきた。しかし、この方針は2014年以降着実に後退している。2014年に開催された第6回全国民族团结進歩表彰大会で、習近平国家主席は「祖国、歴史及び民族に関する正しい観念をしっかりと確立し、国家の最善の利益と民族团结の大局を自覚的に擁護するよう」全民族の人民を指導する必要性があると述べた。

3.3 中国の言語・文化政策は、少数民族が他のアイデンティティを表現する能力を抑制することで、単一の中国的アイデンティティを促進する方向にある。政府は2021年1月、少数民族学校が少数民族言語で教育することを認めていた地方条例が中華人民共和国憲法に抵触すると発表し、少数民族言語の使用は縮小されることになった。CCP中央委員会における少数民族出身者の割合も減少傾向にあり、2022年には10年ぶりの低水準を記録した。2023年には政治局員に少数民族出身者は存在せず、省級行政区画の党委員会書記を務める少数民族出身者は僅か1名にとどまった。2015年に[宗教](#)に特化して始まった「漢化」運動は、2024年には更に強化され、少数民族に対して、漢民族中心の理想化された中国的アイデンティティへの同化圧力を強めている。

(中国の) モンゴル族

3.4 中国には約600万人のモンゴル族が暮らしており、その大半は内モンゴル自治区(IMAR)及び隣接各省に集中している。中国のモンゴル族は、民族的、文化的及び宗教的に中国の漢民族とは異なり、モンゴルやロシアのモンゴル系集団と緊密な関係を有している。中国のモンゴル族の大半は[チベット仏教又は金剛乗仏教](#)を信仰しているが、一部はシャーマニズムの慣習を維持している。2024年には、王莉霞というモンゴル族女性がIMAR主席(省長に相当する職位)を務めている。

3.5 中国のモンゴル系民族は総称して「南モンゴル族」(ウブル・モンゴル)と自認しているが、互いに対しては、通常、特定のモンゴル系部族名(チャハル、ゴルロス、ホルチン、オールドス、トゥメドなど)を用いる。モンゴル語で「ウブル」は「南」を意味し、歴史的にモンゴル族が暮らしていたゴビ砂漠の南(及び西)の地域を指す。

3.6 IMARへの漢民族の移住は顕著である。同自治区では漢民族が多数派であり、モンゴル族の人口比率は現在僅か17~20%にすぎない。[移住](#)、土地の収用、収用に対するモンゴル族の[抗議運動](#)は、1949年の革命以前から存在していた。2019年、IMARヘシグテン旗のダラエヌール湖周辺で遊牧民を対象にした放牧禁止措置に抗議する活動に関与した複数の

モンゴル族活動家が刑事拘禁された。活動家のオ・セチェンバートル、ツォギル、バルダンはその後、「公務執行妨害」及び「けんかを売り、トラブルを引き起こした」罪で起訴された。2023年6月、IMARザルード旗の牧畜民が、集団所有の放牧地を中国企業に売却することに抗議していたところ、ブルドーザーにひかれた。また、その土地への立入りを阻止しようとした同地域の他のモンゴル族活動家たちは、企業関係者から暴行を受けた。伝統的な放牧地の収用に抗議する中国のモンゴル系住民も、海外メディアと接触した後、当局に逮捕されている。

3.7 2020年、IMAR教育庁は同自治区における9年間の義務教育において、[指導言語](#)をモンゴル語から標準中国語に変更する計画を発表した。この言語の変更は2023年9月1日に全面施行された。新たな教育方式では、モンゴル語による指導が全教科において標準中国語による指導に置き換えられ、モンゴル語とモンゴル文学の科目のみが例外となった。2020年8月及び9月に証言を収集した海外メディアや学術研究者によれば、モンゴル系住民は、この提案が協議を経ておらず、少数民族に教育手段として自民族の言語を使用する権利を認めている中華人民共和国憲法第4条及び民族区域自治法（1984年）第36条に反していると懸念を表明した。

3.8 海外メディアは2020年9月、IMARフフホト市の政府関係者による音声リークを公開した。それによれば、2025年よりモンゴル族学生は大学入試をモンゴル語ではなく標準中国語で受験することが義務付けられるという。この変更により、モンゴル族は母語ではない言語で、世界で最も競争率の高い大学入試（高考）において数百万人の漢民族の高校卒業生と直接競争することを強いられることになる（「[ウイグル族](#)」、「[チベット族](#)」も参照）。国際的な学者らは2020年、大学入試の言語変更が若年層のモンゴル族を高等教育及び中国労働市場から更に周縁化し、体系的に排除する可能性が高いと指摘した。

3.9 2020年にIMARで教育におけるモンゴル語指導が廃止されることへの抵抗は、請願書を提出したり、親が子供を自宅にとどめたりするなど、主に平和的な手段で行われた。2020年に学術研究者に提供された情報によれば、この変更への反対はIMARシリントル盟で最も強く、一部の郷レベルの単位では全世帯が署名した請願書を提出したという。ディプロマ誌は2020年9月、子供を学校に通わせることを拒否した親が当局に拘束されたと報じた。SBSニュースによれば、2020年にIMARの地元当局は、オーストラリア在住者を含むモンゴル族に対し、内モンゴルで起きている「問題」についてSNSで発言しないよう警告した。

3.10 2021年、国際的な人権擁護団体や研究者は、中国政府がモンゴル族を強制的に同化させ、モンゴル文化を破壊するために言語政策の変更を実施したと述べた。伝統的な土地から漢民族が多数を占め、標準中国語が支配的な都市へとモンゴル族が強制移住させられる中、政策変更以前からモンゴル語の使用は減少傾向にあった。ラジオ・フリー・アジアやSBSニュースなどの海外メディアは2020年、IMARの学校におけるモンゴル語による教育と言語教育の段階的廃止計画に対する抗議として、複数のモンゴル族が自殺したと報じた。

3.11 当局は、モンゴル族に関する書籍の禁止、歴史的功績に関する言及の削除、チンギス・ハンの歴史からの抹消など、中国国内におけるモンゴル文化表現への規制を強化している。例えば、2023年5月、海外メディアは著名な歴史家でありモンゴル活動家であるラ

ムジャブ・ボルジギンが、現在のIMARにおけるCCPによるモンゴル族のアイデンティティ弾圧の歴史を3巻構成で出版すると表明した後、「無期限」の自宅監視条件違反で逮捕されたと報じた。2023年9月の海外メディアの報道によると、当局は、モンゴル族を中華民族の一部として描く点で記述が不十分であり、公式の言説に沿わない歴史観を提示したとして、2004年以降、IMARで使用されていた教科書「モンゴル族総史（A General History of the Mongols）」を禁止したと報じた。

3.12 2023年9月、当局はIMARフフホト市で上演予定だった承認済みの舞台作品「モンゴル・ハン」を禁止した。海外メディアによれば、当局は会場への電力供給を停止し、建物への立入りを禁止したほか、制作スタッフが公の場でモンゴルの伝統衣装（デール）を着用することを禁止した後、全出演者を常時監視下に置いた。2020年、国際的な学者らは、中国国家文物局が国の新たな言説に沿うよう、モンゴル文化を偏向的に書き換えたと指摘した。モンゴル史に関する展示物から「チンギス・ハン」「帝国」「モンゴル」といった言及が削除されたのである。フフホト市の歴史博物館の職員は2023年、海外メディアに対し、チンギス・ハン展が中止された理由について「特定の民族を他の民族より強調したくなかった」と説明した。

3.13 2024年7月6日、CCPのIMAR委員会は、中国におけるモンゴル文化とIMARの文化的・歴史的遺産を「北疆文化」として定義しなおすキャンペーンを正式に開始した。これは異なる民族を「混交」させ、「中華民族の強固な共同体意識を醸成する」ことを目的としている。2024年7月17日付けの国営紙「内蒙古日報」は、「北疆文化ブランド」の目的は「全民族の人々に教育と指導を行い、国家、歴史、民族、文化及び宗教に対する正しい認識をしっかりと確立させること」にあると報じた。国際的な学者らは2024年8月、この「北疆文化」キャンペーンが、中国のモンゴル族の居住地が「モンゴル族の故郷ではなく中華人民共和国の不可分の一部であり、この地域は常に漢民族とモンゴル族などの民族が融合した多民族地域であった」ことを示すために利用されていると指摘した。2024年8月現在、「北疆文化」という用語が使用されているのは標準中国語情報源にほぼ限られており、主に国内向けの意識形成を目的としている。

3.14 DFATは、中国のモンゴル族が人種に基づく公的差別（嫌がらせ、[恣意的拘禁](#)、治安関連犯罪での起訴）に直面する中度のリスクがあると評価している。公務員への採用や教育へのアクセスにおいても公的差別を受けている。中国のモンゴル族は、権利、自治又は自己決定権の拡大を求める抗議活動に参加したり、公の場で主張したりした場合、公的差別を受ける高度のリスクがある。DFATは、中国のモンゴル族には社会的差別を受ける低度のリスクがあると評価している。

3.15 中国のモンゴル族の多くは[チベット](#)仏教徒と共通の宗教や慣習を持つ。チベット[仏教徒](#)と同様、ダライ・ラマへの崇敬は逮捕につながる可能性が高い。DFATは、中国のモンゴル族が宗教に基づく公的差別（嫌がらせ、[恣意的拘禁](#)、いわゆる宗教犯罪による訴追など）を受ける中度のリスクがあると評価している。

チベット族

3.16 チベット族は、言語的・文化的な類似性を共有する複数の関連民族集団に由来し、その大半がチベット仏教又は金剛乗仏教を實踐している。チベット族は、民族的、文化的

及び宗教的に中国の漢民族とは異なる。中国のチベット族の現人口は不明だが、チベット自治区（TAR）並びに隣接する青海省、甘肅省及び四川省に500万～700万人が暮らしていると推定される。2023年においても同地域への入域は政府により厳しく制限され続けているため、TARの状況に関する検証可能な情報へのアクセスは限られている。

3.17 2023年10月以降、CCPは英語での発信において、「チベット」という名称を、標準中国語名「西藏」のローマ字表記である「Xizang」に置き換える動きを加速させている。2023年10月、地元メディアはCCPと関係のある地元学者の発言として、「チベット」という名称は、国際社会に対して地理的に誤解を招くため変更が必要だと報じた。その理由として、この名称がTARだけでなく、青海省、四川省、甘肅省及び雲南省のチベット関連地域も包含していることが挙げられている。本報告書では、国際社会で最も一般的に使用され理解されている名称である「チベット」「チベット族」「チベット自治区（TAR）」を用いる。

3.18 TARは中国で最も貧しい地域の一つである。政府は1990年代半ばから同地域の貧困対策と経済開発への投資を開始し、投資によって貧困が大幅に減少したと公式に発表している。これは遊牧民を「再定住地」に移住させ、訓練と教育を提供することで部分的に達成された。政府はこれらの移住は自発的だと主張したが、人権団体は移住が強制されたものであり、遊牧地からの移住が伝統的な牧畜生活様式を破壊したと報告している。2021年には、海外メディアに対し匿名を条件に取材に応じたチベット族たちが、経済発展の恩恵はチベット族よりも、TARに移住した数十万人の漢民族の方が大きく受けていると述べた。

3.19 フリーダム・ハウスの2023年版「世界の自由度」報告書（Freedom in the World）は、ダライ・ラマへの支持表明やチベット旗の使用といったチベット族としてのアイデンティティの表明が、拘禁や禁錮刑を含む厳しい処罰の対象となっていると指摘した。米国国務省の2022年版「チベット族人権報告書」によれば、当局は電子的に、また手作業で私信を監視し、令状なしに携帯電話や個人宅を捜索し、ダライ・ラマの著作、写真、教えやその他の規制品を探していた。

3.20 同報告書によれば、当局はTARで監視システムを導入している。この中には顔認証やスマート身分証の活用のほか、「グリッド管理制度」が含まれ、当局が「過激派」や「分離主義者」とみなす個人を特定する取組を容易にしている。グリッド管理制度は複数の世帯やその他の組織をグループ化し、グループの他の世帯における経済的問題や政治的違反行為を含む問題を当局に報告するよう促している。

3.21 HRWは2022年、当局がTARのチベット族から恣意的にDNAを採取したと報告した。DNA採取のための血液サンプルは、少なくとも2016年6月以降、幼稚園に通う子供を含む5歳の男子全員から、自治区内の自治体で組織的に採取されていた。2022年、地元警察はDNAサンプル取得に犯罪行為の確かな証拠は不要であり、チベット族は提供を拒否できないと表明した。2022年、TARチャムド市当局は、治安機関が違法・犯罪分子を摘発し、取り締まるためにはDNAの大量収集が必要だと述べた。

3.22 2023年、OHCHRは約100万人のチベット族の子供が家族から引き離され、中国国営の寄宿学校に強制的に入学させられたと報告した。これらの学校では授業が全て標準中国

語で行われている。2023年2月、国連特別手続のマンデート保持者3人が、中国の国営寄宿学校制度が、国際人権基準に反し、チベット族を多数派である漢民族の文化に「同化」させることを目的とした強制的な大規模プログラムとして機能していると述べた。

3.23 2023年4月27日、国連特別報告者（現代的形態の奴隷制及び人身取引担当）は、チベットにおける「労働移転」及び「職業訓練」プログラムについて懸念を表明した。2015年以降、数十万人のチベット族が文化的・政治的洗脳を目的とした低賃金労働へ強制的に従事させられていると報告されている。2022年の国連総会報告書で、特別報告者（現代的形態の奴隷制担当）は、TARにおいて強制労働を示す非自発的労働を伴う国家主導の制度が確認され、「広範な労働移転制度により、主に農民、牧畜民などの農村労働者が低技能・低賃金の雇用に転換させられている」と指摘している。チベット族の強制労働に関する信頼できる報告は2023年に公開情報の資料で確認され、チベット族は国連の専門家や人権団体に対し信ぴょう性のある証言を行っており、事案発生の強いパターンを示している。DFATは2023年にこれらの主張を検証できなかったが、信ぴょう性があるものと判断している。

3.24 米国国務省の2022年版「チベット族人権報告書」は、チベット族求職者は政治的背景調査の対象となり、政府と異なる宗教的・政治的見解を持つ者は雇用されない可能性があるとして述べた。2023年10月の海外メディア報道によれば、公共部門での雇用を求めるチベット族は「信用・信頼できる公民」であること、ダライ・ラマを否定すること、分離主義を慎むこと、CCPへの忠誠を維持することといった政府の要求に従わねばならない。2023年、フリーダム・ハウスは農村部に暮らすチベット族の大多数が標準中国語を話せないため、雇用機会が限られていると報告した。人権NGOの報告によれば、2022年には地方政府がチベット族の親に対し、子供に標準中国語を教えるために標準中国語研修の受講を義務付け始めたという。

3.25 チベット族は旅券の取得や更新が困難な場合が多い。国内情報源は2023年、DFATに対し、一部のチベット族が賄賂を支払ったり、海外で政治活動を行わないことを誓約したりした上で旅券を取得していると述べた。米国国務省の2022年版「チベット族人権報告書」によれば、チベット族が旅券を所持していても、出国管理を回避するため使用しない場合が多いという。フリーダム・ハウスは2023年、チベット自治区内でも移動制限が施行され、特に国境に接する地域への移動が制限されているほか、チベット族の出国がほぼ不可能になっており、仮に出国できた場合でも中国帰国時に拘束されるリスクに直面すると報告している（「[帰還者の取扱い](#)」も参照）。

3.26 DFATは、チベット族がTAR及び中国国内のその他のチベット族地域において、人種及び宗教に基づく公的差別（嫌がらせ、[恣意的拘束](#)、いわゆる宗教・治安関連犯罪での訴追）を受ける高度のリスクがあると評価している。DFATは、チベット族が公共サービス・社会サービス、住宅、公務員への採用及び教育へのアクセスにおいても公的差別を受けると評価している。DFATは、チベット族が社会的差別を受ける高度のリスクがあると評価している。

ウイグル族

3.27 ウイグル族は中央アジアに由来するテュルク語族の話者で、大多数がスンニ派イスラム教徒である。ウイグル族は漢民族とは民族的・文化的・宗教的に異なり、トルコ人、ウズベク人、カザフ人、トルクメン人、キルギス人、アゼルバイジャン人と密接な関係を持つ。中国国内には推定1,200万人のウイグル族が暮らしており、その大半は新疆に集中しているが、甘粛省、青海省、TAR及び湖南省にも少数民族として居住している。国内情報源は2023年、DFATに対し、ウイグル族は当局による継続的な威圧に直面しており、恣意的な拘禁のリスクがウイグル族コミュニティに恐怖心を植え付け、自己検閲の習慣を助長しており、同コミュニティとの接触は困難になったと述べた。

3.28 2017年から2019年にかけてピークを迎えた政府主導の治安取締り（「治安状況」を参照）の後、2023年においても、新疆における現地情報の入手は依然として制限されており、外国人による同地域への渡航は厳重に監視されていた。2022年8月の公式声明で、新疆ウイグル自治区（XUAR）人民政府新聞弁公室は、中国が自国領土の「不可分の一部」である新疆における暴力的なテロリストや分離主義者に対処するために「高圧的な姿勢」を維持し「断固たる措置」を講じたと表明した。

3.29 OHCHRは、2022年5月の新疆への集中的な調査と訪問を経て、同年8月、中国がウイグル族を対象としたテロ・過激主義対策戦略の適用において「重大な人権侵害」を犯したと結論付けた。さらに、個人及び集団として享受される基本的権利の制限・剥奪という文脈におけるウイグル族への恣意的かつ差別的な拘禁の程度は、「人道に対する罪」を構成する可能性がある。2024年、国際人権サービス機構は「中国政府が信頼性を損なおうとしているにもかかわらず、新疆報告書とその勧告はウイグル地域における実質的な人権改善への道筋を示している」と述べた。

3.30 オーストラリア政府の立場は、ジェノサイドの罪又は特定の人道に対する罪が犯されたか否かの判断は、適切な裁判所や法廷の管轄事項であるというものだ。ジェノサイド及び人道に対する罪は国際法上特定の定義を有する。米国政府、複数の議会（カナダ、オランダ、フランス、英国）及びNGO主導の「ウイグル法廷」は新疆における人権侵害をジェノサイドと認定している。2024年の本報告書公表時点において、適切な裁判所又は法廷による独立した認定は行われていない。

3.31 国際人権団体、学者及び海外メディアは、中国政府が漢民族の移住を利用して新疆の人口構成を変えようとしていることを記録している。2022年3月に流出したいわゆる「新疆公安ファイル」は、「民族人口分布の深刻な不均衡」が「30万人の漢民族移住者の新疆南部への移住を必要としている」という政府の見解を述べていた。地方政府は漢民族男性とウイグル族女性の異民族間結婚を積極的に推進している。ディプロマット誌の2022年の報道によれば、漢民族男性との結婚を拒否したウイグル族女性の花嫁候補は刑務所に収容すると脅迫されていた。

3.32 制限的な家族計画政策とウイグル族女性の出産を管理する強制的措置により、新疆における人口構成が漢民族優位なものに変化したと報告されている。2020年、AP通信は政府当局者がウイグル族女性に妊娠検査を実施した後、子宮内避妊器具の強制装着、不妊手術、中絶を強要したと報じた。2021年に流出したウイグル族収容所収容者リストによれば、新疆の一部地域ではウイグル族男女が「子供を多く産みすぎた」として拘束され、後に禁錮刑を宣告された。入手可能な最新の公式統計である2018年版「新疆統計年鑑」によ

れば、ウイグル族が多数派を占めるホータン地区とカシュガル地区の出生率は、2015年から2018年にかけて60%以上減少した。2020年には、中国全土の出生率低下幅は僅か4.2%にとどまったのに対し、新疆全域の出生率が更に24%低下した。

3.33 新疆では、イスラム教徒やウイグル族としてのアイデンティティの表明が厳しく管理されており、民族衣装、ひげ、言語、食習慣などが制限されている。例えば、海外メディアは2019年、ザヒレ・メメットが2010年5月から2015年にかけて、地元村役場の職員の助言に反して「長衣を着用し、顔を覆い、ヒジャブを着用した」として逮捕され、禁錮15年を宣告されたと報じた。国内情報源は2023年、DFATに対し、ウイグル族が当局とのトラブルを恐れて、ひげを生やしたり、伝統的な挨拶である「アッサラーム・アライクム」を含む特定の表現を使用したりすることができないと述べた。2020年の海外メディア報道によれば、ウイグル族は当局から豚肉などのハラーム食品の摂取や飲酒を強制された。ウイグル族はまた、子供に「過度に宗教的な」名前を付けることも禁止され、医療や教育へのアクセスを提供する戸口制度から排除すると脅迫された。2024年6月、HRWは、新疆当局が「ウイグル族にとって宗教的、歴史的、文化的な意味を持つ」とみなした新疆の630の村の名称を組織的に変更したと報告した。OHCHRは2022年、ウイグルのアイデンティティや文化的生活の一部である慣行を制限・抑圧する中国政府の法律・政策が、禁止されている理由に基づく少数民族への差別とみなされる可能性がある」と懸念を表明した。

3.34 国内情報源は2023年、DFATに対し、新疆のモスクや書店、家庭ではコーランなどのイスラム教の聖典がほとんど入手できず、ウイグル文字で書かれた書籍は地方図書館で制限され隔離されており、所属する職場からの書面による許可がなければ閲覧できないと述べた。新疆ではモスクでの礼拝参加や断食などの宗教的慣行が積極的に妨げられたり禁止されたりしている。宗教的に重要な場所へのウイグル族のアクセスは制限されている。アムネスティ・インターナショナルやHRWなどの国際人権団体は2021年、イスラム教の宗教儀式が妨害され、政府当局者によってイスラム教の礼拝用物品や遺物が破壊されたと報告した。OHCHRは2022年、新疆において認められている宗教的教義の多様な表現に対し一般的に行われている制限は、政府が掲げる宗教的過激主義根絶の目標にとって必要でも、つりあいが取れているわけでもない」と判断した。

3.35 政府による漢化運動の下で、モスクの閉鎖や改装が頻繁に報告されている。同政策は、党が推進する中国のアイデンティティに沿って、宗教的信条、信仰、実践及び儀式を変容させることを目的としている。国内情報源によれば、新疆のウイグル族が多数を占める地域では、国内の他の地域に比べ、モスクが取り壊されたり、放棄されたり、転用されたり、改装されたりする可能性が高かった。オーストラリア戦略政策研究所（ASPI）は衛星画像を用いて、2020年までに新疆のモスク約16,000棟（全体の65%）が破壊又は損傷させられたと推定した。このうち約8,500棟は完全に取り壊されており、少数民族コミュニティが自らの文化遺産を保護することを認めた中国の民族区域自治法（1984年）に明白に違反している。2024年2月1日、改正新疆宗教事務条例（2024年）が施行され、同地域の宗教は「社会主義の中核的価値観を實踐」し、「漢化の方向性を堅持」しなければならない。同条例では、漢化は全ての礼拝施設に適用され、「建築、彫刻、絵画、装飾において中国の特色と様式を反映する」こととなる。

3.36 2021年、外交問題評議会は新疆が「グリッド」又は「二重連結世帯管理」制度で管理されていると報告した。都市や村はそれぞれ約500人規模の「区画」に分割され、各区画には警察署が設置されている。警察署は管轄区域内の住民の身元を厳重に監視し、移動制限、生体認証データの収集、携帯電話の検査を行う権限を持つ。収集されたデータはデータベースに蓄積され、アムネスティ・インターナショナルが2021年6月の報告書で引用した元政府職員によれば、人々の生活、習慣や人間関係の詳細が記録されていた。2019年には国際調査報道ジャーナリスト連合が、2017年に流出した文書に基づき、このデータベースのデータは逮捕者候補を特定するアルゴリズムに投入されていると報じた。

3.37 2018年以降、大規模監視は新疆の日常的な特徴となっている。2023年時点でウルムチには約210万台の監視カメラが設置されており、これは人口1,000人当たり439台に相当する。これらのカメラには顔認識機能が搭載されていることが多く、ウイグル族を検知し、名前に対して治安上の警告が出ている個人を特定できる。ウイグル族は2017年以降、Androidアプリ「浄網」（クリーン・インターネット）を携帯端末に強制的にダウンロード・インストールさせられている。地元警察は路上での携帯電話の抜き打ち検査を通じて、このアプリのインストールを確実に実施した。アプリは各端末の識別情報を記録し、外部ストレージをスキャンして危険と判断したファイルを探し出し、その情報を政府サーバーへ送信した。

3.38 新疆における技術的監視は、漢民族の「兄姉」との強制的なホームステイという物理的監視によって補完されており、これを通じてウイグル族の伝統的な文化的慣行が監視・制限される。2018年に開始され2023年まで続いた「結対認親」（1つの家族として結束する）キャンペーンでは、漢民族がウイグル族の中国への忠誠度、標準中国語能力、イスラム教への愛着度を評価した上で、「再教育」対象者を推薦した。海外メディアによれば、2018年だけで100万人以上の政府職員（大半が漢民族）が新疆のウイグル族家庭に派遣された。国連の専門家は、2023年9月時点の新疆における国営寄宿学校制度の「差別的性質」が、少数民族の「差別のない教育を受ける権利、家族生活を送る権利及び文化的権利」を侵害していると指摘し、「新疆の学校ではほぼ完全に『公用語』[標準中国語]を指導言語として使用しており、ウイグル語はほとんどあるいは全く使用されていない。また、主にウイグル族及びその他の少数民族の子供たちを家族から引き離すことは、彼らが多数派の標準中国語へと強制的に同化させられたり、漢民族の文化的慣習を身につけさせられたりするおそれがある」と述べた。

3.39 アムネスティ・インターナショナルが2021年6月に公表した新疆のイスラム教徒に関する特別報告書「まるで戦争で敵だったかのように（Like We Were Enemies in a War）」は、再教育や逮捕の対象とされた人々が自宅から連れ去られ、その多くは深夜に、あるいは警察署へ書類提出のためと呼び出されるという口実で行われたと記している。アムネスティによれば、被拘束者は警察署で取調べを受けており、「老虎椅」（足かせが取り付けられた椅子で、一部の人権団体は拷問の一形態とみなしている）に座らされ、恐喝され、過密で不衛生な環境下で拘禁された。警察の取調べ中に死亡した事例も報告されている。ウイグル法廷は2021年、拘禁方法、拷問、その他の暴力、医療を含むケアの欠如により、多数のウイグル族が拘禁中に死亡したと公表した（「[拘禁中の死亡](#)」も参照）。

3.40 新疆におけるウイグル族の大規模な恣意的拘禁が初めて国際的な注目を集めたのは2017年のことであり、2018年末に地方政府が「職業技能教育訓練センター」やその他の「教育による転向機関」を設置することを認める法律が施行された後、報告がより頻繁になった。2018年、国連人種差別撤廃委員会は、中国がXUARを秘密に包まれた巨大な収容所のようなものに変えたことへの懸念を表明し、「権利のない区域」だと指摘した。また、同委員会はいわゆる「過激主義対策センター」に100万人以上が収容され、ほかにも200万人が政治的・文化的教化を目的としたいわゆる「再教育キャンプ」に強制収容されたという信頼できる推定値にも言及した。2017年以降の新疆における拘禁システムの規模について、独立して検証可能なデータを入手することは困難であったが、ASPIの研究者らは380か所以上の疑わしい拘禁施設を特定し、地図を作成し、分析を行った。

3.41 中華人民共和国国務院新聞弁公室によれば、「職業教育訓練センター」は2017年に「テロリズムと宗教的過激主義の温床化と拡散を防止する」ため、法律に基づき設立された。2019年10月から2021年5月にかけて、アムネスティ・インターナショナルは数十人の元収容者に対し、これらの収容施設での体験について聞き取り調査を行った。全員が、中国の歴史、法律、政治、文化及び言語に関する授業への強制参加を報告したほか、収容所内の生活が厳しく統制されており、標準中国語以外の言語の使用（一部の収容者は標準中国語を話せなかった）や、顔を触る行為さえも、祈りの行為とみなされるおそれがあるとして罰せられたとアムネスティ・インターナショナルに述べた。HRWによれば、2019年に流出した文書には、収容所に拘束された者の一部が犯罪で起訴されておらず、家族には「本人のため」と説明していた実態が記されていた。2023年4月現在も、「再教育」目的の拘束、公判前の勾留、その他の拘禁形態の区別は不明確なままである。

3.42 ウイグル族元収容者は、収容所での経験について公に発言している。個々の体験は場所や年によって異なる。2022年、ウイグル法廷では、拘束者の多くが明確な理由もなく拷問を受けたと証言した。その手法として、爪を剥がす、棒で殴打する、「老虎椅」に拘束し休憩なしに手足を何時間も何日も固定する、首まで冷たい水に浸かるコンテナに閉じ込める、立ち上がることも横になることも不可能なほど狭い檻に拘束するなどが指摘された。ウイグル法廷は2022年、拘束された男女がレイプや極度の性的暴行を受けた事例も聴取した。女性被拘束者の中には、電気ショック棒や鉄棒で膣や直腸を突き刺された者もいれば、収容所への入場許可料を支払った男性にレイプされた者もいた。外交問題評議会（CFR）の2021年の報告書「背景資料：新疆における中国によるウイグル族弾圧（Backgrounder: China's Repression of Uyghurs in Xinjiang）」は、収容者がイスラム教の棄教、標準中国語の強制学習、CCPへの忠誠誓約を強要された実態を報告している。元収容者からは、睡眠剥奪、足かせの装着、暴行、性的虐待、電気ショック、ストレスのかかる姿勢での拘束、不衛生で過密な環境下での拘禁も報告されている。アムネスティ・インターナショナルが2019年から2021年にかけて実施したインタビューでは、収容者から、不明な目的で採血されたり、不明の物質を注射されたりするなど、「同意なき医療行為」の事例が報告された。

3.43 海外メディアは、2014年から2019年にかけて、当局が新疆の人口の10%以上（250万人以上）を「労働移転」と称して中国国内の他の地域に移住させたと報じた。米国労働省は2021年、中国国内の10万人のウイグル族及びその他の少数民族の元収容者が、再教育

キャンプでの拘禁後に「強制労働」状態に置かれており、ほかにも多くの農村部の貧困労働者が「拘禁なしの強制」を経験していると推計している。例えば、2023年10月の海外メディア報道によれば、新疆のケリヤ刑務所から数百人のウイグル族受刑者が、地元の農場や工場で1日12～14時間の労働を強制されていた。2022年の国連総会への報告書で、国連特別報告者（現代的形態の奴隷制担当）は「中国の新疆ウイグル自治区において、農業や製造業などの部門でウイグル族、カザフ族などの少数民族に対する強制労働が行われていると結論付けるのは妥当」であり、さらに「強制労働下で被害を受けた労働者に対して行使される権限の性質と範囲（過剰な監視、虐待的な生活・労働環境、収容による移動制限、脅迫、身体的・性的暴力を含む非人道的又は品位を傷つける処遇など）を考慮すると、一部の事例は人道に対する罪としての奴隷化に相当し、更なる独立した分析が必要である」と述べた。海外メディアは2024年2月、新疆の「労働移転による貧困削減」プログラムが2023年も拡大を続け、当局はウイグル族が「国が手配した職を放棄する」ことを積極的に阻止していると報じた。強制労働（ハシヤール）の申立ては公開情報の資料で頻繁に見られ、DFATは2023年にこれらの主張を検証できなかったものの、妥当なものだと判断している。

3.44 一部の収容されたウイグル族は後に解放されたが、中国国外の関係者に自らの生の経験を証言できたのはごく少数である。収容者は課程を修了し就職するため、当局は解放を「卒業」と呼称する。アムネスティ・インターナショナルによれば、2021年時点で収容者は、素行善良、学業成績、少なくとも1年間の収容期間、そして「思想的転向」に応じて解放される可能性があった。元収容者は収容所への再収容の可能性に直面し、一部は解放前にこれを認める文書に署名したと報告している。

3.45 国内情報源はDFATに対し、2023年までに新疆における一部の保安制限が解除されたと述べた。ポストコロナ時代において、習近平国家主席は地方当局に対し「新疆の開放性と自信に満ちた新たな姿を示す」よう指示した。これにより「否定的な見解」に対抗するため、外国人訪問者向けの演出された視察ツアーが相次いで実施された。しかしながら、2023年時点でもウイグル族地域の大半では警察と裁判所の存在感が過剰であり、司法制度を通じた収容者の処理に依然として利用されていた。警察の存在感は依然として強く、2023年12月の海外メディア報道によれば、新疆の人口1人当たりの警察官数は中国国内で最も多かった。しかし国際的な圧力に応じ、治安機関がより高度な技術主導型の手法を採用した結果、警察の全体的な存在感は低下し、検問所も減少した。既知の収容施設の一部は2023年までに閉鎖されたが、全てではない。DFATは2023年時点で、閉鎖された収容施設の詳細や、依然として拘束されているウイグル族の正確な人数を確認できなかった。しかし国際ジャーナリスト、人権活動家、研究者らは、2023年現在も数千人のウイグル族の行方が分かっていないと引き続き報告している。

3.46 2023年時点で、新疆内での移動は可能だが、中国の他地域への移動には困難を伴う場合があり、海外渡航は阻止されることが多いとのウイグル族の報告があった。2016年以降、当局は新疆住民に対し旅券の提出を命じ、あるいは新規旅券の発行不可を通知している。ウイグル族、特に新疆居住者は2023年においても旅券申請の承認取得が極めて困難であると引き続き報告している。

3.47 DFATは、新疆及び中国のその他地域におけるウイグル族が、人種及び宗教に基づく公的差別（[恣意的逮捕及び拘禁](#)、宗教・治安犯罪による起訴、物理的・技術的監視・嫌がらせ、身体的暴力）を受ける高度のリスクがあると評価している。またウイグル族は、公共・社会サービス、住宅、公務員への採用、教育へのアクセスにおいても公的差別を受ける高度のリスクがあると評価している。DFATはウイグル族が社会的差別を受ける高度のリスクがあると評価している。

3.48 DFATは、持続的な公的・社会的差別により、漢民族が支配的な中国主流社会への統合が成功する可能性が低いため、ウイグル族にとって中国[国内での移住](#)は合理的な選択肢ではないと評価している。2023年において、標準中国語を話す中産階級のウイグル族であっても、自身だけでなく親戚や友人の振る舞いや行動、忠誠心によって評価され続けている。ウイグル族又はその家族が、自身の処遇について公に発言した場合、その人物の立場にかかわらず、中国政府による更なる監視の対象となる可能性が高い。

宗教

3.49 中国政府が公式に認めている宗教は、仏教、カトリック、道教、イスラム教、プロテスタントの5つである。西洋では時に宗教とみなされる哲学である儒教は、長らく中国文化を形成してきた。米国政府は2021年、中国人の52.2%が宗教を信仰しておらず、21.9%が伝統的な民間信仰を实践し、18.2%が仏教徒、5.1%が[キリスト教徒](#)、1.8%が[イスラム教徒](#)であると推定した。しかし2023年、現地の学者はDFATに対し、信頼性のある正確なデータが不足しており、また特定されるおそれがある集団の一員と自認することを恐れているため、報告されている宗教信者の数と中国全体の宗教性には大きな乖離があると述べた。

3.50 中華人民共和国憲法第36条は、市民が「宗教的信条の自由」を享受し、「いかなる国家機関、公的機関、個人も、公民に対し特定の宗教を信じるよう強制したり、信じないように強制したりしてはならない。また、特定の宗教を信じる国民や信じない国民を差別してはならない」と規定している。政府は表向きには「正常な宗教活動」を保護する義務を負う一方、個人が「宗教を利用して公の秩序を乱し、国民の健康を損ない、国家の教育制度を妨害する活動」を行わないようにしなければならない。憲法はまた、「宗教団体及び宗教事務は、いかなる外国の支配も受けない」と明記している。HRWは、「外国の支配」という曖昧な表現が、中国における宗教関連の許容範囲を不明確にしていると指摘している。

3.51 習近平国家主席は2016年、「宗教的信条を中国文化と統合する」ことで宗教コミュニティに対するCCPの統制を強化する運動を開始した。この2016年の運動の下、CCPは[統一戦線工作部 \(UFWD\)](#)に「宗教の漢化」を任務として課し、「社会主義核心価値観」が主導的役割を果たすようにした。実際には、米国国務省の2023年版「信仰の自由に関する国際報告書：中国」によれば、国家宗教事務局（SARA）は、全ての聖職者が政府に登録し、CCPへの支持を表明する活動を除き、あらゆる政治活動を避けることを確保する責任を負っていた。同報告書はその上で、2021年に聖職者に対し「祖国を愛し」、「社会主義制度を支持する」ことが公式に要求されたと記している。聖職者はSARAから、賛美歌・聖職者の服装・建築様式など礼拝の要素を変更し、中国の文化的・美的・政治的伝統との整合

性を高めるよう指示された可能性がある。宗教団体の資金も国家によって厳格に規制・監視された。

3.52 改正宗教事務条例（2018年）は、国家の統一を確保し「危険な行為」から保護するために導入された。同条例は、国民が依然として宗教的信条の自由の権利を有すると規定しているが、第3条は改正され、宗教事務の管理は合法的な宗教活動の保護、違法・過激な行為の抑制・防止、浸透の阻止、犯罪との闘いという原則を順守するものとされた。新たに追加された第4条では、個人や組織に対し、異なる宗教間、同一宗教内、あるいは信者たる公民と信者でない公民との間の対立や衝突をあおること、宗教的過激主義を擁護・支援・資金援助すること、宗教を利用して民族の団結を損ない、国家を分裂させ、あるいはテロ活動を行うことを禁止した。国内情報源は2023年、DFATに対し、改正宗教事務規則（2018年）が個人の宗教的自由よりも国家安全保障上の考慮を明示的に優先し、中国が公式に認める宗教に対する「有害な」外国の影響に対抗することを目的としていると述べた。

3.53 インターネット宗教情報サービス管理弁法（2022年）は2022年3月1日に施行され、インターネットを利用した過激主義、「宗教的狂信」又はCCPの意向に反するメッセージの宣伝を禁止した。オンラインでの布教活動に許可が必要となった。国内情報源は2023年、DFATに対し、同措置の施行後、登録教会でさえ人気のオンライン礼拝配信を中止させられたと述べた。

3.54 SARAの宗教活動場所管理弁法（2023年）は2023年9月1日に施行された。同規則は中国国内の宗教施設の設立・運営を規制しており、宗教施設とその管理者に対する既存の義務（政治的正統性の教育・推進、すなわちCCPの指導と習近平思想の擁護を含む）、宗教の漢化の順守（礼拝での標準中国語使用の強制、建築様式が古典的「中国風」に準拠することの確保）、宗教活動の政府認可施設の範囲内への限定、外国勢力が「宗教を浸透の手段として利用」することの防止が正式に定められた。国内情報源によれば、2023年のこれらの改正は、宗教施設を相互に隔離し、CCPの権威を脅かす可能性のある個人指導者の影響力を低下させることを目的としていた。これらの改正を支えるため、宗教管理職員には任期制限が課され、全ての重要決定はそれぞれの指導者ではなく委員会による投票で下されることとなった。

3.55 2023年から2024年にかけて、中国全土で布教を禁止する規制がおおむね施行され、18歳未満への宗教教育は認められなくなった。例えば2024年6月、海外メディアはヘイリニサ・メメットが「青少年に宗教指導を行った」として禁錮14年の判決を受けたと報じた。彼女は近隣の十代の子供たちから要請を受け、コーランを教えたことが判明したためである。国内情報源はDFATに対し、2020年から2023年にかけて、中国国内で宗教関連活動に従事する外国人宗教関係者及び外国NGOの数が大幅に減少したと述べた。教会関係者の海外渡航には、公式・非公式の制限が課され、多くの場合ほとんど説明がなかった。外国の影響を受けやすい可能性への懸念から、渡航には公式許可の取得が必要とされた。

3.56 2020年に米国国際宗教自由委員会が開催した「中国における宗教への技術的監視」に関する公聴会での証言によれば、中国国内の宗教集会は当局による厳重な監視下に置かれている。CCTVカメラや音声録音装置を含む技術的監視装置が、登録された全ての宗教施設や礼拝所に公然と設置され、指導者や信徒を監視していた。宗教施設とそこに集う

人々は、人工知能（AI）を活用した技術的・生体認証に基づく監視によって監視され、群衆の中から特定の人物を識別することが可能であった。スマートフォン位置情報、車両位置データ、検問所記録は顔認証技術と統合され、バス・路上・ドローンからの映像と組み合わせることで、同一宗教ネットワークの個人が密かに集結したタイミングが特定されるようになった。

3.57 CCPへの入党希望者全員に対し宗教審査が実施され、「宗教的信念を抱いている」と判断された場合は入党が拒否される可能性がある。「環球時報」によれば、宗教活動への参加や信仰が確認された現職党员は、自らの信条を「改める」よう求められた。CCPへの入党は、政府関連分野でのキャリア成功の前提条件だと広く認識されていた。米国国務省の2023年版「信仰の自由に関する国際報告書」によれば、党员資格に関するこれらの規則の施行は一貫性を欠くものであった。

3.58 パデュー大学のフェンガン・ヤン教授は2019年、中国の宗教団体について「赤色」「灰色」「黒色」の市場で活動していると説明した。「赤い市場」の団体とは、5つの公認宗教を代表する「愛国的協会」など、公式に認可された教会を指す。「灰色の市場」には非公式だが（ある程度）容認された宗教集会が含まれる。「黒い市場」には地下運動や**邪教**が含まれる。しかし2023年の国内情報源によると、宗教の自由の余地は2019年以降大幅に縮小した。2023年のCOVID-19規制解除後、国内情報源は中国における全ての宗教活動の自律性が更に狭まったと報告している。宗教の漢化を推進するより強力な取組により、「灰色の市場」の非公式な宗教集会に対する寛容の傾向は逆転した。

3.59 公式に認可された宗教組織の枠外で活動する私的集会（いわゆる「家庭教会」「家族教会」「地下教会」を含む）は、その活動をCCPの活動に合わせるよう強い圧力を受けている。国内情報源は2023年、未登録宗教団体が新規制への順応と存続確保のため、現実的観点から説教に親CCP的メッセージを盛り込み始めたとDFATに述べ、当局との協力を拒んだ団体は閉鎖されたと指摘した。

3.60 習近平国家主席の下で強化されている宗教運動への国家統制は、社会に対する支配力を強化し、市民の第一の忠誠心が宗教共同体や民族、社会集団ではなく中国に向けられるようにする、CCP主導の広範な運動の一側面にすぎない。キリスト教やイスラム教など、文化の中心が中国国外にある宗教は、その「外国の影響」が党の利益を脅かすおそれがあるとして、CCPから特に警戒されている。仏教（チベット仏教を除く）、儒教、道教、民間信仰及びこれらを融合した宗教の信者で、中国政府が「外国の宗教」の影響を受けておらず、ほかの外国の影響とも関連していないとみなすものは、政府関連の重大な制限を受ける可能性は低いと考えられる。

3.61 全般的に、個人の宗教実践の自由は、登録済み施設で礼拝するか、未登録の施設で礼拝するか、公の場で実践するか、私的に実践するか、また個人の宗教的表現や宗教そのものが、CCPによって他の民族・政治・安全保障問題と密接に関連しているとみなされるか否かに左右される。国内情報源は2023年、DFATに対し、中国南部では一般的に宗教的自由がより広く認められており、広東省や福建省で活動する宗教団体に対する規制は比較的緩やかであった。ただし、登録済み・未登録を問わず、宗教施設の指導者は一般の信者よりも当局の監視が厳しい状況にあった。

3.62 ピュー・リサーチ・センターの2022年版報告書によれば、東アジアの他国と同様、中国本土における異なる宗教への社会的敵意は「低い」と評価され、オーストラリアよりもはるかに低い水準であった。宗教的差別は頻度こそ低いものの、散発的に発生している。中国社会の一部では、根拠の有無にかかわらず、宗教の信者との過度な交流が政府の監視を招くという懸念を抱いている。

3.63 DFATは、仏教徒（[チベット族](#)や[モンゴル族](#)などダライ・ラマの教えに従う者を除く）と道教徒は、公的差別を受けるリスクに直面していないと評価している。[キリスト教各宗派](#)、[イスラム教徒](#)、[邪教](#)に関する具体的な評価は、宗教活動の自由と公的差別を含め、以下の個別セクションに記載されている。DFATは、仏教、[カトリック](#)、道教、[イスラム教](#)（[新疆のウイグル族などのイスラム教徒少数民族](#)を除く）、プロテスタントの信者は、社会的差別を受ける低度のリスクがあると判断している。DFATは、[邪教](#)に関与する個人は、社会的差別を受ける中度のリスクがあると評価している。

キリスト教徒

3.64 中国政府の公式統計によれば、公式に登録された教会で礼拝を行うキリスト教徒は3,800万人とされている。しかし、この定義が狭いため、実際の中国におけるキリスト教徒人口の推定値は大きく異なる。これに対し、米国国務省の2023年版「信仰の自由に関する国際報告書」は中国人の5.1%（約7,200万人）がキリスト教徒と推定しているが、より高い推計値（1億人以上）も存在する。

3.65 中国におけるキリスト教の公式規制は、宗教の漢化に向けた広範な政策に沿ったものである。国内情報源は2023年、DFATに対し、公式の礼拝は「党を愛し、祖国を愛し、社会主義を愛する」という愛国主義的メッセージで開始することが義務付けられていると述べた。党が認可した聖書は個人使用に限り入手可能だが、社会主義に反する内容は全て検閲される。無許可で認可されていない聖書を販売・配布した者は逮捕され、長期にわたって拘禁される。例えば、2023年の「ビター・ウィンター」誌の報道では、雲南省鎮雄県の小規模な農村教会で説教を行っていた常昊が、無許可の聖書を所持し、聖書の句が刻まれたCOVID-19予防マスクを配布したとして逮捕された。オンライン上の聖書の引用も検閲され、聖母マリアなどの聖なる画像や表現は、しばしば習近平の肖像画に置き換えられていた。宗教資料の検閲は2023年に多発し、SARAやサイバースペース管理局など複数の政府機関によって執行された。

3.66 DFATは、キリスト教徒が確立された宗教教義に従って信仰を实践しようとする際、それがCCPが承認した慣行と衝突する場合、公的差別を受ける中度のリスクがあると評価している。DFATは、キリスト教徒が公共サービス・社会福祉サービス・住宅・政府雇用・教育へのアクセスにおいて、宗教を理由とした公的差別を受ける低度のリスクがあると評価している。DFATは、公的差別は個人の活動家としての行動やCCPによる指示への不遵守に関連するものであって、キリスト教信仰そのものに関連するものとは考えにくいと評価している。2024年の本報告書公表時点で、DFATは宗教を理由としたキリスト教徒への暴力行為を把握していない。

カトリック教徒

3.67 カトリック教義、教会法及び世界中の指導者（司教）の任命は、バチカンに本部を置くカトリック教会の階層組織によって直接管理されている。しかし中国では、中国天主教愛国会（CCPA）がカトリック教会を管轄する唯一の「公式」政府機関である。2024年時点で、CCPAはローマ教皇庁やその最高指導者である教皇の権威を認めていない。

3.68 国内情報源は、2023年時点で中国には約1,000万人のカトリック信者が存在し、その60%がローマ教皇庁と関連する未登録教会に所属していると推定した。中国に単一の未登録カトリック教会が存在しないのは、教会は「地下」で活動し、連携が取れず、統一が困難な傾向にあるためである。地域や省によって、未登録教会が主流となる場合もあれば、登録教会と緊密に連携する場合もあった。国内情報源によれば、2023年時点でバチカンが承認したがCCPAが承認していない複数の司教が、CCPAとは別の立場で「地下」活動を続けていた。

3.69 中国のカトリック教徒の一部にとって、バチカンのカトリック教会階層への忠誠は信仰の重要な要素である。これは、イエスの同時代人である聖ペテロに遡る権威の継承を信じるためである。こうしたカトリック信者にとって、CCPが任命した司祭や司教は、彼らの信仰の中核を成す秘跡を正当に授けることができない。このため、彼らはCCPA関連の宗教活動への参加を拒否しており、自由に信仰を實踐することができない。

3.70 ローマ教皇庁と中国との間における司教任命に関する暫定合意（2018年）に基づき、中国は教皇による任命の前に司教候補者を推薦することに合意した。これまでは、教皇庁が未登録の「地下」教会から司教を任命していたが、彼らは当局による嫌がらせ、拘束、刑務所への収容を頻繁に受けていた。更なる協議と評価を経て、この協定は2022年に更新された。

3.71 国内情報源は2023年、DFATに対しローマ教皇庁と中国との間における司教任命に関する暫定合意（2018年）の実施に重大な困難が生じていると述べた。例えば政府は2023年4月、合意では教皇がキリストの使徒の後継者を選出すると定められていたにもかかわらず、これに反してCCPA主席の沈斌を上海教区司教に一方的に任命した。これは2018年の合意に反するものであったが、教皇フランシスコは2023年7月、「上海のカトリック教徒のためという司教的配慮」として、この任命を承認した。同合意（2018年）に基づき、その後、教皇フランシスコは2023年12月16日にタッデオ王躍勝神父を鄭州教区司教に、同16日にピエトロ呉奕順神父を福建省邵武（閩北）使徒座知牧区長に、2024年1月29日にアントニオ孫文軍神父を濰坊教区司教にそれぞれ任命した。中国政府は2024年8月、CCPAへの加入を拒否したため自宅軟禁下に置かれていたメルヒオール石鴻禎天津教区司教の権威を承認した。

3.72 海外メディアによれば、ローマ教皇庁と中国との間における司教任命に関する暫定合意（2018年）の下で、未登録教会で奉職していた司祭の一部は司教の地位から降格され、CCPAへの加入を迫られた。2019年の海外メディア報道によれば、これらの司祭らは抵抗したことで拷問や失踪を経験したという。「ビター・ウィンター」誌によれば、特に福建省では地下教会の司教を改宗させるための強硬な取組が行われた。注目を集めた逮捕事例には、地下教会の司教やCCPAを辞任した司教らが含まれる。その他の事例では、地方当局が建築許可や登録がないことを理由に教会やカトリック系社会福祉団体を閉鎖・解

体した。国内情報源によれば、2023年に未登録教会への参加が発覚した場合、当局から口頭で行動を改めるよう警告され、公認礼拝所のみへの出席を指示される可能性が高い。

3.73 国内情報源は2023年、DFATに対し、教会での礼拝許可対象者への規制強化、オンライン布教の禁止、そして「主たる焦点」がCCPや習近平ではなくローマ教皇にある者への弾圧強化が行われていると述べた。国内情報源によれば、2023年時点でカトリック教会はCCPAへの加入を強いられたにもかかわらず、信徒の礼拝制限、礼拝時間の制限、施設内への監視カメラや録音機器の設置など「不当な制限」が依然として頻繁に課されていた。国内情報源は、カトリック教徒への規制の結果、2023年には活動的な信徒数が激減したと報告している。

3.74 DFATは、ローマ教皇庁に忠実なカトリック教徒は未登録教会で密かに信仰を实践するしかなく、嫌がらせという形で公的差別を受ける高度のリスクがあると評価している。聖職者は信徒よりも、宗教関連罪による拘禁や起訴を含む公的に認められた嫌がらせに直面する可能性が高いとDFATは評価している。布教活動は違法であり、試みる者は当局によるより厳しい監視下に置かれ、逮捕に直面する。

末日聖徒イエス・キリスト教会（モルモン教）

3.75 中国には少数の末日聖徒イエス・キリスト教会（モルモン教）信者が存在する。同教会のウェブサイトは、世界中の大きな中国人ディアスポラを通じて多くの中国人がその信仰に触れていると記している。モルモン教徒は布教活動を行っているが、これは中国では違法である（[「宗教」](#)を参照）。布教を禁止する法律に基づき、同教会のウェブサイトは中国在住の信徒に対し、現地の法律を遵守し、教会の文献や資料を配布したり、信仰について議論するSNSアカウントを開設したりしないよう注意を促している。同教会のウェブサイトは、中国国内で日曜礼拝が行われていると述べている。

3.76 2020年6月のCNN記事は、モルモン教の礼拝が中国で行われているが、慎重に行われていると報じた。CNNによれば、ある信者は「説教をしないよう注意すればモルモン教徒だと名乗れる」と述べ、他の信者は単に「キリスト教徒」と称していた。同記事は、特に東海岸地域を中心とする複数の都市において、さらには西安や成都にもモルモン教礼拝共同体が存在すると指摘した。本報告書公表時点で、DFATは2020年以降に状況が変化したか否かを把握していない。

3.77 上海におけるモルモン教寺院の建設は2020年4月に発表された。本報告書公表時点では着工は始まっていない。CNNは2020年6月、上海当局が教会側に対し、発表に「事前承認」を得ていなかったことを「示唆」したと報じた。DFATはこのプロジェクトに関する追加情報を入手できなかったが、2021年のSNS投稿からは、プロジェクトが実施されない可能性が高いことが示唆されている。

3.78 DFATは、モルモン教徒が嫌がらせという形で、宗教に基づく公的差別を受ける高度のリスクがあると評価している。DFATは、聖職者が信徒よりも宗教関連犯罪による拘禁や起訴を含む、公的に認められた嫌がらせに直面する可能性が高いと評価している。布教活動は違法であり、これを試みる者や教会の指導者は当局によるより厳しい監視下に置かれ、逮捕に直面する。

エホバの証人

3.79 中国には少数のエホバの証人の信徒が存在する。国内情報源によれば、中国各地にエホバの証人の信徒が居住していることが確認されているが、非合法宗教としてのリスクから詳細な人口情報へのアクセスは極めて限定的である。エホバの証人は、中国全土の信徒が家宅捜索、身体的虐待、家族との離別（外国籍配偶者のビザ取消し・国外退去を含む）、尋問、拘禁、再教育センター収容などの被害を受けていると報告している。「ビター・ウィンター」誌は2019年、エホバの証人が[邪教](#)を犯罪とする法律に基づき起訴されたと報じた。

3.80 エホバの証人は政治的に中立であるが、信仰の表現として布教活動を行っており、これは中国では違法である。彼らは米国に本部を置く世界的な宗教団体と関連している。「ビター・ウィンター」誌は2020年、エホバの証人が外国勢力との関連や政治的見解について尋問されたと報じた。

3.81 DFATは、エホバの証人が宗教に基づく公的差別（電子的・物理的嫌がらせ）を受ける高度のリスクがあると評価している。聖職者は信徒よりも宗教関連犯罪による拘禁・起訴など公的に認められた嫌がらせを受ける可能性が高い。布教活動は違法であり、試みる者や教会の指導者は当局によるより厳しい監視下に置かれ、逮捕に直面する。

プロテスタント

3.82 1949年に設立された三自愛国教会（TSPM）は、中国におけるプロテスタント教会の公式統括組織である。「三自」とは、19世紀の宣教師思想に由来する「自主管理・自主財政・自主伝道」という三原則の中国語における略称であり、三位一体を指すものではない。三自教会はTSPMの下で正式に登録・認可され、CCPの[UFWD](#)の管轄下にあり、中国本土で唯一国家公認のプロテスタント教会である。

3.83 歴史的に、中国では多くのプロテスタント信徒がTSPMの管理外で活動する未登録の私的集会（主に非公式な「家庭教会」）で礼拝を行ってきた。COVID-19による制限により、多くの家庭教会は礼拝をオンラインに移行し、信徒数が増加した。2021年、中国政府は未登録教会に対し、TSPMの権威への服従、党に合致した教義の教授、外国教会との関係を断つこと、牧師任命におけるTSPM規定への従属を強制する継続的努力を大幅に強化した。

3.84 TSPMへの同調を拒否した教会は、当局による閉鎖の脅迫にさらされたり、既に閉鎖されたりしている。また、指導者（牧師や会衆の長老）は、法律に違反したとして逮捕・拘禁されている。国内情報源によれば、2021年から2023年にかけて当局は未登録教会に対し、電力供給の停止、家主に対する信徒の立ち退きの強制、手続上の理由による閉鎖など、CCPの公式規制を遵守するよう圧力をかけた。2023年時点で未登録教会の信徒が逮捕・拘束される可能性は低く、大半の事例では当局から登録教会でのみ礼拝するよう口頭で警告された。

3.85 2023年、プロテスタントが差別なく自由に宗教を實踐できる程度は地域やコミュニティによって異なっていたが、中国南部、特に広東省と福建省では宗教實踐の自由が比較的保障されていた。国内情報源は2023年、DFATに対し、プロテスタントは他の[キリスト教](#)

宗派と比べて政府による信仰の自由への干渉が比較的少ないと述べた。中国におけるプロテスタントの特性上、教会はTSPM以外の中心的な階層組織や権威に属さないため、国家への脅威とみなされ標的とされる可能性が低かった。国際的な研究者らは、プロテスタントが長年にわたり「外部からの影響」を減らし、より自立した運営を目指してきたと報告している。多くの牧師が国内スタッフを確保・養成し、かつて外国人宣教師が担っていた役職を中国人信徒が引き継ぐよう努めてきた。2023年時点で、登録プロテスタント教会は資金面で安定しており、CCPの指示に従う限り、宗教関連の店舗や出版社を運営していた。

3.86 DFATは、プロテスタントのキリスト教徒が宗教のみを理由に公的差別を受ける低度のリスクがあると評価している。ただし、非TSPM所属の未登録プロテスタント教会指導者（牧師や会衆の長老）は、宗教関連犯罪による嫌がらせや拘束の可能性という形で、宗教を理由に公的差別を受ける中度のリスクがあると評価している。布教活動は違法であり、試みる者は当局のより厳しい監視下に置かれ、逮捕に直面する。

イスラム教徒

3.87 中国の人口の約1.8%（約2,500万人）がイスラム教徒である。イスラム教徒は中国全土に居住しているが、主に西部のXUAR（イスラム教徒が多数を占める唯一の省級行政区）、寧夏回族自治区（NAR）、甘肅省、IMAR（主にドンシャン族のイスラム教徒）、雲南省に集中している。中国のイスラム教徒はほぼ全員がスンニ派である。

3.88 中国には10の主要なイスラム教徒民族集団があり、そのうち最大規模はウイグル族（約1,200万人）と回族（約1,000万人）である。ウイグル族に関する具体的な情報は「[ウイグル族](#)」を参照のこと。回族は支配的な漢民族文化に比較的同化しており、標準中国語を話し、日常的には外見から漢民族としてみなされやすい。主にNAR、甘肅省、青海省、雲南省に居住している。

3.89 2019年1月、政府系団体である中国イスラム教協会は、イスラム教の漢化に向けた5か年計画を発表した。この計画では、アラビア圏のイスラム教表現とは異なる「中国独自のイスラム教」を提唱し、「ハラール概念の一般化」、「外国の服装様式」の模倣、「外国のモスク建築様式」への追随といった傾向への警戒を促した。実際、この政策により宗教施設からアラビア文字が除去され、宗教的服装や礼拝の呼び掛けが禁止され、コーランの配布が制限され、モスクの改築や未登録モスクの閉鎖が行われた。政策に従わない場合の罰則には、最長3年の禁錮が含まれる。

3.90 イスラム教は中国における「漢化」運動の主要な焦点であり、宗教規制は厳格に施行されている。中国政府はイスラム教聖職者に登録を義務付け、「CCPの指導を堅持」すること、そして「思想的知識」を測る年次試験に合格することを要求している。イマームはまた、改訂された認定制度の一環として政治教育講座を受講しなければならない。この講座には、宗教団体によるインターネット利用に関する内容、イスラム宗教専門家の行動規範、習近平の演説などが含まれている。聖職者は[戸口](#)登録のある地域しか活動できないため、数百人の巡回イマームが事実上資格を剥奪された。

3.91 モスクの漢化（アラビア語表記や建築的特徴の除去を含む）は2023年時点で北京や上海などの大都市を含む中国全土で進行していたが、特に西部地域で顕著であった。2018

年以降、NAR全域で回族モスクが強制改修又は閉鎖され、宗教学校は取り壊された。顕著な事例として、2018年に海外メディアが報じたのは、NAR同心県当局が「適切な建築許可がない」として韋州大モスクの取り壊しを強行しようとした件である。これに対し大規模な抗議活動が発生した。地元の反発に直面した当局は韋州の全世帯を訪問し、住民に対し「モスクの改修」として主要なドームとドーム型ミナレットの撤去に同意する旨の文書への署名を強要したと報じられている。2019年には国家公務員に対し、同意書に署名しなければ解雇すると脅迫が行われた。その後、韋州大モスクは閉鎖され、主なドームとミナレットは仏教様式のかわらぶきの塔に置き換えられた。中国国内の他の地域でも暴力的衝突が発生しており、2023年には雲南省納古鎮で、歴史的な納家営モスクのドーム解体阻止を目的とした衝突が起きた。国内情報源は2023年、DFATに対し、雲南省におけるモスクの漢化を当局が執ように推進する動きを回族コミュニティが阻止する手段は存在しないと述べた。

3.92 中国のSNSでは反イスラム感情がまん延している。中国の国営メディアは、市民がイスラム教を理解し、イスラム教徒と関わる方法に大きな影響を及ぼしている。中国国内メディアである「人民日報」におけるイスラム教徒に関する報道は、「外国」のイスラム教徒を暴力的で宗教的過激派として描く傾向がある一方、「国内」のイスラム教徒コミュニティ（回族やウイグル族を含む）を中国の経済発展と社会的調和への貢献者として称賛しており、非常に対照的である。中国国内の標準中国語ニュースソースである「人民日報」のメッセージは、中国とイスラム教徒多数派国家との関係を好意的に報じる「新華社」「環球時報」「チャイナデイリー」といった国際的な英語の国営公式ニュースソースとは、著しく異なることが多い。

3.93 2023年時点で、モスクへの参拝、ラマダンなどの宗教的慣行の遵守、聖典の所持、スカーフやひげなどの信心深さの表現の可否は、中国国内で地域によって異なっていた。イスラム教徒の宗教的アイデンティティ表現に対する制限は、[新疆](#)などの地域で特に顕著であり、イスラム教徒の人口比率が低い地域や、イスラム教徒の少数民族が漢民族の主流社会に深く統合されている地域では比較的緩やかであった。例えば、回族は当局からモスクでの礼拝への参加、タキーヤ（白い帽子）やスカーフの着用、コーランの所持が一般的に認められていたが、[ウイグル族](#)は認められていなかった。

3.94 2023年、ウイグル族以外のイスラム教徒は中国国内の移動に一般的に制限を受けなかったが、追加の保安検査の対象となったり、監視・監督の標的にされたりすることがあった。米国国務省の2023年版「信仰の自由に関する国際報告書」は、[ウイグル族](#)イスラム教徒を含む少数民族が旅行時に宿泊施設を確保するのが困難な場合が多いと指摘している。

3.95 DFATは、イスラム教徒は一般的に信仰を自由に実践できず、嫌がらせや教育へのアクセス制限という形で公的差別を受ける中度のリスクがあると評価している。DFATは、特にウイグル系イスラム教徒は、宗教に関連する公的差別を受ける高度のリスクがあると評価している（「[ウイグル族](#)」を参照）。布教活動は違法であり、試みる者は当局によるより厳しい監視の対象となり、逮捕に直面する。

違法な新興宗教（邪教）

3.96 中国では「邪教」と呼ばれる一部の新興宗教が違法とされている。この用語の訳語については議論があり、学者らは歴史的な訳語である「異端宗教」を示すが、中国政府が使用する場合には否定的なニュアンス（「邪悪なカルト」に近い意味合い）を持ち、新興宗教の信者自身がこの用語を使用することはまずない。邪教に対する規制は明代にまで遡る。中国反邪教協会は非公式の邪教リストを公表しており、23の運動が掲載されている。政府が公表する公式の邪教リストは頻繁に変更されるため、特定の宗教運動が禁止されているかどうかを常に判断するのは困難である。

3.97 中国の刑法（2020年）第300条は「秘密結社・邪悪な組織・カルト・迷信的信仰を組織・利用して法令・行政規則の執行を妨害した者は、3年以上7年以下の有期禁錮に処し、併せて罰金を科す」と規定している。情状が特に重い場合、犯人は7年以上の禁錮又は終身刑に処され、併せて罰金又は財産の没収が科される。情状が比較的軽い場合、犯人は3年以下の懲役、短期拘禁、非拘禁矯正、又は公民権を剥奪され、併せて罰金が科される。中国の刑法（2020年）第300条は、「迷信的信念」を用いて「他人を欺き」、その結果として重傷又は死亡が生じた場合に使用される。場合によっては、邪教の文献を所持していることが、第300条の適用に十分とみなされたこともある。米国の人権研究財団である対話基金の調査によれば、2018年（入手可能な最新情報）には3,550人が第300条違反で裁判にかけられた。

3.98 多くの邪教は、仏教・道教・儒教の融合（「三教合一」）と文化的慣習を形式的に表現した形で始まった。西洋の視点では、こうした慣習と宗教的実践を区別するのが難しい場合もある。後に外国の宗教、特に[キリスト教](#)や[イスラム教](#)を信仰体系に取り込み、「五教合一」となったものもある。こうした宗教の多くは自らの歴史的背景を曖昧にし、信者自身も自らの新宗教運動が他宗教の影響を受けていることを認識していない場合がある。

3.99 中国では邪教への所属は違法であり、2023年時点で、指導者であれ一般信者であれ、邪教の構成員としての属性は、発覚後の逮捕の可能性とは無関係だった。2023年には、邪教の目立たない信者でさえ逮捕の対象となった。国際的な学者であるウティラト・オテホデとベンジャミン・ペニーは2020年の論文で、一部の教団や新興宗教運動（少なくとも法輪功の基盤となる呼吸法である気功に基づくもの）は、特に禁止されていないものの、監視対象として「問題あり」又は「有害」と分類されている可能性がある」と述べている。

全能神教会（COAG）又は東方閃電

3.100 全能神教会（別名東方閃電など。英語では「COAG」又は「CAG」と略されることが多い）は、1995年11月に邪教として禁止された。COAGは、発覚を避けるため、また信仰実践の一般的な原則として、秘密裏に活動している。中国国内におけるCOAG信者の正確な人口推計は存在しないが、信者は主に東北部と南東部に居住している。COAGは少数の外国人研究者から学術的関心を寄せられており、その大半は同宗教に同情的な見解を示している。欧米の主要メディアは時折COAGについて報道するが、その内容はキリスト教団体からの批判的な報告に基づいていることが多い。

3.101 COAG信者は、イエスが20世紀に「全能神」と呼ばれる女性として地上に再臨したと信じている。COAGの中心的な経典は「言葉は肉において現れる（Word Appears in the

Flesh)」と呼ばれる2,400ページに及ぶ書物で、全能神の教えを記しており、全信徒が学ぶことを義務付けられている。COAG信徒は、自分たちが「大いなる赤い竜」（学者の見解によればCCPを指すとされる）との死闘を繰り広げており、この集団への加入が差し迫った終末からの救いをもたらすと信じている。COAG信者は、「全能の神」が「第三かつ最終の人類の時代」、すなわち「律法の時代」（旧約聖書）と「恵みの時代」（イエスの時代）に続く「神の国の時代」を始動させたと信じている。

3.102 中心的な女性像である「全能神」の正体については、宗教による秘密主義のためか、ほとんど知られていない。2021年、プロテスタント系情報源は彼女の存在自体を否定し、教会は彼女が「楊」や「鄧」と呼ばれる説や河南省出身説を否定したと報じた。国際的な学者も2021年、信者間で彼女の正体に関する異なる信仰が存在し、一部メンバーがそのような人物の存在自体を否定していることを認識していると報告した。また国際的な研究者らは2021年、一部の信徒が女性キリスト像にほとんど関心を示さない一方で、その存在を否定していないとも述べた。同様に、COAGの文書の中には「全能神」を男性代名詞で呼ぶものもあった。一部の信徒は、女性がキリストの新たな化身として地上に来たとの信念を持ち、この女性の「普通さ」が一部の農村部の女性信徒に訴求するものがあった。

3.103 COAG運動には正式な典礼や秘跡は存在しないが、週次学習会が開催される。2021年の国際的な研究者報告ではCOAGに階層構造があるとされたが、一部の信者は宗教の階層や指導体制を理解していないか、あるいはその存在自体を否定している可能性がある。COAGを取り巻く秘密主義のため、信者間で共通認識が形成されない場合があり、実践に関する質問に対する回答は信者によって異なることがあり得る。2023年時点でCOAGの宗教文書はインターネット上で入手可能であり、中国のインターネット検閲（「グレート・ファイアウォール」）を回避する仮想プライベート・ネットワーク（VPN）を利用すれば、中国国内からもダウンロードできた。

3.104 COAGは論争の的となっている。海外メディアはCOAGが殺人や誘拐に関与したと報じた。また2020年には、COAG信者が家族から引き離され、所有物を売却してその収益を教会に捧げるよう強制されたと海外メディアが報じた。これらの報道はCOAG及び一部の国際的な学者によって反論されている。例えば、COAGがヘブライ語ウェブサイトを運営し右翼プロパガンダを推進し、2019年のイスラエル選挙に干渉したとする報道について、米国人学者ホリー・フォークは「彼らの通常の活動範囲外」と評した。2019年、フォークはバズフィードに対し、COAGは中国政府によるプロパガンダとなりすましの被害者だと語った。

3.105 小規模な[プロテスタント](#)団体はしばしばCOAGを強く非難してきたが、その批判は不正確な場合がある。対立は、1990年代初頭にCOAGが未登録の「家庭教会」とTSPM教会のキリスト教信者を改宗させようとした活動に起因する可能性がある。国際的な研究者らは2021年、プロテスタント教会の信徒をCOAGへ改宗させることが、中国では違法である同団体の伝道活動の主要な優先事項であり続けていると報告した。また2021年には、一部のプロテスタント信徒が当局と協力し、COAGの活動を特定しメンバーを逮捕する手助けをしていると国際的な学者らが報告している。

3.106 対話基金の2020年の調査によれば、中国におけるCOAG関連の裁判は「暴力事件を伴うことはまれ」であり、大半の事件は暴力犯罪の嫌疑ではなく、同団体への所属が争点

となっている。同基金は2020年、事件の大半が2012年の終末予言と、COAGは関与を否定している2014年の山東（Shandong）省のマクドナルドにおける殺人事件と時期が一致していると報告している。対話基金は、この事件はCOAG本体ではなく、分派グループの作業であったと報告している。

3.107 2023年の宗教の迫害に関する年次報告書において、COAGは複数省で実施された大規模な一斉摘発により12,463名のメンバーが逮捕され、2,207名が刑務所に収容されたと報告した。ベルギーに拠点を置くNGO「国境なき人権」は、2020年6月1日時点で、同団体の「中国囚人データベース」に4,020名のCOAG信徒が登録されていると述べた。DFATは2023年時点でこれらの主張を検証できなかったが、信ぴょう性があると判断した。

3.108 DFATは、COAG信徒が宗教に基づく公的差別を受ける高度のリスクがあると評価している。COAGは中国で禁止されており、広範な信徒の逮捕報告は信頼性が高い。布教活動は違法であり、これを試みる者や教会の指導者は当局によるより厳しい監視の対象となる。DFATは、元信徒や信徒であることを理由に刑務所に収容された者が[出国管理リスト](#)に掲載されるかどうかを検証できないが、その可能性はあり得ると見ている。DFATは、COAG信徒が、同団体を批判する大規模な反邪教キャンペーンにより、社会的差別を受ける中度のリスクがあると評価している。公の場で信仰を实践できないこと及び（議論の余地はあるものの）家族や社会から孤立しているとされていることが、社会的差別への暴露を減らす可能性がある。

法輪功

3.109 法輪功（法輪大法）は、中国で長い歴史を持つ瞑想的呼吸法と伸展運動の総称である気功の実践に基づく。気功は1980年代から1990年代にかけて人気が再燃し、李洪志（信者からは「李大師」と呼ばれる）が1992年に法輪功を設立した。同時期に類似の運動も生まれた。法輪功は中国国外で最も有名な気功団体だが、他にも多くの団体が存在し、その多くは中国国内で禁止又は監視されている。1999年に中国で禁止され、現在も違法であり、当局の監視を避けるため秘密裏に活動しているため、実践者の数に関する公式データは存在しない。中国国内の法輪功実践者数は非公式な推計で数千万人に達すると言われる。

3.110 法輪功の信仰の中核は、李洪志による一連の講義をまとめた聖典「転法輪」を繰り返し読み返すことにある。2021年にDFATに報告した国際的な学者たちは、「転法輪」の徹底的な理解と絶え間ない再読が法輪功の信仰の中核であり、この実践なしに法輪功信者であることは不可能だと述べた。法輪功信者は、体操を行い、宗教の道徳的教えに従い、聖典「転法輪」を読み返すことで、完全なる状態、すなわち「修煉」の境地へ至ることを望んでいた。

3.111 実践者は法輪功を宗教とはみなさず、「修煉」の方法あるいは科学と捉えている場合がある。他の気功実践とは異なり、法輪功には道徳的教えと超自然的側面が存在する。国際的な学者らは2021年、これらの教えや側面は、少なくとも大多数の信者にとって法輪功の信仰や実践の中核を成していないとDFATに伝えた。中国政府及び一部の元信者は2021年、法輪功が家族からの孤立や医療拒否を助長していると報告した。法輪功側はこれを否定している。

3.112 当局は法輪功実践者を積極的に捜索・起訴している。信者は中国の刑法（2020年）第300条に基づき3年から7年の禁錮刑に処されている。法輪大法情報センターは2023年、同年1月から6月にかけて1,381件の当局による嫌がらせと1,752件の逮捕があったと報告した。法輪功系出版物「明慧」によれば、2023年には3,457人の法輪功実践者が逮捕された。DFATは2023年時点でこれらの主張を検証できなかったが、信ぴょう性があると判断した。

3.113 逮捕を恐れて、法輪功のメンバーは中国国内で公然と布教活動を行わず、入信儀礼も存在しない。他の新興宗教運動とは異なり、一定期間の信仰や費用支払の後に知識への「段階的アクセス」が認められるような制度もない。2022年時点で、中国国内の法輪功実践者はおおむね自宅で私的に実践することができたが、アパートを貸してくれる家主を見つけるのは困難だった。

3.114 法輪功は他の邪教とは異なり、中国国外ではその信仰や実践を秘密にしない。法輪功の教義の大半は組織のウェブサイトで開催されている。この宗教に対する弾圧は、海外での教義と実践の主要テーマとなっている。実践者はオーストラリアを含む各地で反中国政府活動に関与することが多い。

3.115 中国で法輪功実践者を弁護する弁護士は、政府の「邪教組織」指定に異議を唱える行為が弁護士業務管理弁法（2016年）に違反するとされ、弁護士資格の剥奪につながる可能性がある。対話基金の継続的な報告によれば、中国司法部、公安部の国内安全保衛部門及び下部組織は、法輪功実践者を弁護する人権弁護士に対し、「社会への悪影響」を理由に事件から手を引くよう圧力をかけている（[人権擁護者](#)も参照）。

3.116 公開情報源の多くは、刑務所に収容中の法輪功実践者とその弁護士が精神医学実験や臓器摘出の対象とされていると報告している。2021年6月12日、12名の国連専門家は「中国国内の拘禁施設において、法輪功実践者、[ウイグル族](#)、[チベット族](#)、[イスラム教徒](#)、[キリスト教徒](#)を含む少数民族を対象とした『臓器摘出』疑惑の報告に極めて強い懸念を抱いている」と表明した。これらの国連専門家は、民族的・言語的・宗教的少数民族の被拘禁者が、十分な説明と同意なしに血液検査や超音波・X線検査などの臓器検査を強制的に受けさせられた可能性を示す信頼できる情報を入手したと述べた。一方、他の収容者にはそのような検査が要求されなかったという。国連専門家は、検査結果が臓器提供者の生体データベースに登録され、臓器の割当てが容易になったと報告されていると述べた。中国での臓器移植濫用停止国際ネットワークによって設置された中国法廷は、中国での臓器摘出について調査した。中国法廷は2019年、「強制的な臓器摘出が中国全土で長年にわたり大規模に行われており、法輪功実践者が臓器供給源の一つであり、おそらくは主要な供給源であった」と結論付けた。DFATは、2024年の公表時点でこれらの主張を検証できなかった。

3.117 DFATは、法輪功実践者、その弁護士、人権擁護者が公的差別を受ける高度なリスクがあると評価している。法輪功は中国で禁止されており、そのメンバーに対する広範な逮捕の報告は信ぴょう性があるとDFATは判断している。布教活動は違法であり、それを試みる者や運動の指導者は当局によるより厳しい監視の対象となる。DFATは、元実践者や実践者であることを理由に刑務所に収容された者が[出国管理リスト](#)に掲載されるかどうかを検証できないが、その可能性はあり得ると見ている。DFATは、法輪功学習者であることが

発覚した場合、持続的な公的キャンペーンの影響により、社会的差別を受ける中度のリスクがあると評価している。

地方教会（シャウターズ）

3.118 「地方教会」とは、1960年代にキリスト教を基盤とした宗教運動から派生した集団を指す。様々なグループが実践する大声で精力的な礼拝様式に由来し、総称して「シャウターズ」と呼ばれることが多い。シャウターズは会衆制を基盤としており、階層制による指導も教会共同体の一部としての位置付けもなく、複数の分裂や分派を経験してきた。

3.119 「シャウターズ」と総称されるグループは、おそらく共通の歴史を除けば、互いにほとんど、あるいは全く関係がないことが多い。キリスト教のプロテスタントを起源とするが、現在では他の小規模プロテスタント集団と区別がつかないか、あるいはそれらとほとんど類似点を持たない場合もある。これらのグループのメンバーは自らを「シャウターズ」とは呼ばず、「地方教会」や「集会」などの名称を用いる場合がある。「シャウターズ」という呼称は批判者や政府によって蔑称として使われることもある。

3.120 シャウターズは中国政府に邪教として扱われる可能性もあれば、扱われない可能性もある。TSPMに吸収されたグループもあれば、独立して活動するグループもある。「ビター・ウィンター」誌は2021年5月、米国の学者J・ゴードン・メルトンによる記事を掲載した。その中でメルトンは、創設者「ニー会長」の教えを受け入れたグループ（標準中国語では「旧地方教会」）は邪教ではないが、後継指導者「ウォッチマン・リー」又は「ウィットネス・リー」の教えを認めたグループ（標準中国語では「地方教会」又は「新地方教会」）は邪教であると主張した。DFATは2023年時点でこの主張を検証できなかったが、当局が各グループ間の差異を十分に理解しておらず、いずれのグループも逮捕される可能性があることを認識している。

3.121 2020年の中国メディア報道に反邪教のメッセージと一致する言及があり、西寧（中国西部の青海省の省都）警察が「シャウターズは違法であり『キリスト教を装っている』」と発言したと伝えた。2020年には、北京を拠点とする「集会」の指導者らが「法律の施行を妨害する目的でカルトを組織した」として禁錮3年の判決を受けた。「ビター・ウィンター」誌は2021年、北京・江蘇・広西でシャウターズを標的とした取締りが行われていると報じた。DFATは2023年時点でこの主張を検証できなかったが、信ぴょう性があると判断した。

3.122 DFATは、当局が「シャウターズ」とみなす個人（自認の有無を問わず）は、宗教に基づく公的差別を受ける高度のリスクがあると評価している。DFATは、信者がどの教会に属しているかにかかわらず、「シャウターズ」と特定されることが政府の注目を招き、他の邪教と同様の法的規定に基づく刑務所への収容を含む措置につながる可能性があることを評価している。布教活動は違法であり、試みる者は当局によるより厳しい監視の対象となる。DFATは、元信徒や信徒であることを理由に刑務所に収容された人物が[出国管理リスト](#)に掲載されるかどうかを検証できないが、その可能性はあり得ると見ている。DFATは、シャウターズが多く異なる集団を反映しているため、集団としての社会的差別についてコメントするのは困難であると指摘する。しかし、政府による継続的な公的キャンペーン

により、「シャウターズ」であることが発覚した場合、社会的差別を受ける中程度のリスクがあると評価している。

一貫道

3.123 一貫道（YGD、Tian Dao（天道）又はI-Kuan Taoとも）は、仏教、儒教、民間信仰の要素を融合した中国の宗教である。1950年12月、YGDは全国的な弾圧の対象となり、その後組織は地下に潜伏した。YGDは中国の文化大革命後に再建を図ったが、1983年には直ちに逮捕キャンペーンの標的となった。1999年時点（入手可能な最新データ）では、日本の出版物「東京選択」が四川省に200万人のYGD信者が存在すると報告しており、これは同省総人口の2.4%に相当する。

3.124 YGDの信仰内容はコミュニティによって異なり、世界各地で異なる宗教の影響を受けている可能性がある。信者の大半は菜食主義者である。他の邪教と同様、コミュニティの多様性と分裂傾向により、信者ごとに異なる信仰を持つ場合がある。

3.125 国内情報源によれば、2019年時点で中国本土のYGD信者は広東省と福建省に集中している可能性が高い。2023年時点でのYGDの現状は不明だが、対話基金が2021年に報告した裁判事例データでは、布教活動などを理由とした信者の逮捕・刑務所への収容事例が確認されている。YGDは20世紀ほどの規模ではないが、2023年においても当局による監視が続いているとの報告がある。

3.126 DFATは、YGDの信者が宗教に基づく公的差別を受ける中程度のリスクがあると評価している。信者は自由に宗教を実践することを許されていない。布教活動は違法であり、これを試みる者や運動の指導者は当局によるより厳しい監視や逮捕の対象となる。DFATは、元信者や信者であることを理由に刑務所に収容された者が[出国管理リスト](#)に掲載されるかどうかを検証できないが、その可能性はあり得ると見ている。DFATは、YGDの信者であることが発覚した場合、政府による継続的な公的キャンペーンのため、社会的差別を受ける中程度のリスクがあると評価している。

（実際の又はそうであるとみなされた）政治的意見

3.127 中華人民共和国憲法第35条は、市民が言論・出版・集会・結社・行進・示威の自由を享有すると規定している。実際には広範な話題が、慎重な扱いを必要とするものとされ、検閲対象となり、これらを提起した者は中国法に基づく様々な正式な処罰の対象となる。国内情報源は2023年、DFATに対し、検閲が近年、特に2020年以降大幅に強化されたと述べた。

3.128 中国ではあらゆる種類の検閲がまん延しており、慎重な扱いを必要とされる話題の範囲は広範に及ぶ。慎重な扱いを必要とされる問題には、[政治](#)問題・事件に関する論評（CCP及び国家の政策方針、6月4日の天安門事件のような記念日を含む）、[経済](#)問題、[保健](#)問題（COVID-19の起源及び感染拡大への対応を含む）、土地・財産権、環境問題、労働権、[宗教](#)・[民族](#)問題（[チンギス・ハン](#)、[ダライ・ラマ](#)、いわゆる「[東トルキスタン](#)」関連の分離主義運動を含む）、その他の人権問題、中央当局及びCCPの正当性などが挙げられるが、これらに限定されない。話題が慎重な扱いを要するとされる性質は急速に変化するため、2024年時点でより包括的なリストを作成することは困難である。芸術、文学、音楽も

「文化管理」政策の一環として検閲され、政府の承認したメッセージに沿うよう調整される。

3.129 当局は、中国政府、CCP、軍隊、民族主義者、あるいは中国の経済状況を「否定的に」描写することを妨げている。2023年5月の注目事例では、習近平国家主席が中国の軍事に関して用いたスローガンをネタにしたコメディアンの公演が中止された。北京で公演を主催したコメディクラブも約300万豪ドルの罰金を科された。ニューヨーク・タイムズ紙は2023年5月、このコメディ事件は創作産業やパフォーマーに対する広範な取締りの一環であり、公演は事前審査を受けなければならないと報じた。

3.130 潜在的な「レッドライン」が不明確になったため、中国政府やCCPに対する私的な批判は、たとえ友人や家族の間でのものであっても、2019年以降許容度が大幅に低下している。政府は国家安全保障対策を強化し、2020年6月には「国家安全を脅かす者」に関する通報に対し、最高10万元（約2万1,000豪ドル）以上の「報奨金」を支給すると発表した。国内外のちょう報・防ちょう活動を管轄する国家安全部は、2023年8月には市民に対し「対スパイ活動」への積極的参加を促した。習近平国家主席が推進するCCPによる社会統制強化の一環として、あらゆる批判は「国家安全保障の観点」から解釈されるようになり、国際的な学者らは2023年にDFATに対し、これが自己検閲の文化を醸成することを目的としていると指摘した。

3.131 CCPの権威や利益に異議を唱える政治的見解を表明した者は、厳しい処罰に直面する可能性がある。刑事罰には「政治的権利」の剥奪期間が含まれ、表現や集会の自由などの権利が剥奪される。この処罰は反体制派に広く適用され、権利剥奪により就職、旅行、居住地や住居の確保が困難になる。政治活動家の家族や親密な関係者は同様に権利を制限される可能性がある。

3.132 国内情報源によれば、2022年以降の政府による持続的な弾圧により、活動家や人権弁護士が中国国内で活動する能力は大幅に低下した。例えば、著名な人権弁護士である許志永と丁家喜は、2023年に国家転覆罪で起訴され、それぞれ14年と12年の禁錮刑を宣告された。彼らは「新公民運動」を推進し、市民が憲法で保障された言論の自由を行使するよう促し、2019年には厦門で約20人の弁護士と活動家の集会を組織した。HRWは2022年、当局がCCPの権力掌握に異議を唱えたとみなされた抗議者に対し、劣悪な環境下での長期刑を頻繁に科していると指摘した。

3.133 2024年6月21日、中国政府は台湾独立に関連する「分離主義行為」及び「分離主義扇動」に刑事罰を科す一連の司法指針を公布し、即時施行した。この指針は法律ではないが、既存の複数の法律を「台湾独立分離主義者」に適用する方法について指示している。同指針（第2条及び第7条）は、分離主義又は分離主義扇動の罪に該当する行為の具体的なリストを規定しており、「台湾独立」分離主義組織の創設又は設立、台湾が中国の一部であるという法的地位の変更を企図すること、教育・文化・歴史・報道メディア等の分野において「台湾が中国の一部であるという現実を故意にわい曲すること」、兩岸関係の平和的發展と国家統一を支持する政党・団体・個人を弾圧すること、そして「台湾独立」分離主義思想及びその分離主義原則・計画・プログラムを推進することが含まれる。同指針に基づく処罰は、3年から10年の禁錮刑、終身刑、更には「首謀者」や「重大な犯罪行為」を犯した者に対する死刑に至る。同指針は、外国又は「非本土」の機関・個人と共謀して

行われた行為に対してはより重い刑罰を規定している。また、「筋金入りの台湾独立」分子に対しては欠席裁判が適用され得ると規定している。

3.134 中国における政治的意見表明の制限が及ぼす影響は広範であり、[活動家及び市民社会](#)、[抗議者](#)、[メディア](#)、[社会信用システム](#)に関する後述の各セクションで詳細を説明する。

関心対象となる集団

市民社会（活動家、擁護者、人権擁護者、弁護士を含む）

3.135 中国の市民社会は厳しく制限されており、政府の管理外で活動することを選択した組織に対して当局は寛容性をほとんど示さない。全ての市民社会団体（CSO）とその活動は、準政府機関として機能することを保証する手続の一環として、地方当局に登録しなければならない。CSOは政府資金の受入れを迫られており、これには活動を政府の政策に厳密に整合させるという明確な義務が伴う。2023年時点で、国連の定義である「国家や市場から独立した、社会分野の人々によって形成された非国家・非営利の自発的団体」に合致する中国のCSOは極めて少数であった。

3.136 国際的NGO（INGO）は海外NGO国内活動管理法（2017年）の適用を受ける。中国で合法的に活動するには、現地代表事務所を設置するか、「一時的活動」を行うための届出を提出（*bei'an*：備案）する必要がある。公安部及びその省級公安部門がINGOの登録機関であり、登録には政府のスポンサーが必要である（香港、マカオ、台湾に拠点を置くINGOも含む）。2023年にINGOは、中国での活動登録や再登録が極めて困難であると報告した。CSOや個人が未登録のINGOと協力したり資金提供を受けたりすると、公的差別を受けるリスクにさらされる。

3.137 国内情報源はDFATに対し、2022年以降、中国における市民社会の活動空間は、もともと狭かったが、更に縮小したと述べた。2023年までに、影響力のあるCSOのほとんどは当局によって閉鎖され、国営の財団に取って代わられた。残された少数の独立したCSOは、政治的に慎重な扱いを必要とする問題に取り組んでいるとみなされた場合、当局による高度な物理的・技術的監視と嫌がらせの対象となった。国内情報源によると、CSOは外国人と関わったり、外国人からの資金提供を受けたりすると、自らを危険にさらすことになる。国連人権理事会の人権分野における国連、その代表者及びメカニズムとの協力に関する報告書によると、2023年、国連と協力した人権擁護者やCSOに対する脅迫や報復について、複数の国連関係者が懸念を表明した。2023年2月の中国の第3回定期報告において、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会は、「人権擁護者、非政府組織、CSOは、報復を恐れて、委員会と締約国との会合に出席しようとした際に困難に直面したと報告されている」と述べた。国内情報源は2023年、DFATに対し、地元警察が未登録のCSOの行動を監視するため、WeChatを含む電子監視を利用し、会話を盗聴し、予防的拘禁を含む手段で活動家が外国人と接触するのを阻止していると述べた。

3.138 活動家やCSOのメンバーは、当局による監視、脅迫、嫌がらせの対象となり得る。これには電話連絡や当局との「お茶会」への招待（事実上の脅迫及び／又は強制を伴う私的な警告の婉曲表現と解される）が含まれ、単に活動内容について踏み込んだ質問をされる場合もある。国内情報源は2023年、DFATに対し、こうした接触の目的は活動家やCSOの

メンバーに組織からの脱退を促すこと、あるいは自己検閲の文化を促進することにあると述べた。活動家の家族は、親族の扱いを公に発言すれば職を失うと脅されたと報告している。当局に公然と反対した者は更なる拘束に直面し、活動家の扱いを伝える情報源や情報の数は制限されている。例えば海外メディアによれば、李翹楚は2021年に拘束され、2023年に裁判にかけられた。これは彼女がSNSに、彼女のパートナーであり刑務所に収容中の活動家・許志永と人権弁護士・丁家喜が提起した[拷問疑惑](#)の詳細を投稿したためである。李翹楚は2024年2月、「国家政権転覆扇動罪」で禁錮3年8か月、公民権剥奪2年の判決を受けた。当局の標的となり得る活動家やCSOメンバーの特定は、個人が違反容疑で指名されるまで警告がないため、正確に予測するのは困難である（「[政治的意見](#)」、「[関心対象となる集団](#)」も参照）。

3.139 長年にわたり、人権擁護活動家や弁護士は中国の法制度を利用し、判例を確立して個人の権利へのアクセスを拡大する訴訟を提起してきた。しかし習近平政権下では、こうした訴訟は国家の利益に反するとして「排除」され、問題を起こした弁護士は資格を剥奪されている。国内情報源は2023年、DFATに対し、公的なメッセージ発信が継続的に行われ、「CCPが全ての人々を守るため、個人の権利を擁護する必要はもはやない」と伝えられていると報告した。

3.140 人権擁護活動家とその弁護士は、政府の[透明性](#)、[汚職](#)、[人権侵害](#)の問題で国家に異議を唱えたことで当局の標的となっている。また中国政府は、自国の人権記録に対する批判を外国の干渉と結びつけることが多い。人権擁護活動家やその弁護士に対する起訴内容には「けんかを売り、トラブルを引き起こした罪」という罪状が頻繁に含まれる。2015年に大規模な弾圧（「709弾圧」）が開始されて以来、人権弁護士に対する執ような標的化が続いている。国内情報源は2024年、2019年以降、人権擁護活動家や弁護士が北京からの退去を迫られる事例が大幅に増加したとDFATに伝えた。当局による嫌がらせには、人権擁護活動家やその弁護士を住居から追い出すよう家主に圧力をかけること、水道や電気を止めさせること、定期的に警察署に出頭して事情聴取を受けるよう召喚することが含まれていた。法律事務所は、政府が慎重な扱いを必要とすると判断した人権案件を担当する弁護士を解雇するよう圧力を受けていた。そもそも当局の目に留まりやすいからか、あるいは当局を困らせる可能性が高いためか、知名度の高い弁護士ほど注目されやすい。

3.141 国内情報源によれば、2024年には外国の外交官や大使館との接触が特に慎重な扱いを必要とする問題となった。外国大使館との面会に向かう途中の著名な人権弁護士が拘束された事例が複数記録されている。例えばアムネスティ・インターナショナルとHRWは、2023年4月に北京の欧州連合代表部で協議に向かう途中だった余文生とその妻・徐燕の逮捕を報告した。

3.142 DFATは、著名な活動家、人権擁護者及びその弁護士が、嫌がらせ、拘禁、刑務所への収容などの形で公的差別を受ける高度のリスクがあると評価している。また、慎重な扱いを必要とする問題について政府を公に批判したことで当局の注目を浴びた他のCSOメンバーは、嫌がらせや拘束などの形で公的差別を受ける中度のリスクがあると評価している。知名度の低いCSOメンバーは目立たず、声を上げることをためらう傾向があるため、彼らが直面する相対的リスクの評価は困難である。DFATは、著名な活動家、人権擁護者及びその弁護士には、家族や友人が当局からの嫌がらせ（権利制限を含む）への懸念を有す

ることから、社会的差別を受ける中程度のリスクがあると評価している。その他のCSOメンバーについては、社会的差別を受ける低度のリスクがあると評価している。

オーストラリアにおける中国国民

3.143 DFATは、オーストラリアにおける中国国民が中国当局から接触を受けた事例を把握している。接触には、中国国内の現地警察からの電話が含まれるが、これに限定されない。これらの電話は、経済逃亡者、活動家、抗議者、批判者とされる者に対し、「自発的」に帰国するよう説得することを目的としている。中国公安部は、2014年から2021年にかけて、汚職対策作戦「キツネ狩り」及び「天網」により、120か国以上から1万人以上の中国国民が中国へ帰還したと報告している。

3.144 マドリードに拠点を置くNGOのセーフガード・ディフェンダーズは、2022年に中国が説得、脅迫、様々な嫌がらせ（監視、失業、資産凍結、安全や自由への脅威を含む）を組み合わせて、海外の中国国民の「自発的」帰国を実現したと報告した。脅迫は、帰国しなければ中国国内の家族が逮捕されるか、それ以上の事態に陥ると警告する内容が多かった。国内情報源は2023年、DFATに対し、2014年以降、家族関係が巧みに利用されてオーストラリアから中国への「自発的」帰国が促されてきたと述べた。

3.145 2022年、海外メディアはオーストラリアを含む各国に設置された「海外警察拠点」について報じ始めた。2024年現在、オーストラリア情報機関は公式に、大使館・領事館以外の中国連絡窓口がオーストラリアで活動していることを示す情報はないと公式に確認している。

3.146 DFATは、オーストラリア滞在中に中国政府を批判する活動を行った中国国民は中国当局の監視対象となり、帰国時に尋問や拘禁などの公的差別を受ける中程度のリスクがあると評価している。個人が中国への帰国やその他の行動を取るよう説得するのに必要な圧力の程度は、その個人の状況、中国との結びつき、中国に残る家族へのリスクによって異なる。

抗議者と請願者

3.147 公開デモには許可が必要だが、当局がこれを承認することはまれである。それでも自発的な抗議行動は発生しており、警察の暴力的な対応に直面している。国内情報源は2023年、DFATに対し、過去10年で反体制行為への処罰が厳格化したため、あらゆる形態の抗議活動が大幅に減少したと述べた。フリーダム・ハウスの「中国反体制モニター」によれば、2024年1月～9月には抗議活動が計383件記録されたが、その大半は非政治的であり、労働者の賃金・福利厚生、土地・強制移転紛争、住宅プロジェクトに関連するものであった。

3.148 中国では政府決定や役人に対する地域紛争は指定の陳情窓口で申し立てられる。毎年数百万件の紛争がこれらの窓口を持ち込まれる。地方政府は紛争が上位機関へエスカレートするのを防ぐため、地域レベルでの解決を促すプログラムに参加している。実際には、地方政府が請願者への報復（例えば「けんかを売り、トラブルを引き起こした」罪での告発など）を行う動機を持つことが多い。米国国務省は2023年、首都の請願者を強制的

に帰郷させるため、地方政府が人員を北京に派遣したと報告した。報復は一般的に行われるが、常に行われるわけではなく、場合によっては制度が紛争解決に効果を発揮した。

3.149 国内情報源は2023年、DFATに対し、土地紛争・地方の汚職・労働争議が抗議の主要テーマだと述べた。急速な開発と大規模な国内移住により、開発をめぐる対立や住民の立ち退きが増加している。土地政策や土地収用手続は地域によって異なるが、都市部の全ての土地は国家が所有し、農村部は村落の共同管理である。地方当局が低額な補償金を支払った上で土地を売却し、既存の賃借人を立ち退かせようとする際に紛争が頻発する。2021年1月1日に施行された中国の民法（2020年）は、収用された土地に対して公正かつ合理的な補償を支払うことを義務付けている。しかし「公正かつ合理的」の定義は明記されておらず、解釈の余地を残している。土地収用を受けた者に対して提供される具体的な書類は省ごとに異なる。土地売却は地方政府にとって重要な収入源であり、土地取引における汚職が頻繁に指摘されていた。2024年2月、複数の国際的なNGOが、地元村民を立ち退かせ仏教寺院の破壊を招くカムトク（崗托）ダム建設への抗議活動に参加したことで、四川省徳格県で数百人のチベット族が拘束されたと報告した。複数の国際的なNGOによれば、警察が抗議者を殴打してから逮捕する様子を捉えた映像が存在し、被拘束者は外部との連絡を絶たれ、弁護士との面会も認められなかった。

3.150 中国政府は2019年末から2022年11月までの「ゼロコロナ」政策下で、COVID-19の感染拡大を防ぐため、移動の自由や物資・サービスへのアクセスを厳しく制限した。2022年11月、主要都市でゼロコロナ政策に反対する大規模な抗議活動が発生した。これらの抗議活動は国際的なニュースとなり、映像や証言が欧米のSNSに投稿された。抗議活動には、ウルムチでのアパート火災を受けて広州の移民労働者が組織した抗議や、北京での白紙抗議（デモ参加者が厳しい検閲規則に抗議するため白紙を掲げた）が含まれた。

3.151 広州市では、COVID-19パンデミック中の外出禁止令が厳格に施行され、出稼ぎ労働者の生計手段が大幅に制限された。これにより多くの労働者が貧困状態に追い込まれた（「[戸口](#)」を参照）。2022年11月初旬、賃金未払・食料不足・ホームレス状態に苦しむ出稼ぎ労働者が街頭へ繰り出した。同年11月下旬には学生も加わり、ロックダウン反対派がバリケードを破壊し警察官に物を投げつけた。海外メディアは機動隊が抗議者を手錠で連行したと報じた。国内情報源は2023年、DFATに対し、これらの抗議は政治的なものではなかったが、その規模と暴力性から政府は神経をとがらせ、過度に取り締まることはしない方針を決定したと述べた。2023年にはこれらの抗議活動に参加した者に対する逮捕が相次いだ。その数は比較的少なく、国内情報源によれば世論の反発を避けるためだった。2023年7月時点で、広州における抗議活動関連の逮捕は、当局が「声を上げた」、「限界に挑んだ」として特に標的にされていた指導層に限定されていた。

3.152 2022年11月24日、ウルムチ市のアパート火災が、厳格なCOVID-19対策をめぐる既存の緊張を悪化させ、中国全土で一連の抗議活動を引き起こした。抗議活動参加者らは、火災発生時、建物がCOVID-19対策として封鎖されていたため、住民は炎から逃げられず、救助隊も被害者の居場所まで到達できなかったと報告した。地元国営メディアは火災による死者数を10人と報じたが、海外メディアは死者数は更に多いと伝えた。政府は、ウルムチ市当局がCOVID-19対策措置を「適切に」実施しなかった責任があると表明した。初期の地元メディア報道では、ウルムチアパート火災抗議活動の「首謀者」が逮捕された

とされたが、首謀者の定義や、非指導的立場の抗議活動参加者が逮捕を免れたかどうかは不明であった。

3.153 2022年11月下旬、ウルムチ火災に関するニュースと不満がSNS上で拡散した。政府の検閲当局は迅速に対応したが、検閲が反体制的な動きを抑え込む前に、複数の都市で抗議活動が発生した。北京では、抗議者が「白紙抗議」の一環として真っ白な紙を掲げた。国内情報源は2023年、DFATに対し、抗議者は政治的な歌を歌い、スローガンを叫び、習近平国家主席の退陣を求める声も上がったと述べた。こうした言説は厳しい処罰の対象となり得る中国ではまれな出来事である。国内情報源によれば、警察の抗議活動への対応は大規模で当初は非暴力的だった。警察は武装せず、暴動鎮圧用装備も着用せずに大勢で抗議現場に向かい、主に監視に当たった（中国の警察は通常、銃器を携帯しない）。

3.154 抗議活動は2022年11月下旬までに終息した。警察の大規模な展開と、抗議者の集結を防ぐために一部区域がフェンスで封鎖されたことが要因となった。一部の抗議者は外国の干渉が動機だと非難されたが、国内情報源によれば、これはCOVID-19対策やアパート火災に関する抗議を国家安全保障上の罪と結びつけるための口実だった可能性がある。

3.155 DFATは、COVID-19対策抗議活動への参加者が当局による逮捕対象となったとの報告を検証できなかったが、入手可能な情報に基づけばその可能性はあり得ると見ている。抗議参加者は2023年、拘束され令状や自白調書への署名を強要されたとする動画や声明書を公表した。国内情報源はDFATに対し、2023年に逮捕が行われたことを認識しており、一部の逮捕者は数か月後に保釈又は保護観察で釈放されたと述べた。2022年11月の抗議活動の動画は従来のメディアとSNSで広く共有され、動画には多数の警察官の存在が確認された。海外メディアは2023年、一部の抗議者が、他の抗議者との接触の証拠を探す目的を含め、携帯電話や身分証明書の検査を受けたと報じた。中国全土で監視カメラを含む技術的監視が至る所で行われており、抗議参加者と傍観者の双方がカメラによって特定された可能性が高い。

3.156 DFATは、土地問題、地方の汚職、労働問題、その他政府やCCPを批判する抗議活動を組織・主導する人々が、技術的・物理的監視、嫌がらせ、拘束、刑務所への収容などの公的差別を受ける高度のリスクに直面していると評価している（「[政治的意見](#)」、「[関心対象となる集団](#)」も参照）。DFATは、請願者や抗議活動参加者が、技術的・物理的監視、嫌がらせ、拘束などの形で公的差別を受ける中度のリスクがあると評価している。DFATは、抗議者や請願者が社会的差別を受ける低度のリスクがあると評価している。

メディアとジャーナリスト

3.157 中華人民共和国憲法第36条は、市民が報道の自由を享受すると規定している。しかし第51条は「国家・社会・集団の利益」を損なう行為を禁じており、事実上報道の自由を制限している。中国のメディアは厳しく規制・検閲されている。全てのメディアは政府による厳しい検閲と監督下であり、政府機関は国営メディア組織に対し、慎重な扱いを必要とする問題の扱い方や報道方法について指示を出している。一部のメディアはより商業的な運営が求められ、他のメディアはCCPによる資金提供や制作が行われている。コンテンツ制作者は政府の「レッドライン」を認識しており、一般的に自主検閲を行っている

(「[人種・国籍](#)」、「[宗教](#)」、「[政治的意見](#)」も参照)。中国メディアの海外版と国内版の記事は大きく異なることが多く、例えば新華社、中国中央テレビ (CCTV)、環球時報などの海外版は、中国国内の一般市民が接する現地メディアの実態を示すものではない。

3.158 国境なき記者団は2023年、報道の自由度で中国を180か国中179位と評価した。北朝鮮のみが中国より低い順位だった。ジャーナリスト保護委員会 (CPJ) の報告によれば、2023年に中国で43人のジャーナリストが刑務所に収容された。これには2023年5月に「偽薬販売」で逮捕されたジャーナリストも含まれるが、CPJはこれが現地の汚職に関する報道に関連していると指摘している。別の事例では、上海で親族を訪問中の台湾人ジャーナリストが2023年4月に国家安全法違反で起訴された。

3.159 複数の外国特派員が2023年、DFATに対し、中国では物理的・技術的監視下で活動・生活し、当局による脅迫・妨害、国外退去の脅迫、逮捕リスクに直面し、政治的に慎重な扱いを必要とする問題の報道が困難だと訴えた。中国で活動するジャーナリストの状況を詳細に記した中国外国人記者クラブの2022年版「労働条件」報告書によれば、中国国内のジャーナリストの45%が2022年に少なくとも1回は圧力、嫌がらせ、脅迫を受けたという。さらに同報告書は、2022年に外国記者と接触した情報提供者のうち、少なくとも1人が当局による嫌がらせ、拘束、事情聴取を受けたことをジャーナリストの38%が報告したと記している。2024年3月13日、河北省三河市の地方政府が地元飲食店で発生したガス爆発事故の中国人記者による取材を物理的に阻止しようとしたことを受け、中華全国記者協会は異例の声明を発表した。声明では「地方政府は世論をコントロールするためだけに、単純かつ粗暴な方法で記者の通常の職務を妨害してはならない」と述べた。

3.160 DFATは、中国で慎重な扱いを必要とする問題を報道するジャーナリストや編集者は、嫌がらせ、拘束、刑務所への収容といった形で公的差別を受ける高度のリスクがあると評価している。DFATは、「慎重な扱いを必要とする」とみなされる内容は急速に変化する可能性がある」と指摘している(「[人種・国籍](#)」、「[宗教](#)」、「[政治的意見](#)」も参照)。DFATは、ジャーナリストや編集者は、その職業を理由に社会的差別を受けることは通常ないと評価している。

インターネットの自由、SNS利用者、ブロガー

3.161 中国のインターネット検閲(「グレート・ファイアウォール」とも呼ばれる)は、特定のウェブサイト(オーストラリア放送協会(ABC)、Facebook、Google、Twitter、Wikipedia、YouTubeなど)へのアクセスを遮断している。SNSプラットフォームに組み込まれたキーワードフィルターは、「慎重な扱いを必要とする」話題や言葉の可視性を制限する。SNSも従来のメディアと同様に厳しく検閲されている。アルゴリズムと多数の担当者が、中国のインターネット上の従来のメディアやSNS(WeChatグループチャットを含む)を「パトロール」し、慎重な扱いを必要とする話題に関する言及を特定して検閲している。

3.162 中国ではSNSが普及しており、WeChatのようなメッセージングアプリやマイクロブログサイトの微博は、10億人以上のユーザーを擁していると報告されている。特にWeChatは中国ではほぼ必須のツールである。個人間の通信だけでなく、WeChat Payを通じた決済

や買い物、ほとんどの公共サービスへのアクセス、医療予約、罰金支払にも利用されている。しかし、WeChat上の全データは中国政府によって監視・収集・保存・分析・検閲・アクセスが可能であり、当局によるメッセージのリアルタイム閲覧やユーザーの位置情報取得が許されていると広く報じられている。

3.163 従来[メディア](#)と同様に、中国のインターネットプラットフォーム上で、慎重な扱いを必要とするとみなされる内容は急速に変化する。[政治的](#)・[宗教的](#)話題に加え、性的コンテンツ、ぜい沢な生活様式の宣伝、芸能人のゴシップも検閲の対象となってきた。ネットユーザーは検閲を回避するため、慎重な扱いを必要とする話題を間接的に表現する手法を採用しており、一見政治的でない題材も結局は検閲されることがある。例えば、児童書キャラクターのくまのプーさんは、批判者が習近平国家主席を指す比喩としてその肖像を使用したため検閲対象となり、天安門事件の記念日を前にしたろうそくの画像も削除された。「被和諧了」（「調和された」）という表現は、検閲されたことをえん曲的に表すために頻繁に使われる。2023年3月にツイッターで投稿され、主要メディアでも繰り返し報じられた情報によれば、全国人民代表大会における習近平国家主席の3期目再選投票数「2952」（賛成2,952票、反対0票）を検索しても結果が表示されなかった。この数字を検索しようとしたユーザーには、関連法規に違反したためページが見つからないと表示された。

3.164 政治的に慎重な扱いを必要とする問題に関する議論は、冗談や言葉遊びを含め、内容が過度に政治的・機微になったり拡散したりするまでは、時にオンライン上で許容されることがある。比較的無害なコメントは単純に削除されるが、扇動的すぎると判断された場合や特に慎重な扱いを必要とする話題に関連する場合、当局は関係者を懲戒又は逮捕する可能性がある。中国のSNS利用者は全員実名登録が義務付けられており、作成したコンテンツは[刑事手続](#)で不利な証拠として使用され得る。広範な[監視カメラと顔認識ソフトウェア](#)の活用により、リソースを投入するのに十分な関心対象と判断されれば、個人を追跡することが可能である。

3.165 国際的な学者らは2023年、DFATに対し、最高人民法院が2013年に「500回以上シェアされた、又は5,000回以上閲覧されたSNS投稿で「虚偽情報又はプロパガンダ」とみなされたものは、禁錮刑の対象となり得る」と裁定したと述べた。しかし、こうした基準に達していない場合でも、SNSで影響力のある投稿者は公然と逮捕されている。国際的な学者らが「ニワトリを殺してサルを脅す」と表現する政策によるものだ。著名ブロガーの拘束事例として、阮曉寰が挙げられる。彼は自身のブログ「編程随想」で政治・治安・汚職問題を報じたため、上海警察に逮捕された。当局は阮の見解をCCP批判とみなした。2023年、「国家政權転覆扇動罪」で有罪判決を受け、禁錮7年を宣告された。2023年には中国のSNSプラットフォームで彼の名前の使用が禁止された。

3.166 中国では違法だが、多くの中国人がVPNを利用して検閲を回避し、世界のインターネットコンテンツにアクセスしている。2023年にはこれが有効な場合もあったが、個々のVPNは遮断される可能性があり、ユーザーは新たなサービスへ移行せざるを得ない。VPN利用者は法的処罰のリスクを負い、VPNの利用が特に[抗議活動](#)や[政治的に慎重な扱いを必要とする資料](#)の共有に関連した場合にその危険性が高まる。

3.167 DFATは、[政治的](#)又はその他の慎重な扱いを必要とする問題に関してインターネットプラットフォームを用いて他者を動員する者は、技術的・物理的監視、嫌がらせ、拘束、刑務所への収容といった形で公的差別を受ける高度のリスクがあると評価している。DFATは、検閲に捕捉される前に広く拡散された、慎重な扱いを必要とする内容、又は批判的な内容をインターネット上に投稿する者が、技術的・物理的監視、嫌がらせ、拘束といった形で公的差別を受ける中度のリスクがあると評価している。政治的又はその他の慎重な扱いを必要とする問題に関する小規模な議論、さらにはオンライン上での批判は、一般的に容認されている。意見が検閲されることはあっても、それを投稿した者が当局による報復を受ける可能性は低い。中国のSNS利用者の大多数は、監視されていることを認識し、自己検閲の必要性を理解した上で、問題なくプラットフォームを利用できている。DFATは、SNS利用者やブロガーが一般的に社会的差別を受けることはないとしている。

社会信用システムの影響を受ける人々

3.168 社会信用システム（SCS）は、その構想以来進化を遂げ、現在ではAI駆動型のデータベースへと進化し、個人の社会的行動を追跡・監視するシステムとして広く認識されている。このような制度の影響に関する報告は様々であるが、多くの場合、個人は「社会的に責任ある」行動によってポイントを得て、「反社会的な」行動によってポイントを失うとされる。中国には統一された社会信用システムは存在しない。「社会信用システム」という用語は、中国全土の様々な政府レベルにおける多様なプログラムを総称するものである。2023年時点では、個人、企業及び政府機関に対してそれぞれ異なるシステムが適用されていた。これらのプログラムは運用方法に大きな違いがあるものの、多くは既存の法令及び規則の監視並びに執行の強化を目的としていた。

3.169 中国におけるSCSの段階的導入は、国家発展改革委員会（National Development and Reform Commission）、中国人民銀行（People's Bank of China）及び裁判制度によって管理されている。ディプロマット誌は2021年3月、SCSの導入には「ばらつき」が見られ、「機関間の連携」に「大きな隔たり」があり、各省で導入段階も異なると報じた。中国全土でのSCSの導入は当初2020年を目標年としていたが、COVID-19の影響を含む複数の要因により、システムの全面的な確立は遅延した。2022年11月時点で政府が構築していたのは、個人ではなく企業を対象とした全国的なシステムのみであり、これは各政府機関からの企業の規制遵守に関するデータを集約したものであった。

3.170 2010年代初頭、一部の都市において独自にSCSの試験運用が開始されたが、次第に論争を呼び、中国の国営メディアでも批判の対象となった。2019年までに、中央当局は社会信用スコアを市民への罰則に用いるという考えに対して不満を明確に表明し、罰則の根拠となり得るのは正式な法的文書のみであると明言した。パイロット都市では、市民に罰則を科す仕組みから、奨励のみによる制度へと速やかにプログラムを変更した。

3.171 中国国内の情報筋は2023年、社会信用システム（SCS）の影響を最も受けているグループは債務者であり、国内外の移動能力に対して債務者には制限が課されていると、DFATに伝えた。オーストラリア放送協会（ABC）は2019年、社会信用スコアが「低い」ことを理由に、128人が中国からの出国を阻止されたと報じた。ただし、SCSが整備される以

前から、当局は裁判所命令による支払を履行しなかった個人を最高人民法院の「ブラックリスト」に登録する権限を有していた。最高人民法院のブラックリストに登録されると、ファーストクラスの航空機や列車の利用、融資の取得、「ぜいたく」品の購入、子供の私立教育の利用などに制限が課される。民事訴訟法(Civil Procedure Law) (2023年)は、債務者が金銭的義務を履行しない場合に適用される執行及び回収手続を定めており、これには資産の没収、給与の差押え及び出国の制限が含まれる。現地メディアは、債務返済を拒否した債務者が、民事訴訟法(2023年)の規定に基づき中国からの出国を阻止され、拘束された事例について報じている。

3.172 DFATは、社会信用スコアが低い債務者について、当該制度が存在する地域においては、国内外の移動能力に対する制限という形で、公的差別を受ける中度のリスクがあると評価している。DFATは、社会信用スコアが低い者が、そのスコアの結果として社会的差別を受けるリスクはないと評価しているが、スコアの低下につながる債務を抱えていることが原因で、社会的差別が生じる場合はあると評価している。

性的指向及びジェンダーアイデンティティ

3.173 中国では、男性及び女性の同性間の性行為は合法である。同性愛は、1979年から1997年まで「フリーガン行為」と分類されていた期間を除き、20世紀の大半において中国で合法とされていた。同性カップルは互いに法定後見人となることが可能であるが、同性カップルの家庭は、一般的に異性カップルに認められている法的保護と同等の保護を受けることはできない。また、同性カップルは婚姻及び養子縁組を行うこともできない。2024年5月には、中国の裁判制度が、中国国内の子供が法的に2人の母親を持つことを初めて認めた。

3.174 LGBTQIA+に関する話題は、テレビにおいて検閲の対象となっている（「[政治的意見](#)」を参照）。中国国家新聞出版広電総局（China's State Administration of Press, Publication, Radio, Film and Television）は2016年に指針を策定し、その中で、いかなるテレビ番組も「近親相姦、同性愛関係、性的倒錯、性的暴行、性的虐待、性暴力などの異常な性的関係及び行動を描写」してはならないと規定した。LGBTQIA+に関する話題及び同性カップルの描写は、印刷メディアにおいても検閲されており、中国では違法とされるポルノに分類されることがある。

3.175 テレビ又は書籍でのLGBTQIA+に関する問題の描写に対する制限は厳格に施行されている一方で、2024年のオンライン空間は、比較的自由であった。LGBTQIA+に関する話題は、ティックトック（TikTok）やウィーチャット（WeChat）といった大手ソーシャルメディア・プラットフォーム上では公式に検閲されていたが、ビリビリ（Bilibili）のような小規模なプラットフォームでは、通常は検閲されていなかった。「カミングアウト」などの用語はオンライン上で一般的に検閲されていたものの、「#カミング#アウト」を含む創造的な言い換え表現については、当局は黙認していた。活字メディアにおける制限を回避するため、LGBTQIA+の市民社会団体（CSO）は2023年、関連するLGBTQIA+資料にオンラインでアクセスできるQRコードを掲載した書籍を販売又は配布することが多いとDFATに報告した。LGBTQIA+向けの出会い系アプリは合法であり、2023年時点では、ブルード

(Blued)、グライNDER (Grindr)、レスパーク (Les Park) などが中国国内で容易に利用可能であった。

3.176 独立したLGBTQIA+団体の活動に対する当局の寛容な姿勢は、その他の全ての[未登録CSO](#)と同様に低下している。中国国内の情報筋は2023年、LGBTQIA+の未登録CSOに対する取締りが2021年頃から継続しており、これらの団体は外国の影響を広め、公式なルートの管理が及ばない場で世論に影響を与える存在とみなされているとDFATに伝えた。2021年には、中国で最も著名なLGBTQIA+のCSOであるLGBT Rights Advocacy China) が、当局により活動停止とクィア・アドボカシー・オンライン (Queer Advocacy Online) の[ソーシャルメディア](#)アカウントの閉鎖を強制された。2021年7月には、大学生が運営するLGBTQIA+関連のアカウント数十件がウィーチャットによって削除され、中国の[インターネット規則](#)に違反していたとウィーチャットは説明した。2021年にはLGBTQIA+グループが当局から「反党的」又は「反中国的」であるかどうかを問われ、外国団体とのつながりについても尋ねられた。2023年5月には、北京LGBTセンターが当局により閉鎖された。国内の情報筋によれば、2023年には残存するLGBTQIA+団体に対しても、名称から「LGBTI」の頭文字を削除するよう当局が命じるなど、その他の制限も課された。

3.177 小規模なLGBTQIA+イベントは、正式な承認は得られないものの、当局により黙認されることが多い。2023年には、主催者に対し、自らの活動について当局に通知することが法的に義務付けられた。慎重な取り扱いを要する政治的な記念日又は行事（全国人民代表大会など）の時期に集会を開催した場合、マイナスの注目を浴びる結果となった。2023年には、外国の団体や関係者との連携も、政府から否定的な注目を受ける可能性が高かった。2023年に広州で開催が認められた「Love is Love: LGBTQI+映画祭」では、実際には制服警察及び私服警察が非常に多く配置され、参加者を威圧し、出席を控えるよう促した。国際メディアは2023年、北京当局が複数のLGBTQIA+及びジェンダー関連イベントを妨害しようとした同様の動きについて報じた。中国で最もよく知られたLGBTQIA+イベントである上海プライドは、2020年にCOVID-19による規制を理由に中止されたが、それ以降は開催されていない。

3.178 DFATは、中国の一部地域においてLGBTQIA+向けバーが摘発されている事例があり、摘発は薬物に関連していたと報じられていることを把握している。中国国内の情報筋によれば、これらの摘発は、バーを閉鎖させたり、経営者や利用者に嫌がらせをしたりすることを目的として行われたと考えられている。2023年、国内の情報筋はDFATに対し、警察がLGBTQIA+のセックスワーカー（中国では売春は違法）を特に標的とし、屈辱的な尋問や検査を行うことがあると伝えた。こうした対応は、波状的に、又は「取締り」として発生しており、標的とされるかどうかは、現地警察及び急速に変化する優先事項に左右されていた。

3.179 著名なLGBTQIA+活動家は、脅迫や嫌がらせを受け、当局から「お茶」に招かれることもあった。中国国内の情報筋は2023年、DFATに対し、当局による監視及び威圧は、個人の性的指向そのものではなく、人権問題に関して他者を組織し、影響を与える活動家の能力によることが多いと伝えた。2023年には、外国のNGO及び政府とのつながりを持つ

LGBTQIA+活動家が、中国の内政において[外国勢力による干渉](#)を助長しているとみなされ、特に標的とされた。

3.180 中国国内の情報筋は2023年、LGBTQIA+コミュニティと政府の関係は「流動的な状態」にあると報告した。政府の管理外で活動する未登録のLGBTQIA+グループ及びイベントは、当局から解散するよう再び圧力を受けている。一方で、2023年には、学校において「非民族的」少数派集団（LGBTQIA+個人を指すとみられる）に関する教育や、個人が「多様な選択」を行う権利について進展があったとLGBTQIA+活動家が報告した。国内の情報筋は2023年、DFATに対し、学校におけるLGBTQIA+個人に対する公的差別はほとんど見られず、大半のLGBTQIA+個人が初めて公的差別に直面するのは就職の段階であると伝えている。LGBTQIA+に関する課題に取り組むCSOは、2022年に特定の反差別事例を通じて、LGBTQIA+の権利擁護において一定の前進が見られたと述べた。国内の情報筋によれば、2020年以降、LGBTQIA+コミュニティの構成員が医療を含む行政サービスにアクセスする際の差別は大幅に減少し、苦情を調査するための公的な手段も整備されている。

3.181 中国国内の情報筋はDFATに対し、2010年代以降、LGBTQIA+コミュニティの構成員に対する社会的受容性が大幅に高まり、それに伴い、社会的差別や汚名が軽減されたと伝えた。40歳未満の個人は、一般的に最も寛容で理解を示しており、LGBTQIA+コミュニティの構成員は、家族や友人の中でも40歳未満の人々に最もカミングアウトしやすいと報告している。2020年にBMC Public Health誌に掲載された研究は、中国におけるLGBTQIA+関連の諸課題に対する態度を明らかにしたものである。同研究によれば、中国の大多数の人々はLGBTQIA+の人々を受け入れているが、自分の子供がLGBTQIA+であることについては受け入れにくいとした回答者が多数であった。実際には、LGBTQIA+コミュニティの構成員に対する社会的受容性は地域によって異なり、2023年には、中国南部（特に重慶市及び成都市）が最も受容的であると、中国国内の情報筋は報告している。

3.182 一部の雇用主は、従業員の性的指向を知った際に解雇を試みた。例えば、2020年の労働紛争では、電子商取引企業ダンダン（Dang Dang）が、他の従業員の間で「道徳的困惑」を引き起こしたとして、トランスジェンダーの従業員を解雇した。裁判所は、ダンダンによる解雇は違法であると判断し、法律上、性別を法的に変更した従業員に対する明示的な保護規定は存在しないものの、そのような保護は「法の趣旨に含まれるべきである」と述べた。中国国内の情報筋は2023年、DFATに対し、雇用主が従業員を解雇する場合、中国の労働法に基づき、性的指向とは無関係の「正当な理由」を提示する必要があると伝えている。例えば、2022年には、同性愛者の客室乗務員が男性パイロットとキスしている防犯カメラ映像がネット上に流出したことを受け、国有企業である中国南方航空が、当該客室乗務員を解雇した。同社は、この決定には正当な業務上の理由があるとし、当該客室乗務員が「著しく動揺」し職務の遂行が困難になったこと、また、拡散された動画から乗客が彼を認識した場合に騒ぎを起こすおそれがあることを懸念し、乗客の安全のためだけに解雇したと説明した。国内の情報筋によれば、2023年時点で、軍、国有企業及び公務部門はLGBTQIA+コミュニティの構成員にとって最も寛容性の低い職場環境であった。

3.183 国際メディアは2020年、LGBTQIA+の人々が家族から精神的虐待及び身体的暴力を受けることが一般的であると報じた。両親が経験する汚名は、子供が結婚できないのではないか、子供を持たないのではないかと、その結果として、中国文化における重要な側面で

ある、拡大家族を養うことができないのではないかと懸念に関係していることが多い。国際メディアは2020年、一部のゲイやレズビアンが家族からの圧力により異性との結婚を選択したと報じた。2023年にDFATが得た情報筋は、LGBTQIA+の人々が家族からの圧力を軽減するために、例えばゲイの男性とレズビアンの女性の間で、形式的な異性婚を仲介人に依頼する事例があると述べた。

3.184 中国では、LGBTQIA+の人々に対する公的な暴力行為は、ほとんど報告されていない。中国国内のLGBTQIA+コミュニティの構成員は2023年、家族以外から受けた嫌がらせは身体的なものではなく、言葉によるものに限られていたと報告した。国内の情報筋は2023年にDFATに対し、万が一暴力的な事件が発生した場合、被害者は国家による保護を受けることが可能であり、性的指向を理由に法執行機関からの支援を妨げられることはないと伝えている。

3.185 2014年、北京の裁判所は転向療法を「違法」と判断し、中国全土の公立病院においてその実施が禁止されている。この禁止措置は、2000年代初頭に中国精神医学会（Chinese Psychiatric Association）が、同性愛は病理的な状態ではなく、異常とみなすべきではないと決定したことを受けたものである。中国国内の情報筋は2023年、転向療法を提供した医師その他の医療従事者が当局により起訴され、この慣行の根絶に寄与したとDFATに伝えている。

3.186 2023年、国内法では、トランスジェンダーの人々がIDカード及び戸口の性別を変更することは認められていたが、実際には、完全な性別適合手術を受けていない場合、変更が認められないこともあった。トランスジェンダーの人々は、教育証明書など全ての公的書類において性別を変更することが正式には認められておらず、これにより就労又は教育の機会が制限される可能性がある。中国国内の情報筋は2023年、性別の移行を望む者のうち、出生時に女性であった者が男性として生活する方が、その逆よりも容易であるとDFATに伝えた。また、国内の情報筋は2023年、トランスジェンダーの人々が家族や友人から離れて新たな都市に移り住み、「新たな出発」を手に入れることで、汚名を大幅に軽減できる可能性があるとも報告した。

3.187 中国国内の情報筋は2023年、政府はトランスジェンダーの人々について黙認することが多く、彼らが公的差別に直面することはほとんどないとDFATに伝えた。別の国内情報筋は2023年、実際には、政府がトランスジェンダーの人々による性別適合手術の決断を支持しているのは、それが同性愛的な生き方よりも伝統的な性の固定観念により適合しているとみなされているためであるとDFATに報告した。2022年4月20日、中国国家衛生健康委員会（National Health Commission of China）は性別適合手術に関する規定を改定し、手術の最低年齢を20歳から18歳に引き下げた。2023年には、少なくとも2人の著名な性別適合手術専門医が中国国内で公然と診療を行い、医師免許も維持していた。しかしながら、国際的な研究者らは2023年、トランスジェンダーの人々が、トランスジェンダーに特化した医療を提供する医師へのアクセスや、例えばホルモン療法などの関連医薬品の入手において、依然として困難に直面していると報告した。

3.188 DFATは、LGBTQIA+コミュニティの構成員がLGBTQIA+関連のイベントやバーに行く際、嫌がらせという形で公的差別に直面する低度のリスクがあると評価している。DFATは、LGBTQIA+の未登録CSOを運営する者や、LGBTQIA+の権利を公に擁護する者に

については、物理的・技術的な監視、嫌がらせ及び拘束といった手段による公的差別に直面する中度のリスクがあると評価している。DFATは、トランスジェンダーの人々について、嫌がらせという形での公的差別や医療・教育へのアクセスに関する困難に直面する低度のリスクがあると評価している。DFATは、LGBTQIA+コミュニティの構成員及びトランスジェンダーの人々が、雇用の獲得に関連して社会的差別に直面する低度のリスクがあると評価している。DFATは、LGBTQIA+コミュニティの構成員及びトランスジェンダーの人々が家庭内で暴力に直面する高度のリスクがあり、そのリスクの程度は、家族の性的指向に対する態度に左右されると評価している。

女性

3.189 ここ数十年の高度な発展により、中国社会における女性及び少女の展望はおおむね改善されてきた。例えば、リプロダクティブ・ヘルス、エンパワーメント、労働市場への参加を測定する国連開発計画（UNDP）の2022年ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index）において、中国は166か国中47位にランクされ、2021年から1ランク上昇した。また、世界経済フォーラムの2024年の世界男女格差報告書（Global Gender Gap Report）でも、中国における女性の経済的参加、健康、生存及び政治的エンパワーメントにおいて、前向きな変化が示された。しかしながら、特に政治レベルにおける女性に対する態度は依然として家父長制的であり、女性の家庭内における役割を重んじる儒教的価値観の影響を受けている。2013年の演説で、習近平国家主席は、「次世代の健全な成長」を確保するためには、女性が「良き妻、良き母」であることが重要であると述べた。これまでに、最高意思決定機関である7人構成の政治局常務委員会（PBSC）に女性が就任したことは一度もない。より大きな組織である政治局においても、正規の構成員となった女性はこれまでに6人のみであり、そのうち3人は中国共産党の革命期の創設者の妻であった。2022年10月、習主席は2022年から2027年までの任期における24名の政治局構成員を発表したが、1997年以来初めて、女性の構成員は一人も含まれていなかった。

3.190 ジェンダー平等に関する政治的な活動は、機微性が高く、当局の注意を引きやすい（「[政治的意見](#)」を参照）。2023年5月30日、国連女性差別撤廃委員会は、「非政府組織（NGO）の登録に対する過度な制限」及び「女性の人権擁護者に対する威圧及び嫌がらせ」について懸念を表明した。同委員会は、中国に対し、NGO登録に必要とされる後援者要件及びその他全ての「過度な」制限を撤廃し、女性の人権擁護者がその活動を理由に威圧、嫌がらせ及び報復を受けないよう求めた。中国国内の情報筋は2023年、DFATに対し、当局がジェンダー平等の擁護活動を、中国政府を弱体化させようとする外国勢力による干渉と結びつけていると述べた。国内の情報筋は2023年、DFATに対し、国連及び国際社会が後援した複数の女性のエンパワーメント関連イベントが、中国各地で当局により中止されたと伝えた。

3.191 ディプロマット誌は2022年7月、中国政府がフェミニズム運動の政治的影響力の拡大を防ぐため、中国人活動家に対するネット上の嫌がらせを暗黙裏に奨励していると報じた。#MeToo運動や、平等及び女性の安全を求めるその他のキャンペーンがインターネット上で検閲される一方で、活動家を攻撃する国家主義的なネット荒らしは、概して検閲の対象とならなかった。2021年11月、中国のテニス選手である彭帥（Peng Shuai）は、ソー

ソーシャルメディアを通じて、元副首相の張高麗（Zhang Gaoli）から性的暴行を受けたと告発した。告発後、彭帥は公の場から姿を消した。これを受けて、女子テニス協会（WTA）は2021年12月から2023年後半にかけて中国での大会を中止し、彭帥の告発及びその後の扱いに関する全面的かつ透明性のある調査を求めた。2021年11月以降、彭帥は嚴重に管理された公の場に断続的にしか姿を見せしておらず、支援者や活動家は現在も彼女の健康や安全を懸念している。

3.192 女性権利利益保障法（Women’s Rights and Interests Protection Law）（1992年）の改正法が2023年1月に施行され、職場におけるセクシャル・ハラスメントの禁止及び性別に基づく差別からの保護に関する基本的な法的規定が明確化された。改正後の女性権利利益保障法（1992年）は、雇用主が婚姻状況及び／又は妊娠していることのみを理由として女性を昇進させないことを明確に禁止している。この改正は、中国における職場でのジェンダー差別への対応も目的としている。例えば、2021年には、男性の求職者を明示的に募集する求人広告が地元メディアで取り上げられた。2023年には、ヒューマン・ライツ・ウォッチ及び国際メディアが、妊娠を理由に雇用を打ち切られた女性の事例を報じた。国際的な研究者らは、女性が結婚や出産を選択することが、しばしばキャリアに不利に働くと報告している。2023年の時点において、女性の定年年齢はホワイトカラー労働者で55歳、ブルーカラー労働者で50歳とされており、男性は職種にかかわらず60歳である。

3.193 2022年に国際メディアは、中国においてドメスティック・バイオレンスが一般的であるものの、伝統的な家族調和の価値観や、家庭内の問題は私的なものとする見方により、多くが報告されていないと伝えた。ソーシャルメディア上を含む公の場でドメスティック・バイオレンスについて発言した被害者は、当局によって検閲及び嫌がらせを受けてきた。強姦は違法であり、禁錮3年から死刑までの刑罰が科されるが、本報告書の発行時点では、夫婦間の強姦は刑法上、犯罪とはされていない。

3.194 最高人民法院の周強（Zhou Qiang）院長は2023年、過去5年間に家庭内暴力及びドメスティック・バイオレンスの被害者に対して1万3,000件の個人安全保護命令が裁判所から発令されたと発表した。ただし、申請件数の総数は公表されなかった。2023年の米国国務省中国人権報告書によれば、ドメスティック・バイオレンスに対する保護は常に提供されているとは限らない。一部の事例では、警察が問題を無視したり、対応を拒否したり、不適切に対応したとされる。例えば、証拠を適切に収集しなかったり、加害者である夫のもとに女性を戻して問題の解決を促したりする対応が見られた。また、文化的な理由から、女性が加害者に対して証言することや、そもそも警察に連絡することをためらう場合もあった。ドメスティック・バイオレンスの事案では、暴力的なパートナーに対する刑事告発ではなく、調停が一般的に用いられていた。

3.195 2023年時点で、一部の地域には家庭内暴力及びドメスティック・バイオレンスの被害者向けのシェルターが設置されていた。こうしたシェルターの一部は、地方政府から財政的支援を受けていた。オランダ外務省の2020年の中国に関する出身国情報報告書に引用された匿名の情報筋によれば、「救護所（relief stations）」と呼ばれる施設が中国全土に1,500か所を超えて存在するとされる。これらの救護所は家庭内暴力及びドメスティック・バイオレンスの被害者専用ではなく、ホームレスや人身取引の被害者も利用していた。かつて家庭内暴力及びドメスティック・バイオレンスの被害者に対して法的支援やカ

ウンセリングを提供していたCSOは、政府の管理外で活動していた他の未登録団体とともに閉鎖された。

3.196 2022年、河北省唐山市の飲食店で複数の女性が暴行を受ける様子を捉えたCCTV映像が拡散され、中国国内のインターネット上で大きな怒りを呼び、ジェンダーに基づく暴力（GBV）に対する批判が高まった。これを受けて、2022年には河北省、山西省、内モンゴル自治区及び甘粛省の当局が、夜市、ショッピングモール及びバーベキュー屋台などにおいて「夏季夜間パトロール特別作戦」を実施した。また、2022年には「女性を侮辱する」人々を対象とした短期間のキャンペーンも展開された。2023年、中国国内の情報筋はDFATに対し、中華全国婦女連合会（All-China Women's Federation）がGBVに関する意識啓発に取り組み、その一環として、自然災害の影響を受けた地域において公務員向けの研修を実施していると伝えた。

3.197 中国政府の2011年の統計によると、中国では男性が女性よりも約3,500万人多く、この差は（法的には違法とされる）性選択的中絶の結果であると考えられている。特に農村部では、結婚に際して花婿又はその家族が結納金を支払うことが求められる場合がある。中国では男性の人口が女性を大きく上回っているため、妻をめぐる競争が生じており、結納金が数万米ドルにのぼることもあり、通常は花嫁の両親に支払われる。伝統的な中国文化では、女性は自らの親ではなく、義理の両親の世話をするものとされている。女性の家族の中には、高齢者介護や医療費を賄うために、結納金を頼りにすることもある。

3.198 性別不均衡は、特に農村部において、花嫁の人身取引市場が形成される主な要因の一つとなっていた。刑法（2021年）第241条は、「誘拐された女性又は児童」を購入した者に対し、最長3年の禁錮刑を科すことを規定している。2023年、中国国内の情報筋はDFATに対し、雲南省、広東省及び広西チワン族自治区の南部国境地域において、女性や少女が強制的に、又は共謀によって誘拐され、安徽省、河北省及び湖南省などの中部省において、強制結婚を目的として売買されていると伝えた。

3.199 米国国務省の2023年人身取引報告書（Trafficking in Persons Report）によれば、女性や少女が結婚仲介業者を通じて勧誘又は誘拐され、最大38,000豪ドルの報酬と引換えに、中国人男性との強制的・詐欺的な結婚を強いられている。2022年には、江蘇省の農村部に人身取引された女性が、首に鎖をつけられ壁につながれている様子を映したティックトック動画が拡散され、花嫁の人身取引の実態に対する関心が高まった。2023年には、政府が人身取引に関与した個人を起訴し、有罪判決を下した証拠はあるものの、当局は包括的な法執行データを収集・公表していない。

3.200 DFATは、中国において女性が公的差別を受ける低度のリスクがあると評価している。DFATは、ジェンダー平等を公に訴える女性、ドメスティック・バイオレンスの被害を受けた女性、及び／又は人身取引の被害者となった女性については、政府の政策により権利が侵害される、又は保護されないという形で公的差別を受ける高度のリスクがあると評価している。DFATはまた、中国において女性が（特に政府における）雇用差別という形で社会的差別を受ける低度のリスクがあると評価している。DFATは、女性がドメスティック・バイオレンスから逃れるために転居することは可能だが、その過程で社会的・家族的な支援ネットワークの一部を失う可能性があるとして評価している（「[国内移転](#)」を参照）。ド

メスティック・バイオレンスの被害を受けた女性に対しては国家による保護は提供されていないものの、常に効果的であるとは限らないとDFATは評価している。

独身女性

3.201 一部の独身女性は、一定の年齢（おおむね20代後半）までに結婚するものだという社会的な期待が広く浸透していることにより、汚名を経験することがある。その時期までに結婚していない女性は、時に「売れ残り女性」と軽蔑的に呼ばれることがある。未婚女性は、夫を見つけるよう家族から圧力を受けることがあり、これには私生活への望ましくない干渉が含まれる。政府の言説及び政策は、女性に対して結婚及び出産を促す社会的圧力を助長しており、こうした圧力は主に出生率の低下及び人口の高齢化によって強まっている（「[女性](#)」も参照）。

3.202 中国において女性が離婚を申し立てる権利を得たのは1930年代後半であるが、近年まで離婚の申立ては主に男性によって行われており、女性は離婚することで汚名を経験していた。中国民政部は2023年6月、全国の婚姻登録件数が8年連続で減少し、37年ぶりの低水準となったと報告した。最新の中国国勢調査年鑑（China Census Yearbook）によれば、2020年における全国の初婚年齢の平均は28.6歳であり、2010年と比べて約4歳上昇している。多くの女性は、[教育](#)及び[キャリア](#)形成に時間をかける中で、結婚及び子育てを始める時期を遅らせる選択をしている。

3.203 離婚率が着実に上昇する中、新たな民法（2020年）により、2021年1月1日から離婚に際して1か月の「クーリングオフ」期間が導入された。ドメスティック・バイオレンスが報告された場合には、この期間は適用されなかった。現地の活動家によれば、ドメスティック・バイオレンスの事例にはクーリングオフ期間が適用されないにもかかわらず、裁判所が迅速な離婚を認めることに依然として消極的であるため、暴力的な関係から逃れることが困難な女性もいるという。クーリングオフ期間の導入にもかかわらず、2022年の最初の9か月間だけで、300万組を超える夫婦が離婚した。2024年8月には、中国民政部が「家族に優しい社会」の構築を目的とする改正法案を公表した。同法案の下では、離婚は30日間のクーリングオフ期間の対象とされ、その期間中にいずれか一方が離婚に同意しなければ、申請は撤回され、離婚手続は終了する。本報告書の発行時点において、当該改正法案は施行されていない。

3.204 中国において未婚の母親は、伝統的な家族観及び男女の役割の維持に関する社会的な期待に起因して、長らく汚名を経験し、社会的差別にさらされてきた。しかしながら、コミュニティにおける見解は変化しつつある。例えば、2017年に実施された中国における未婚の母親の法的権利に関する調査では、回答者の87%が未婚の母親への支持を表明し、そのうち59%が「強く支持する」と回答した。2023年、中国国内の情報筋はDFATに対し、COVID-19パンデミック以降、女性が結婚の有無にかかわらず子供を持つことを個人の選択と捉える傾向が強まっていると伝えた。

3.205 DFATは、中国において独身女性が、中国の女性全般が直面する以上の公的差別を受けるリスクはないと評価している。DFATは、中国において独身女性が、家族からの結婚

に対する圧力という形で社会的差別を受ける低度のリスクがあるが、こうした圧力によって重大な不利益を被る可能性は低いと評価している。

家族計画政策の影響を受ける人々

3.206 中国政府は1980年、人口成長を抑制し、経済成長を促進するための一時的措置として「一人っ子政策」を導入した。当時、中国の計画経済は資本、天然資源及び消費財の深刻な不足に直面していた。この政策は、不妊手術、中絶の推進、「計画外出産児」に対する「社会補償費」（罰金）などを含む強制措置を通じて実施された非自発的なものであった。海外で出産した中国国民も一人っ子政策の対象とされ、その子供は中国国内で出生したものとみなされた。少数民族や第1子が女の子である農村部の家庭は、一般的にこの政策の適用外とされた。出生率が人口置換水準を大きく下回るようになったことから、2013年11月には一人っ子政策が一部緩和され、夫婦のいずれかが一人っ子である場合には、子供を2人持つことが認められた。2016年1月、一人っ子政策は正式に終了し、全ての夫婦が2人の子供を持つことが認められた。

3.207 継続的な人口減少の影響に直面する中、政府は2021年5月に三人っ子政策を導入し、全ての罰金を廃止した。2023年、中国国内の情報筋はDFATに対し、中国各地の地方政府が夫婦により多くの子供を持つことを奨励するため、様々な財政的インセンティブを提供していると伝えた。例えば、上海市では出産に関連する医療費を補填する出産手当及び補助金が支給されており、浙江省杭州市では、体外受精（IVF）治療費が健康保険制度により夫婦に償還されている。

3.208 2016年、政府は、婚外子であっても全ての子供が戸口を取得する資格を有することを正式に表明した。それ以前は、未婚の母親から出生した子供が「計画外」とみなされ、それに応じて社会補償費が課される場合があった。中国国内の情報筋はDFATに対し、2020年以降、子供が戸口（就学に必要な）を取得する際に両親双方の身分証明情報の提出が不要となり、ひとり親としての生活が容易になったと伝えた。中国国内又は海外で未婚の親から出生した子供は、自動的に母親の戸口に登録されるか、又は母親の戸口を継承する。2020年以降、子供は母親又は父親の居住地のいずれに登録するか選択することが可能となった。LGBTQIA+の親から出生した子供もこれらの変更の対象に含まれているが、同性カップルによる法的な養子縁組は依然として認められていない。2023年、国内の情報筋はDFATに対し、計画外出産によって子供を持つことは、もはや一般的に社会的な恥や汚名の対象とはされなくなっていると述べた。

3.209 国家の出産政策は、未婚女性の出産を明示的に禁止していたわけではないが、妊産婦健診などの無償サービス、産休中の「母親手当」及び雇用保護を受けるには、親に婚姻証明書の提示が求められることが多かった。2023年には、非公式な婚姻要件の撤廃に取り組む各省の動向を詳しく伝える国内外の報道が相次いだ（「独身女性」も参照）。四川省など一部の省では、2023年に、いかなる保護者に対しても出生登録件数の制限を全面的に撤廃するなど、更に一步踏み込んだ措置が講じられた。

3.210 習近平国家主席は2015年、当時施行されていた家族計画及び出生制限によるものかを問わず、「計画外」で出生し未登録であった約1,300万人の子供に対し、中国が戸籍の付

与を開始したと発表した。国際的な研究者らは2023年、DFATに対し、1980年から2016年にかけて「計画外」で出生した子供の戸籍登録は依然として「グレーゾーン」にあり、これらの子供に対する社会補償費は理論上、なお存在したものの、実際に徴収されることはほとんどなかったと述べた。「計画外」で出生した子供（又はその親）は、現在、当局に対して出生の遡及登録を申請することが可能となっている。しかしながら、中国国内の情報筋は2023年、DFATに対し、警察が記録を更新し「計画外」で出生した子供を戸口に追加することに対して、強い動機づけを持たない場合があると述べた。これは公式な政策というよりも、担当者の姿勢を反映したものである。戸籍に登録されていない計画外で出生した子供は渡航文書の取得資格がなく、海外で出生した場合や非公式な手段で中国を離れた場合を除き、国外で発見されたり、庇護申請者として認識されたりする可能性は低い。

3.211 2023年には、新規則施行前に科された罰金も含め、家族計画政策に違反したことに対する罰則の執行の可能性は低かった。例えば福建省では、家族計画政策は既に厳格に執行されておらず、罰則も科されていなかった。過去には、一部の国有企業が出産制限違反を理由に従業員を解雇していたが、中国国内の情報筋によれば、2022年時点では政府にとってその執行は優先事項ではなかった。本報告書の発行時点において、DFATは、少なくとも2019年以降、費用の未納を理由とする刑務所への収容や、強制堕胎の最近の事例を確認していない。ただし、特定の少数民族集団に関してはこの限りではない（本評価の対象外である「ウイグル族」を参照）。

3.212 本報告書の発行時点において、DFATは、2021年の家族計画政策における変化以降、中国国内のいかなる地域においても、家族計画法違反に対して厳しい処罰が科された事例を把握していない。まれに、過去に出生した子供に対する未納の社会補償費の支払が引き続き求められる可能性があるが、これは経過措置の運用が中国全土で一律に行われなかったためである。経過措置又は過去の社会補償手数料の算定方法については、記録された事例数が比較的少ないため、詳細な情報は限られている。国家法は全ての地域に適用される料金表を定めていないが、福建省家族計画局は2018年、DFATに対し、社会補償費は、県レベルの前年の平均年間可処分所得、又は当該個人の前年の年間収入（可処分所得）の200～300パーセントのいずれか高い方を基準に設定されると述べた。

3.213 DFATは、「計画外の子供」を持つ人々が、教育、医療給付及び国有企業への就業における不公平なアクセスという形での公的差別を受ける低度のリスクがあると評価している。DFATは、計画外で出生した子供を持つ人々が社会的差別を受けるリスクはないと評価している。

子供

3.214 憲法第49条は、国家による子供の保護を定め、子供に対する虐待を禁止している。子供の権利を保護する基本法である未成年者の保護に関する法律（Law on the Protection of Minors）（2007年改正）は、未成年者を18歳未満の市民と定義し、子供の権利の保護及び司法保護に関する家族、学校並びに政府の責任を概説している。

3.215 中国は、「児童の権利に関する国連条約（UN Convention on the Rights of the Child）」、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択

議定書 (Optional Protocol to the Convention on Rights of Child on Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography)」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women)」、「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃に関する条約 (Worst Forms of Child Labor Convention)」及び「国際的養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約 (Hague Convention on the Protection of Children and Cooperation in Respect of Intercountry Adoption)」に署名し、批准している。しかしながら、中国は、「児童の権利に関する国連条約」第6条の「児童が有する生命に対する固有の権利」について留保し、中国は憲法第25条が定める計画出産の前提条件に基づき前記第6条が定める中国の義務を履行すると表明した。

3.216 子供に対する身体的虐待は、家庭内暴力防止法 (Family Violence Law) (2016年) に基づき、刑事訴追の根拠となる。同法の下で禁止されているにもかかわらず、2023年においても体罰は中国で依然として一般的であり、多くの人々が子育てにおける重要な手段とみなしていると、現地メディアは報じている。中国では、刑事責任を負う年齢は、殺人及び死刑に相当する罪については14歳、それより軽い犯罪については16歳である。子供に対して死刑が適用されることはない。未成年者の保護に関する法律 (2020年改正) は、司法手続中に未成年者の法的権利を保護することを司法部門に義務付けている。

3.217 同意に基づく性行為が認められる最低年齢は、14歳である。中国の現地メディア Sixth Toneによれば、2018年から2023年まで未成年者に対する犯罪で起訴された個人は29万人に上り、そのうち45パーセントが強姦及び児童へのわいせつ行為などの性犯罪で起訴された。起訴された者のうち、3年を超える禁錮刑を言い渡されたのは41パーセントであり、これは全犯罪者における同様の刑罰の割合を24パーセント上回る。また、未成年者に対する犯罪を通報しなかった700人も処罰された。

3.218 労働法 (Labor Law) (1994年) 第15条は、雇用主が16歳未満の未成年者を雇用することを禁止している。ただし、文学、美術、体育及び特別工芸の機関に関しては例外を設けている。これらの機関は政府当局の審査と承認を得て未成年者を採用することができるが、義務教育に対する未成年者の権利を保障しなければならない。ILOによれば、中国は児童労働に関する公式統計を公表・提出していない。労働監督機関が発見した児童労働の事例についても、ILOに報告されたものはなかった。2023年の米国国務省中国人権報告書によれば、民間部門において児童労働の報告があった場合には、政府が法律を執行したと伝えられている。

3.219 DFATは、中国の子供が一般に公的差別を受けていないと評価している。DFATは、中国の子供が一般に社会的差別を受けていないと評価している。家庭内暴力を経験している子供に対しては国家による保護が提供されているが、その保護が常に効果的であるとは限らない。計画外で出生した子供については、「[家族計画政策の影響を受ける人々](#)」を参照。

高利貸しに債務を負っている人々

3.220 高利貸しは、中国において長い歴史を有している。2020年のサウスチャイナ・モーニング・ポスト (South China Morning Post) の記事によれば、「民間融資への需要」は依然として堅調であった。これは主に、中小企業が大手銀行から十分な信用を得られなかったことが背景にある。高利貸しは「民間金融会社」など、様々な名称で知られており、貧困層の多い農村地域で活動する傾向があった。2023年から2024年にかけては、高利貸しの運営実態及び定義を含む最新の情報は限られていた。

3.221 中国民法 (2020年) は、「高金利貸付」を禁止しており、債務者は保護を受けることができる。民法は高利貸しの金利を定義していないものの、裁判所は金利の上限を法定金利の4倍に設定している。2024年9月20日時点における中国の1年物ローンプライムレートは3.35パーセントであった。国際メディアによれば、銀行及びピア・ツー・ピア (P2P) 型のインターネット貸付業者を含む正規の信用調査機関が、債務を一本化し支払計画を提供することが可能であった。これらの機関を利用することは、債務者にとって潜在的なリスクを軽減する一つの手段であった。2016年の国際メディア報道によれば、高利貸しに対する債務を履行できなかった者及びその家族は、家族としての社会的な不名誉に直面する可能性があるかと伝えられた。

3.222 高利貸しの組織は規模が大きかったが、それに対抗する同様に大規模な警察作戦が行われた。2019年には、甘粛省蘭州市における高利貸し取締りキャンペーンの一環として、253人の容疑者が逮捕された。この組織は、高利貸しを促進するために1,300を超えるモバイルアプリケーション及びウェブサイトを保有していた。政府は、2021年に41,000人の容疑者を拘束したと報告しているが、これが直近の取締り期間に限られるのか、過去の逮捕を含むのかは不明であった。

3.223 DFATは、高利貸しに債務を負う人々に対して、国家による保護が提供されていると評価している。DFATは、高利貸しに債務を負う人々が、高利貸しから身体的暴力を受ける低度リスクがあると評価している。

障がいと共に生きる人々

3.224 国連障がい者の権利に関するパートナーシップ (UN-PRPD : UN Partnership on the Rights of Persons with Disabilities) の2023年報告書、中国における障がい者の権利に関する状況分析 (Situation Analysis of the Rights of Persons with Disabilities in China) によれば、中国には8,500万人、すなわち総人口の約6%の障がい者が居住している。中国は2008年に国連障がい者の権利に関する条約 (UN Convention on the Rights of People with Disabilities) を批准した。中国の現行の障がい認定制度は、国連障がい者の権利に関する条約が採用する障がいの社会モデルに基づく定義や、世界保健機関 (WHO : World Health Organization) の分類体系とは整合していない。中国において障がい者とは、「心理的若しくは生理的又は解剖学的構造において、一定の器官又は機能に異常又は喪失があり、日常的方法での活動能力を全部又は一部失った」個人と定義されている。中国における障がい者とは、「視覚、聴覚、言語又は身体の障がい、知的障がい、精神障がい、重複障がいその他の障がい」を有する人々を指す。

3.225 中国政府は、障がい者の生活条件及び社会的地位の向上を目的とした様々な法律を制定しており、保護に関する一般原則は憲法に明記されている。障がい者保護法（Law on the Protection of Disabled Persons）（1991年）は、障がい者の権利を法的に保障するとともに、リハビリテーション、教育、雇用、文化的生活、福祉、アクセス及び法的責任に関する問題を扱っている。障がい者保護法（1991年）は、障がい者に対する安定した経済的支援、医療及びリハビリテーションに加え、雇用や税制上の優遇措置へのアクセスを改善するため、2008年に改正された。障がい者教育条例（Education Regulation）（1994年）及び雇用条例（Employment Regulation）（2007年）は、「平等、参加及び共有」の促進と、差別の禁止を目的としている。UN-PRPDによれば、2023年時点では、中国には一般的な差別禁止の枠組みや法律は存在していなかったものの、障がいに関する法律は、原則として「障がいに基づく差別に反対する」内容となっていた。中国の法律及び政策には、障がいに基づく差別の明確な定義が存在せず、差別の司法的判断を困難にしている。

3.226 中国政府は、地方の省政府が定めた具体的な規則に基づき、全ての公的及び民間の雇用主に対し、雇用機会の少なくとも1.5パーセントを障がい者のために確保することを義務付ける割当制度を運用している。しかしながら、UN-PRPDによれば、合理的配慮（証明されたニーズに基づき個人に行われる調整）の欠如、国家公務員の健康診断における義務的な検査による制約、政府の雇用割当制度の形骸化、障がいの程度が軽い者への選好、差別的な社会的態度及び平等な教育へのアクセスの不十分さなどが、2023年における障がい者の労働市場への参加率の低さに寄与した。2023年時点で、多くの障がい者は経済的に不安定で、不利な立場に置かれ、貧困ライン以下の生活を送っていた。

3.227 中国国内の情報筋は2023年、DFATに対し、過去10年間で障がい者の状況が大きく改善され、基本的なサービスへのアクセスもこれまでになく向上したと伝えた。障がい者向けの医療サービスは地方政府の管轄下にあるため地域差があり、都市部では、農村部や遠隔地に比べてより充実したサービスが提供されていた（「保健」も参照）。準政府機関は、地域社会において、障がい者向けに医療及び職業リハビリテーション、デイケア、ソーシャルワーク、補助技術などのサービスを提供していた。2020年6月時点で、中国には障がい分野でこれらのサービス・支援を提供する、公式に登録された団体が7,800超存在していた。サービスの多様性及び分権化により、障がい者向けサービス提供機関の総数は不明であった。

3.228 貧困地域又はより辺境の農村地域に居住する障がい者は、関連サービスへのアクセスにおいてより大きな障壁に直面しており、この状況は、不十分な施設、限られた交通手段、適切なプログラムの不足、及び主たる介護者の技能の低さによって、更に深刻化している。第一線都市（北京、上海、広州及び深圳）及び第二線都市（次に発展した都市）に居住する者は、通常、比較的サービスへのアクセスは良好であるものの、それでも一定の障壁に直面する例もみられた。

3.229 中国では、都市部・農村部を問わず、障がい者向けのスロープ、点字ブロック、音声案内装置などの支援設備が公共インフラにおいて一般的ではなく、身体的な移動はしばしば困難である。バリアフリー対応のトイレ、エレベーターその他のインフラも非常に限られている。歩行者にとって道路の横断は、健常者であっても困難な場合があるが、特定の障がいがある人々にとっては、とりわけ困難を伴うか、不可能となることもある。2023

年9月1日には、バリアフリー環境建設法（Law on Construction of Barrier-Free Environments）（2023年）が施行され、住宅及び公共施設におけるバリアフリー施設の建設、既存構造物のバリアフリー改修、並びに公共交通車両をバリアフリー基準に適合させるための基準が定められた。

3.230 伝統的に、中国文化においては、障がいのある[子供](#)は不運の象徴とみなされており、そのことが社会的な汚名を生む原因となっていた。障がいが過去の悪行又は不吉な前兆と何らかの形で結びついているという文化的な信念は、親の評価に悪影響を及ぼすとされ、しばしば子供が隠されるという結果を招いていた。現地メディアによれば、障がい者に対する態度は改善している。例えば、2017年にSixth Toneに掲載された記事では、障がいを「克服すべきもの」又は「哀れむべきもの」とする従来の見方があるが、障がいを特別視しない方向への意識の変化がみられると評価されていた。2022年のBBC記事では、脊髄性筋萎縮症のある車椅子利用者の声が紹介されており、彼女は、育った当時（2000年代初頭）、人々が自分の状態に対して差別的というよりも「好奇心を持っていた」と語っていた。さらに、少なくとも北京のような大都市においては、車椅子利用者の可視性が高まっていることが指摘されていた。

3.231 2023年、UN-PRPDの報告によれば、障がいのある女性及び若者は、性的暴力、強制的な堕胎、避妊や不妊手術、経済的支配その他の形態の支配に直面する、より高いリスクにさらされていた。また、農村部に住む障がいのある女性は、障がいのある女性全体（19パーセント）と比べて、より高い割合（21パーセント）でドメスティック・バイオレンスの事例を報告していた。

3.232 歴史的に、公共空間における障がい者の可視性及びアクセシビリティの向上は、主にCSOによって推進されてきた。[市民社会](#)に関する項で指摘したとおり、習近平国家主席の下でこれらの組織に対する制限が強化され、その結果として進展が鈍化することへの懸念が一部の障がい者活動家から報告された。2023年、UN-PRPDは、海外非政府組織活動管理法（Law on Administration of Activities of Overseas Nongovernmental Organisations）（2016年）により、中国における国際NGOの活動に対する参入要件及び管理コストが大幅に引き上げられ、CSOへの資金提供が制限された結果、当該分野の担い手は、主に「政府調達サービス提供者」へと移行したと述べた。国際メディアは2022年、障がい者を支援するCSOは慈善的とみなされるため比較的容認されやすいものの、バリアフリー・インフラの欠如を批判することは政府批判とみなされ、機微性の高い問題とされると報じた（「[政治的意見](#)」も参照）。障がいというテーマ自体は必ずしも本質的に慎重な取扱いを要するものとは限らないが、障がい者の権利向上を目指す政治的アドボカシー活動は、2023年時点で当局により慎重な取扱いを要する問題とみなされる可能性があった。これにより、CSOが政策に影響を与え、改革を促す機会が制限され、進展は鈍化した。

3.233 DFATは、障がいのある人々が、教育及び適切な社会サービスへの不公平なアクセスという形で、公的差別を受ける中度のリスクがあると評価している。DFATは、障がいのある人々が、雇用の拒否、職場における合理的配慮の不提供及び地域社会生活からの排除といった形で、社会的差別を受ける中度のリスクがあると評価している。社会的差別の頻度及び深刻度は、特に地域社会生活からの排除に関しては、居住地によって差がある。農

村部や小規模都市に暮らす個人及びその家族は、都市部に住む人々よりも、より高い社会的差別のリスクに直面している。

ニューロダイバージェンス（神経多様性）

3.234 注意欠陥・多動性障害（ADHD）や自閉症スペクトラム障害（ASD）などを含むニューロダイバージェンス（神経多様性）は、2023年の中国において広く見られると報告されている。ただし、社会全体での理解は乏しく、診断及び治療を受けないままのケースも多かった。主流の規範及び文化的期待から逸脱した行動を示す人々は、その結果、中国では差別を受ける可能性が高かった。

3.235 障がい者教育条例（Regulations of Education of Persons with Disabilities）（2017年）は、障がいのある生徒にとって主流教育が望ましい方法であることを確認している。同規則は、障がいのある児童が準政府機関である障がい者教育専門委員会による評価を受けることを義務付けており、当該委員会が「身体的状態及び教育を受ける能力、並びに（主流）学校への適応能力」に基づいて、児童を学校に配置することとしている。しかしながら、UN-PRPDは2023年、義務教育へのアクセスが依然として不均等であると報告した。遠隔地や農村部では、障がいのある生徒は十分な教育を受けられず、特別支援教育教員及び教育に必要なその他の支援サービスへのアクセスも限られていた。主流学級で学ぶ生徒についても、教員に特別支援教育の専門性がなかったため、質の高い教育を受けることができなかった。特別支援教育リソースセンターを有する主流学校においても、施設や設備の整備が優先される一方、専門スタッフの役割は軽視されがちであった。ホームスクーリングにおいては、自閉症や脳性まひを含む複数又は重度の障がいのある生徒が、質の高い教育を受ける上で深刻な困難に直面していた。

3.336 国際的な研究者らは、中国の保護者がADHDに関連する行動を意図的なものと捉え、治療を求めるのではなく、その行動を管理するために子供に対してより厳しく接することがあると報告している。2021年にSixth Toneが報じた記事によれば、上海では、ADHDのある7歳の「いたずらな子供」の退学を求めて保護者らが抗議活動を組織した事例があった。Sixth Toneは、このような対立が中国社会においてますます一般的になっていると指摘している。多くの保護者が教育を社会経済的流動性的手段として重視していることを踏まえると、学習の妨げとなる行動は容認されなかった。

3.337 中国では、ASDに対する理解は十分に広まっていない。一部の保護者は、効果が証明されておらず、危険を伴う可能性のある「治療法」を試みたり、子供に「普通」に振る舞うよう厳しくしつつけたりすることがあった。ASDのある児童向けの専門的な教育サービスは、2023年時点では一般的ではなく、存在していたものの、その多くは比較的裕福な都市部に集中していた。2022年に学術誌Scientific Reportsに掲載された、中国におけるASDのある児童の保護者が経験する汚名に関する研究によれば、ASDに関連する社会的な汚名は広く存在し、子供が「不適切な行動」を示した場合、保護者が「しつけの問題」として非難されることが多かった。子供たち自身も、神経多様性を持つ仲間を排除することがあった。2022年のScientific Reportsの研究では、ASDのある子供が「風変わりな行動」をとった

り、他者と話さなかったり、目を合わせなかったりすることを理由に、学校で同級生からいじめや拒絶を受けたと保護者が報告する事例が多かったことが明らかになった。

3.338 神経多様性を持つ成人もまた困難に直面することがある。2023年4月のサウスチャイナ・モーニング・ポストの記事によれば、中国においては成人の神経多様性は十分に診断されていなかった。2023年時点では、ADHDやASDのある人々を対象とした診療を専門とする医師を見つけることは困難であった。2020年にAutism Journal誌に掲載された、中国におけるASDに関する一般的な知識と汚名に関する研究によれば、調査対象者のうち38パーセントが、ASDに対する偏見を肯定する傾向を示した。同研究はまた、ASDに関する知識が乏しく、症状、原因及び将来的な見通しに関して多くの人が誤った理解をしていることも明らかにした。

3.339 神経多様性を有するとみなされる人々、ADHD及び／又はASDと診断された人々、並びに神経多様性に該当するとされるその他の精神的健康状態を有する人々について、DFATは、教育及び適切な社会サービスへの不公平なアクセスという形での公的差別を受ける中度のリスクがあり、また、地域社会からの排除という形での社会的差別を受ける中度のリスクがあると評価している。地域社会からの排除の頻度及び深刻さは、都市部に比べて農村部や中小都市でより高いと考えられる。

4. 補完的保護の申立て

恣意的な生命の剥奪

超法規的殺害

4.1 超法規的殺害とは、いかなる法的枠組みにも基づかずに個人が意図的に殺害される場合を指す。警察及び治安部隊は、過去に[抗議者](#)に対して致命的な武力を行使したことがあり、その例としては、1989年の天安門事件、2008年の[チベット](#)における社会不安及び2009年及び2014年の[新疆](#)が挙げられる。

4.2 武力行使の有無については中国当局が争っており、事件に関する情報は厳しく統制されている。2023年の米国国務省中国人権報告書によれば、政府又はその代理人による恣意的又は違法な殺害に関する信頼に足る報告があったが、多くの場合、詳細はほとんど、あるいは全く手に入らなかった。中国政府は、警察による殺害が報告された事案を受けて調査を発表することが多かったが、その後、警察の不正行為に関する調査結果や懲戒処分が公表されることはなかった。

強制的又は非自発的失踪

4.3 強制失踪は、政府当局者の関与（少なくとも黙認）をもって、個人が意に反して自由を奪われる場合に起こる。これには、自由を奪ったことを認めないこと、又は失踪者の行方若しくは所在を隠すことが含まれる。2023年の米国国務省中国人権報告書によれば、複数の手段による失踪が全国的かつ組織的な規模で継続しており、当局が個人を失踪させる主な手段は、指定居所監視居住（[RSDL](#)）として知られるものであった。国連の人権専門家らは一貫して、RSDLは「国際人権法と整合しておらず」、強制失踪の一形態として、RSDLは当局が刑事法で定められた通常の手続を回避し、裁判や弁護士との接触がないまま、最大6か月間、非公開の場所に個人を拘禁することを可能にしており、その結果として、個人は「拷問、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰のリスクが高まる」状態に置かれていると指摘している。

4.4 2023年の米国国務省中国人権報告書によれば、[RSDL](#)により失踪した個人が、身体的かつ心理的虐待、侮辱、レイプ、[拷問](#)、飢餓、隔離及び自白の強要を受けたとの多数の報告があった。公式なデータは限られているものの、国際NGOのセーフガード・ディフェンダーズ（Safeguard Defenders）の推計によれば、2015年から2021年までに55,977人から113,407人がRSDLに置かれ（その後裁判に付され）た。このデータセットには、裁判を経て判決が下された事案のみが含まれており、実際の数字はこれを上回る可能性が高い。この種の拘禁に関する情報については、「[恣意的な逮捕及び拘禁](#)」を参照。

4.5 新疆における収容施設及びそれに関連する強制失踪に関する情報については、「[ウイグル族](#)」を参照。

拘禁中の死亡

4.6 中国では、拘禁中の死亡が発生している。これらの死亡は、多くの場合、刑務官による暴力の行使を含む、刑務所の劣悪な環境に起因していた。2023年の米国国務省中国人権報告書によれば、当局は刑務所及び様々な種類のその他の行政的・超法規的な拘禁施設に関する情報を国家機密とみなし、独立した監視を認めていなかった。中国における拘禁中の死亡の発生頻度及び態様に関する公式な報告データは存在しない（「[拘禁及び刑務所](#)」を参照）。

4.7 近年、人権団体及びメディアは、拘禁中の死亡事例について数多く報じている。例えば、[チベット人](#)仏教僧のゲシェ・ペンデ・ギャルツェン（Geshe Phende Gyaltzen）は、2023年に警察の拘禁下で死亡しており、[拷問](#)を受けていたと報じられている。国際メディアは2023年、当局が遺体を家族や一般市民から遠ざけたため、最後の儀式が行えなかったと伝えている。2021年には、四川省甘孜（Kardze）県の刑務所において、[チベット人](#)仏教僧テンジン・ニマ（Tenzin Nyima）が、暴行及び[拷問](#)による負傷の後に死亡した。ヒューマン・ライツ・ウォッチは2021年、テンジン・ニマが2020年8月、ビラを配布し、チベット独立を訴えたとして拘束されたと報告した。[ウイグル族](#)のヌルムハマド・トフティ（Nurmuhammad Tohti）、アブドゥセメット・ロズィ（Abdusemet Rozi）、アイトルスン・エリ（Aytursun Eli）の拘禁中の死亡についても国際メディアで報じられている。

4.8 2019年7月、王美余（Wang Meiyu）は、湖南省警察の前で、習近平国家主席及び李克強首相の辞任、並びに中国における普通選挙の実施を求めるプラカードを掲げた後、拘束された。国際メディアによれば、王氏はその後、「けんかを売り、トラブルを引き起こした」として起訴され、2019年9月に警察の拘禁下で死亡した。中国の人権団体である民生観察（Minsheng Guancha）によれば、王氏の遺体を目撃した証言者は、目、口、耳、鼻から出血し、顔に打撲傷があったと述べた。王氏の家族は2019年、国際メディアに対し、自宅軟禁下に置かれ、200万元（約41万6,400豪ドル）を超える補償金を提示されたと述べた。2019年には、王氏の事件を調査していた[人権弁護士](#)及び[活動家](#)が、武装警察により拘束された。

4.9 2019年3月、国連の専門家らは、[人権擁護者](#)の曹順利（Cao Shunli）が拘禁中に死亡した件について、包括的かつ独立した調査を要請した。曹氏は、当局により[拷問](#)や虐待を受け、医療へのアクセスも与えられなかったと報告されている。2024年3月14日には、18の人権団体が、ジュネーブの国際連合本部向かいにあるナシオン広場（Place des Nations）において集会を開催し、曹順利の生涯と活動を称えとともに、中国において人権及び自由の擁護・防衛を目指す全ての活動家との連帯を表明した。

死刑

4.10 アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）によれば、中国は世界で最も死刑を執行している国である。中国は死刑に関する統計を国家機密として扱っており、死刑執行数を確認することは困難であった。DFATは、中国において毎年数千人が死刑に処されていると認識している。

4.11 アムネスティ・インターナショナルによれば、死刑判決の大半は殺人及び薬物犯罪に対して言い渡されている。中国の法律では、スパイ行為、金融犯罪、汚職、偽造、薬物

犯罪など数十の犯罪に対して、死刑が刑罰として規定されている。中国の法律は、死刑を含む刑罰を決定する際に、「特に重大」又は「比較的大きな額」などの曖昧な言い方を用いて、犯罪の「重大性」を説明している。中国国内の情報筋は2023年、DFATに対し、当局にとっては、ある省では他の省と比べて死刑判決を下すのがより困難であると述べたが、具体的な省名は示されなかった。

4.12 死刑の適用が最後に縮小されたのは2015年であり、刑法（Criminal Law）第9次改正により、死刑対象となる犯罪が9つ削減された。その後の刑法改正（2021年）では、対象犯罪の更なる削減は行われていない。2024年6月には、中国の司法及び法執行当局が「台湾独立」活動の処罰に関する共同ガイドラインを発表し、その中で「国家分裂」罪を犯した者は、特に重大な状況下では死刑の対象となり得ると定めた（「[政治的意見](#)」を参照）。妊娠中の女性（判決時に妊娠している者）及び18歳未満の者には、死刑は適用されない。

4.13 死刑に直面している者は、政府が任命した弁護士を利用することができる。しかしながら、これらの弁護士の実効性は、過重な業務負担、証拠へのアクセスの制限及び適切な技能及び経験の不足により、しばしば制約を受けている。

4.14 中級人民法院（Intermediate People’s Court）（県レベル又は市レベルの裁判所）によって言い渡された全ての死刑判決は、法律上、上級裁判所による審査を受ける。最高人民法院（Supreme People’s Court）は、全ての最終上訴を審理し、死刑判決を覆すこともある。中国には、正式な恩赦を求める手続は存在しない。

4.15 中国の刑事訴訟法（Criminal Procedure Law）（2018年）では、死刑は即時執行されるもの（執行猶予のない死刑）又は2年間の執行猶予が付くもの（執行猶予付き死刑）の2種類の形態で適用される。執行猶予のない死刑判決には上訴が可能であり、執行前には最高人民法院の最終的な承認が必要とされる（[司法制度](#)も参照）。執行猶予付きの死刑は、一定の条件の下で、猶予期間終了時に終身刑又は25年の禁錮に減刑されることがある。中国国内の情報筋は2023年、DFATに対し、執行猶予付きの死刑判決を受けた者の多くが、その後終身刑に減刑されていると述べた。

拷問

4.16 中国の最高人民法院は2013年、拷問及び違法な手段によって得られた証拠及び供述を公式に禁止した。これには、個人が極端な温度、飢餓及び疲労にさらされた場合も含まれる。しかしながら、拘禁中の拷問は広く報告されている。元受刑者らは2021年、国際メディアに対し、強制的な自白を引き出すために拷問が用いられていたこと及び拷問に相当する過酷な刑務所及び拘禁環境について語った（「[拘禁及び刑務所](#)」を参照）。

4.17 元受刑者らは、殴打、性的暴行、電気ショック、ストレス体位（地面に描かれた四角形、小型の椅子又は「老虎椅」と呼ばれる拘束椅子などに長時間座らされること）、睡眠又は食事の剥奪、言葉による暴力、家族への脅迫、手首を吊るされる行為及び同意のない医療処置又は摂食などを経験したと報告している。人権団体もまた、新疆の収容施設におけるウイグル族に対する広範な拷問について、詳細に報告している（「[ウイグル族](#)」も参照）。

恣意的な逮捕及び拘禁

4.18 恣意的な逮捕及び拘禁は広く報告されており、特に政治的に機微性が高いとされる事案において、かつ、政治的影響力を行使する目的で行われている（「[政治的意見](#)」、「[関心対象となる集団](#)」も参照）。このような行為は、場合によっては[強制失踪](#)という形を取り、家族及び友人らがその人物が拘禁されたことに気付かないこともある。当局は、恣意的に逮捕又は拘禁された者に対し、公的文書を提供しないことが多い。

4.19 [RSDL](#)は、活動家、人権弁護士及び政府批判者、並びに国家安全保障、テロ関連犯罪又は重大な汚職で告発された者を拘束するためにしばしば利用される。RSDLは逮捕前の措置の一形態であり、起訴又は釈放されるまで最長7か月間、人物を拘束するために使用することができる。

4.20 [RSDL](#)と「ブラック・ジェイル」（中国にも存在する、秘密裏かつ非合法的な拘禁施設の種類）との主な違いは、RSDLが中国の法制度上の正式な措置であるのに対し、その他の拘禁施設はそうではない点にある。RSDLは通常、目的に応じて整備された施設、民家又はホテルにおいて実施される。これに対し、ブラック・ジェイルは、陳情者及び犯罪者を対象とした準行政的な収容センターとして使用されている。

4.21 「行政拘禁」は、刑事訴訟法（2018年）又は刑法（2021年）の下での刑事訴追及び処罰に値しない軽微な犯罪に対して科される。これには、強制的な薬物リハビリテーション又は政治的若しくは宗教的犯罪に対する「再教育」が含まれる場合がある。行政拘禁は、自宅、警察が借り上げたアパート、ホテルその他の「適切な」施設での拘禁が含まれることがある。行政拘禁は、地方（県）政府レベルの治安機関によって執行される。中国では、様々な手続及び期限で様々な形の行政拘禁があるが、ひとつの行為に対する行政拘禁の最長期間は15日間である。中国国内の情報筋は2023年、DFATに対し、複数の行為に対して多数の期間の行政拘禁が同時に課された場合、最長期間は20日間とされているが、薬物使用者に対しては最長2年に及ぶ可能性があると伝えた。

4.22 中国共産党の党員は、留置（liuzhi）として知られる規律処分の下で処理されることがあり、これは恣意的な逮捕及び拘禁とみなされる可能性がある。留置は2018年に旧制度である双規（shuanggui）に取って代わり、習近平国家主席の下で展開された広範な反汚職運動の一環として、[汚職](#)に厳格に焦点を当てている。2020年の米国国務省中国人権報告書は、地方当局者の発言として、留置における平均拘禁期間は、被拘禁者が[刑事司法制度](#)に引き渡されるまでに42.5日間であったと伝えている。

4.23 人権団体セーフガード・ディフェンダーズは、2021年1月に「実質的に釈放されていない釈放（non-release release）」の運用を詳述した報告書を公表した。同報告書によれば、一部の「釈放された」受刑者は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による隔離を名目として、自宅、当該目的のために専用に取り上げられた民間アパート又はホテルに拘禁されていた。中国の法律には、このような拘禁を認める規定は存在しなかった。

4.24 上記のいずれかの手続の下にある被拘禁者は、「[国家機密](#)」に関連する事項であることを理由に、弁護士との面会を拒否されることがある。[弁護士](#)自身も、機微性の高い事案

に関与した[クライアント](#)を弁護したことにより、拘禁された事例もある。他の事例では、機微性が高いとされるクライアントを引き受けたことで、弁護士登録を取り消された例もある。弁護士が逮捕を回避するために自ら受任を控えることもあり、そのため、被告人が弁護士による弁護を受ける機会が制限される場合がある。刑事裁判において、弁護人が正式に出廷を拒否されることもある。

刑事手続

4.25 中国における逮捕及び起訴の手続は、オーストラリアとは大きく異なる。検察官が有罪判決の可能性が高いと確信するまで、警察は事件を立件できないと報告されている。2023年、中国国内の情報筋はDFATに対し、裁判における有罪判決率が99%を超えていると伝えた。警察は、逮捕の正式な許可を求める前に、検察官に概要を提出する必要がある、一般に、明白な証拠がある事件のみが承認される。このことが、ほぼ確実といえる有罪率の高さを部分的に説明している。検察官は、逮捕を正当化するに足る証拠が不十分だと判断した場合、事件を捜査当局に差し戻すことができる。

4.26 「逮捕」は、人民検察院（People's Procuratorate）として知られる地方検察官の承認が必要である。地方公安局（PSB : Public Security Bureau）は、多くの犯罪において、容疑者を30日間拘束することができる。その後、人民検察院には、逮捕の可否を判断するために更に7日間が与えられる。2023年、中国国内の情報筋はDFATに対し、起訴は別の問題であり、逮捕後に起訴されるまで13か月を超える場合があると伝えた。国家安全保障、[テロリズム](#)又は[汚職](#)に関する事件では、容疑者は「逮捕」されるまで、外部との接触を断たれたまま6か月間拘束される可能性がある（「[恣意的な逮捕及び拘禁](#)」も参照）。法律上は、家族への逮捕通知が義務付けられているが、実際には、捜査の妨げとなる場合や、国家安全保障、テロリズム又は「重大な収賄」に関連する犯罪が疑われる場合には、この通知は省略が認められている。理論上、保釈は可能とされているが、実際に認められることはまれである。

4.27 2013年、中国の最高人民法院は、[拷問](#)及び違法な手段によって得られた証拠及び供述を正式に禁止した。これには、個人が極端な温度、飢餓及び疲労を強いられた場合も含まれる。しかし、拷問によって得られた証拠は法的には証拠能力を有しないにもかかわらず、2015年の拷問禁止委員会（Committee against Torture）で提出された証言によれば、一部の事件では依然として拷問が行われていたとされる（「[拷問](#)」も参照）。2018年の刑事訴訟法改正により、重大な刑事事件における取調べは、音声及び映像による記録が義務付けられた。ただし、中国の刑事司法制度の枠外で捜査される国家安全保障に関わる事件にはこうした保護措置は適用されない。有罪を認めた被告人は、刑が軽減される可能性がある。2023年に中国国内の情報筋はDFATに対し、有罪判決が控訴審で覆されることはまれであると述べた。

4.28 被告人は不在のまま有罪判決を受けることが可能であり、実際に出廷する必要はない。この制度は、[汚職](#)、収賄又は国家安全保障を「深刻に」脅かす事件に適用される。起訴に用いられる文言及びその適用に一貫性がないことを踏まえると、不在のまま起訴され

る人物像を説明するのは困難である。DFATは2023年、欠席裁判による有罪判決は一般的ではなかったと認識しているが、実際に発生した事例を把握していた。

4.29 裁判制度の詳細については、「[司法](#)」を参照。

5. その他の考慮事項

国家の保護

警察

5.1 公安部は、警官部隊を監督する。この組織は、専門の警察機関並びに地方、県及び省の各管轄区域によって構成されている。これらの機関は、総称して、又は個別に、地方PSBと呼ばれることが多い。中国人民武装警察部隊（PAP：People's Armed Police）は、人民解放軍（PLA：People's Liberation Army）の指揮下にある準軍事組織であり、国内の治安維持及び安定（暴動及びテロ対策に加え、潜在的な安全保障上の脅威に対する国内監視を含む）、海上保安、並びにPLAの支援を担っている。PAPは、[チベット](#)や[新疆](#)を含む各地で活動している。一般の警察官は通常、銃器を携行しておらず、中国における銃器犯罪はまれである。

5.2 警察は、公共の秩序及び社会の安定を維持しており、これらは中国共産党（CCP）にとって最優先事項である。警察組織内では、他の全ての公職と同様に、CCPへの忠誠が求められる。警察官は下級職を含め、[汚職](#)及び忠誠違反など、国内の安定及び党の正統性を脅かす行為について調査を受けることがある。

5.3 警察は、日常的な犯罪対策活動及び犯罪捜査を行っている。2023年、中国における日常的な犯罪発生率は低かったが、犯罪は発生していた。中国国内の情報筋は2023年、DFATに対し、警察が容疑者に対して徹底的な捜査を行い、起訴を行ったと伝えた。

5.4 警察はほとんど監督を受けておらず、裁判所を通さずに独自に令状を発行することができる。必要と判断した場合には、規定を無視することもある。2023年の米国国務省中国人権報告書によれば、警察による殺害事件の調査は頻繁に発表されていたが、その調査結果が定期的に公表されることはなかった。フリーダム・ハウスの2023年世界の自由度報告書では、中国における警察の不処罰は「常態」であると記されていた。

5.5 警察は、膨大な量のデータその他の証拠にアクセスできる。2023年、[ソーシャルメディア](#)は監視され、閉鎖回路監視カメラは中国全土に広く普及していた。警察はまた、犯罪対策や対象者の特定の手段として、生体認証技術を活用したAIも使用していた。

5.6 刑事手続に関連する情報については、[「恣意的な逮捕及び拘禁」](#)を参照。

司法

5.7 中国の裁判所は、法の支配、権力分立、司法の独立性などの問題において、オーストラリアの基準と合致していない。CCP及び非司法機関当局は、政府の各レベルに設置された政法委員会（Political-Legal Committees）を通じて、個別の事件に直接的な影響力を行使することが多い。これらの委員会は、裁判所その他の法的機関の業務を監督・指導している。政法委員会は主に政治及び政治的意見に関連する問題に焦点を当てているが、事件が機微性又は重要性を有する場合には、判決及び結果に影響力を及ぼすこともある。下級裁判所は政府当局者による干渉を受けやすく、その結果に対する信頼及び公正性への期待がしばしば損なわれている。

5.8 中国の裁判所の階層構造において、最高人民法院は最上級の裁判所であり、最終審を担う。最高人民法院は各地に巡回裁判所を設置している。省レベルには高級人民法院（High People's Courts）が設置されており、軍事裁判所を含む特別な目的のために設置された特別裁判所と並存している。その下には、中級人民法院（Intermediate People's Courts）及び基層人民法院（Basic People's Courts）があり、それぞれ省レベル及び県レベルに設置されている。基層人民法院はまた、郷（townships）に法廷を派遣し、代理で審理を行うこともある。

5.9 中国には、オーストラリアその他のコモンロー諸国のような陪審制度は存在しない。法律上、「人民陪審員（people's assessors）」と呼ばれる非専門家の参審員が規定されており、専門の裁判官とともに3名の合議体を構成して事件の判断に関与することができる。裁判は職権主義制度により行われ、裁判官及び参審員が全ての証人に対する尋問に積極的に関与する。これは、裁判官が対立する両当事者の弁護人の間で中立的な立場を取ることが求められる当事者主義制度とは異なる。

5.10 刑事裁判は通常、開廷（xuan bu kai ting：宣布開庭）、法廷調査（fa ting diao cha：法庭調査）、法廷弁論（fa ting bian lun：法庭弁論）、被告人の最終陳述、判決の宣告の5つの部分で構成される。刑事訴訟法（2018年）の下、裁判所は事件が送致された日から通常2か月から6か月以内に公判を開き、第一審判決を言い渡す。判決（量刑を含む）は、通常、このために設けられた最終公判において宣告される。不服のある当事者は、次の上位裁判所に控訴することができる。

5.11 刑事裁判所及び刑事手続の情報については、「[刑事手続](#)」を参照。

拘禁及び刑務所

5.12 2021年から2023年にかけて、元受刑者が拘禁中に拷問を受けた経験について人権団体及び国際メディアに報告した。報告された行為には、殴打、性的暴行、電気ショック、ストレス体位（例えば地面に描かれた四角形、小型の椅子又は「老虎椅」に長時間座られること）、睡眠又は食事の剥奪、言葉による侮辱、家族への脅迫、手首を吊るされる行為、及び同意のない医療処置又は摂食などが含まれる（「[拷問](#)」も参照）。

刑務所

5.13 刑務所の状況は国内で大きく異なるが、2023年にDFATが中国国内の情報筋から得た情報によれば、状況は概して「劣悪」であった。2023年の米国国務省中国人権報告書では、刑務所の状態を概して「過酷で、しばしば生命を脅かすか、品位を傷つけるもの」と記述している。中国の監獄法（Prison Law）（1994年）は、「刑務所の監房は堅牢で、通風が良く、自然光が差し込み、清潔で暖かくなければならない」と定めており、十分な医療、生活及び衛生設備の整備を義務付けている。独立した監視及びアクセスが欠如しているため、刑務所の現状を詳述するのは困難であった。しかしながら、国内の情報筋は2023年にDFATに対し、刑務所の環境は拘禁センターよりも良好である場合が多いと伝えた。

5.14 2023年、中国国内の情報筋はDFATに対し、囚人は性別で分けられ、各監房には6名から8名が割り当てられていたと伝えた。囚人は全て、有罪となった犯罪の種類にかかわらず同じ監房に入れられ、独房監禁はほとんど使用されていなかった。収容環境が過密になることもあった。囚人にはそれぞれ専用のベッドが与えられ、囲まれた中庭で定期的に運動することができた。囚人は一般に、シャワー設備、テレビ、電話及び月1回の家族面会を利用できた。国内の情報筋によれば、2023年時点で女性刑務所の状態は男性刑務所よりも概して良好であり、[心理社会的支援サービス](#)もより多い傾向があった。[政治的に機微性の高い活動を理由](#)に拘束された者や、殺人罪で有罪となった者は、他の囚人に比べて著しく劣悪な扱いを受ける可能性が高く、長期間にわたり手錠及び足かせをかけられることもあった。

5.15 2023年にDFATが中国国内の情報筋から得た情報によれば、食事は定期的に提供されていたが、栄養価が低かった。食事は一般に食物繊維が少なく、生野菜は十分に提供されていなかった。家族が補助的な食料を差し入れることができ、囚人も肉、粉ミルク、果物、菓子類などを購入することが可能であった。「特別な」祝日には、刑務所当局から追加の食料が提供されることが多かった。2023年、中国国内の情報筋はDFATに対し、監房内で囚人同士のトラブルが発生した場合、罰則として食料が没収されることが多いと伝えた。特定の宗教的・文化的信条を持つ者は、配達される追加の食料によって自身の特定の食習慣に対応した食料を入手できる場合もあったが、2022年の米国国務省中国人権報告書によれば、政治的「反体制派」やウイグル族に対しては、こうした対応がなされなかった（[「人権擁護者」](#)、[「宗教」](#)、[「ウイグル族」](#)も参照）。

5.16 医療施設は刑務所によって異なっていたが、2023年時点で全ての刑務所に医療棟があった。基本的な健康診断は定期的実施されており、週1回行われることもあった。中国国内の情報筋は2023年、DFATに対し、より詳細な健康診断は数か月ごとに実施されているが、その結果は囚人に共有されていないと伝えた。[HIV又はエイズ](#)を抱える囚人は治療及び投薬を受けることができ、一般の囚人とは別に収容されていた。国内の情報筋によれば、囚人が[医療処置](#)を拒否されたという報告もあったが、2023年時点ではまれであった。2022年の米国国務省中国人権報告書によれば、政治犯及び宗教的受刑者は、本人の同意なしに精神医療を施されたり、[精神疾患](#)を根拠に収容されたりしていたという。

5.17 殺人罪で有罪となった者を除き、囚人には労働に従事する機会が与えられていた。中国国内の情報筋は2023年、DFATに対し、刑務所では功績ポイント制度が運用されており、作業（例えば回路部品の製造、電子タバコの製造又は衣類の縫製）を通じてポイントを獲得し、それを量刑の軽減、罰金の清算又は補助的な食料の取得に充てることができたと述べた。労働条件は一般に劣悪であった。国際メディアは2022年から2023年にかけて、中国の刑務所が資金調達のために商業的な製造契約による収入に依存していたと報じた。ディプロマツト誌は2022年1月の報告書で元受刑者にインタビューを行い、作業を拒否した場合、当局から「虐待の対象」となり、刑務所内での買物及び家族との電話などの特典を失い、刑期短縮や仮釈放の対象外とされると元受刑者は証言した。2023年5月には、湖南省の赤山（Chishan）刑務所で他の数百人の囚人と共に、1日13時間・週7日の衣類製造を強いられていたと元受刑者が報告した。2018年のフィナンシャル・タイムズ（Financial Times）の報道によれば、囚人が、広西チワン族自治区ではハンドバッグの製造、吉林

(Jilin) 省では花輪の製作、山東省では配線及びニンニクの生産を強制されていた。2023年には、人権団体及び国際メディアが、新疆で収容された[ウイグル族](#)が、綿花農場や繊維工場、さらには水産物の加工に強制的に従事させられていると報じた。

拘禁

5.18 中国国内の情報筋は2023年、DFATに対し、中国国内の行政拘禁及び公判前勾留の施設の状況は地域によって異なるものの、一般的に過酷であり、刑務所よりも劣悪であることが多いと伝えた。公判前勾留は厳格に管理されており、量刑の緩和のための作業及び家族の訪問の機会はなかった。拘禁の種類による区別については、「[恣意的な逮捕及び拘禁](#)」を参照。

5.19 2023年の中国国内の情報筋によると、公判前勾留の監房は通常、幅12メートル、奥行き5メートルで、14人から20人の被拘禁者が各監房に収容されていた。監房には水道及びトイレが備え付けられていたが、被拘禁者には個別のベッドはなく、1枚の共用の木製板の上で就寝していた。被拘禁者は、捜査官及び検察官、弁護士並びに領事官との面会時を除き、監房の外に出ることは許されていなかった。被拘禁者は、監房のすぐ外にある天窓付きの小さな囲い庭で運動することができた。食事は1日3回監房に配給され、被拘禁者は限られた範囲で、追加の食料、衣類及び個人用衛生用品を購入することが許可されていた。拘禁センターには常駐の医師がいたが、特殊又は複雑な医療問題に対応する能力は限られていた。

5.20 公判前勾留において、監房は24時間ビデオ監視下にあり、明るい蛍光灯が通常24時間点灯されていた。2023年、中国国内の情報筋はDFATに対し、拘禁センター内での暴力及び虐待について報告した。当局が被拘禁者に対し、拘束具でつないだり、一回に何時間も硬い面に座らせたり、さらに、長時間の尋問中に照明を一切消さなかったりすることで、移動及び睡眠を制限していたため、被拘禁者は「精神的拷問」を受けたと主張している。

5.21 刑務所制度と同様に、国家拘禁センター規則では、執行猶予のない死刑判決を受けた被拘禁者に対し、「自傷行為を防止する」目的で拘束することが義務付けられている。拘束を受けた被拘禁者は、拘束具で常時監房内の固定ポイントにつながれており、トイレに行ったり、体を洗ったりする際には他の被拘禁者の助けを必要とした。死刑囚は、刑務所ではなく拘禁センターに収容されることが多く、そのため公判前勾留された者と共に収容されていた。

5.22 家族の訪問は、全ての司法手続が終了し、被告人に判決が下された後であれば、法的には可能であった。しかしながら、2023年に中国国内の情報筋がDFATに語ったところによれば、被拘禁者への家族の訪問は常に許可されるわけではなく、ほとんどの場合、家族が訪問できるのは、被告が[刑務所](#)に移送され、義務的な1か月間の導入プロセスを完了した後であった。

5.23 中国共産党員に規律を課すための留置 (liuzhi) 制度における状況も、極めて過酷であった。2023年の米国国務省中国人権報告書によれば、被拘禁者は、長期にわたる独房監禁、睡眠の剥奪、暴行及び数時間から数日にわたるストレス体位を強いられていた。

5.24 [指定居所監視居住（RSDL）](#)の状況は施設ごとに異なっていたが、多くの場合過酷であり、被拘禁者は、隔離、睡眠剥奪、強要された自白への署名の圧力、威圧、継続的な尋問、精神的刺激、自然光及び新鮮な空気の不足並びに弁護人との接見及び家族訪問の拒否にさらされていた。2023年、中国国内の情報筋はDFATに対し、RSDLにより、当局が正式な逮捕又は起訴を行うことなく、最長7か月間個人を拘禁することが可能であると伝えた。

国内移転

5.25 国内移住は、数十年にわたり中国の経済的・社会的生活の重要な特徴となっており、特に豊かな東部省の都市部への移住が顕著である。2020年の米国国務省の推計によれば、2,800万人が、[戸口](#)が登録されている地域以外の場所に居住していた。2023年時点では、法的な移転制限はなかったが、実際には[戸口](#)制度が移動の自由を制限することがあった。

5.26 中国全土で標準中国語が話されているため、DFATは、漢民族が国内の他地域へ移り住む際に、大きな困難に直面することはほとんどないと評価している。少数民族、特に異なる方言又は言語を母語とする人々や、障がいのある人々にとっては、国内の他地域への移転がより困難となる可能性がある（「[人種・国籍](#)」、「[障がいと共に生きる人々](#)」も参照）。

帰還者の取扱い

5.27 2023年、DFATが中国国内の情報筋から得た情報によれば、中国に帰国した庇護申請が認められなかった者は、外国で庇護を求めたという理由だけで、当局から特に標的とされたり、公的差別を受けたりすることはなかった。中国当局は、庇護申請者が国外にいる間の行動を把握しており、申請を行った事実を認識している可能性がある。特定の「[関心対象となる集団](#)」に対する取扱いについては、本報告書の関連項を参照。

5.28 未執行の逮捕状が出ている個人は、中国に帰還した後も起訴される可能性がある。犯罪の一般的な公訴時効は、5年（最高刑が禁錮5年以下の罪）、10年（最高刑が禁錮5年以上10年以下の罪）、15年（禁錮10年以上の刑に処せられる罪）、20年（最高刑が終身刑又は死刑に当たる罪）である。実際には、訴追から逃れていた者が中国に帰還した場合、逮捕される可能性がある（「[オーストラリアにおける中国国民](#)」も参照）。

二重の危険

5.29 二重の危険（既に処罰された同一の犯罪について起訴すること）は、刑法（2021年）第10条に基づき、中国では合法である。DFATは、2023年から2024年にかけて、中国国民が海外で他の中国国民を殺害し、中国に帰国後に再び起訴された事例がごく少数報告されていることを認識していた。

5.30 中国国内の情報筋は2024年、DFATに対し、海外で有罪判決を受けた者については、再審理が免除されるか、又は既に海外で受けた刑期の内容に基づき「減輕された量刑」が科されることが多いと伝えた。国内の情報筋によれば、実際には、薬物犯罪で海外において有罪判決を受けた者が中国で再審される可能性は、2023年時点で「ほぼゼロ」であったという。その背景には、国際的な証拠の移転が困難であることや、人道的配慮といった要因があった。さらに、国際当局は、中国と証拠資料を共有することに同意する前に、薬物犯罪で有罪となった者に対して「死刑を科さない」との確約を求めることができた。

5.31 DFATは、再起訴は法的に可能であるものの、当該犯罪が政治的に機微性の高い問題に関連する場合や、(ソーシャル)メディアから高い注目を集めている場合を除き、再起訴が行われる可能性は低いと評価している。

文書及び不正行為

出入国手続

5.32 2023年、中国における出入国は厳格に規制されており、中国政府は空港、陸路及び港湾を通過する者を厳重に監視していた。乗客の身元確認及び身分証明書の不正のチェックのために、AI、顔認識ソフトウェア及び生体認証データベースが活用されていた。セーフガード・ディフェンダーズ (Safeguard Defenders) の2023年報告書によれば、習近平国家主席の下で出国管理及びそれに伴う出国阻止の件数が大幅に増加した。

5.33 中国国内の情報筋は2023年、DFATに対し、出国が拒否される主な理由として、国家の安全保障上の理由及び未払債務を挙げた。空港で出国を試みた際に初めて、自身が「出国禁止」リストに掲載されていることを知る個人もいた。一度出国禁止措置が発動されると、特に継続中の捜査に関与している個人の場合には、正式に解除されるまで継続されることが多かった。ただし、数か月後に見直される可能性もあった。2023年時点では、出国禁止リストの運用実態は不明確であり、出国禁止措置はしばしば恣意的とみなされることが多かった。

5.34 2023年7月1日現在、中国の出国禁止制度は各省に分権化されており、制度の活用と実効性を高めるため、国家レベルの監督は撤廃されていた。中国国内の情報筋は2023年、DFATに対し、出国禁止措置の適用根拠が拡大されつつあり、制度はより包括的なものとなっていると伝えた。

5.35 出国管理リストに掲載されている人物が出国できる可能性は極めて低く、おそらくほぼ不可能である。2023年時点で、DFATは、家族又は健康上の理由に基づく人道的免除措置が認められた事例を確認していない。2023年、中国当局による捜査の対象となっている個人の家族が出国禁止措置の対象となる現実的なリスクが存在した。こうした措置は、機微性の高い容疑に限らず、詐欺や汚職などの経済的容疑にも及んでいた。

5.36 犯罪の容疑者、「国家安全保障上の理由」により関心対象となる人物、活動家及び人権擁護者は、パスポート申請時に発行を拒否される可能性がある。ウイグル族及びチベット人を含む特定の少数民族グループの構成員は、2023年においても、当局又は雇用主に

よって、パスポートの発行を拒否されたり、没収されたり、返還を拒否されたりすることが頻繁にあった。

5.37 2023年、中国からの出国に実際に使用可能な身分証明書を偽造することは困難又は不可能であった。これは、出入国管理においてテクノロジー及びアルゴリズムが集中的に活用されていたためである。仮に人間が書類を確認した場合でも、公安職員の汚職に対する敏感さ、専門性、比較的高い給与水準により、一般市民が国境警備官を買収することは困難であった。

5.38 2023年から2024年にかけて、国境検問所以外の陸路で中国から出国することは、極めて困難であった。北部及び極西部の国境は、警備が比較的緩やかであったものの、地理的・気候的条件が非常に厳しく、越境は更に困難であった。香港及びマカオの港湾や陸路の通過点には国境検問があった。中国は、ベトナム、ラオス及びミャンマーと接する南部国境の少なくとも1,000キロメートルにわたり、国境を強化していた。それにもかかわらず、出国禁止措置を受けていた少数の政治活動家が、非公式手段で陸路を通じて東南アジアの隣接国へ越境したことをDFATは把握していた。例えば、国際メディアは2023年、人権擁護者の盧思位（Lu Siwei）がラオスに越境後、同国で逮捕され、その後中国に強制送還されたと報じた。また、別のまれな事例として、出国禁止措置を受けていた活動家が、2023年8月、山東省から大韓民国まで300キロメートル超を水上バイクで移動し、出国管理を回避したと報じられている。

5.39 DFATは、特定の個人について、その固有の事情に基づき、中国からの出国が妨げられるかどうかを正確に評価することはできない。しかしながら、DFATは、中国政府が国民に対し、[政府にとって機微とみなされる問題](#)や[未払債務](#)に関連して、出国禁止措置を頻繁に課していることに留意する。DFATは、ある人物が中国からの出国を許可されたという事実は、当該人物が帰国した際に不利益な扱いを受けるリスクとは無関係であり、いかなる扱いも、当該人物の[海外](#)滞在中の活動に対する政府の監視によって影響を受ける可能性がある」と評価している。

国民識別カード

5.40 中国国民は、満16歳以上であれば識別カードの申請が義務付けられており、16歳未満の者は保護者の支援を受けて自発的に申請することができる。公安局が居民身分証法（Resident Identity Cards Law）（2003年）に従ってIDカードを発行し、管理する。カードは16歳未満の子供の場合5年間有効であり、16歳から25歳までの個人の場合は10年間、26歳から45歳までの個人の場合は20年間、46歳以上の個人の場合は永久に有効である。

5.41 中国の第二世代の居民身分証カード（RIC）の使用は、2013年に強制となった。RICには、カード保有者の氏名、性別（男性又は女性のみ）、民族、出生日、住所、固有の18桁のID番号とカラー写真が載っている。各カードに埋め込まれたデジタルマイクロチップにも同じ身元識別情報並びに職歴、学歴、宗教、警察記録、医療保険の状況、家主の電話番号並びに出産歴が入っている。少数民族地域で発行されたカードには、少数民族の言語で対応する文言が記載される場合がある。少数民族自治区の漢族の中国人向けカードには、標準中国語のみで記載されている。

5.42 2023年、国内の情報提供者はDFATに対し、第二世代カードは偽造が極めて困難であると述べた。銀行、鉄道の駅、空港などの場所にカード読取機がある。有効なIDカードは、[戸口](#)登録、[雇用](#)、銀行口座の開設、[パスポート](#)及び運転免許の取得、[第三期教育](#)の出席、航空機又は鉄道による旅行、結婚及び訴訟事件に必要である。[インターネットカフェ](#)と一部の店舗でも、身分証の提示が必要である。

パスポート

5.43 パスポート申請者は、自身の[RIC](#)、[戸口](#)、最近の写真、申請書及び必要に応じて渡航先国への入国・滞在許可を提出しなければならない。通常のパスポートは、保有者の氏名、性別、誕生日及び出生地、発行日、有効期間、パスポート発行場所並びに発行機関を記録している。

5.44 通常のパスポートの有効期間は10年間（16歳未満の者の場合5年間）である。[刑務所](#)に服役中、[刑事事件](#)の被告人又は[犯罪の容疑者](#)である場合、パスポートの申請が拒否されることがある。フリーダム・ハウスによれば、中国政府は2023年時点で、こうした理由により、数百万人に対してパスポートの発行を拒否していた。その多くは[宗教的](#)又は[政治的](#)反体制派（[ウイグル族](#)及び[チベット人](#)を含む）であった。中国は2023年時点において、二重国籍を認めていなかった。

偽造の横行

5.45 2023年、中国国内の情報筋によれば、偽造は主にオンラインビザ申請システムの操作を標的としていた。加工された画像（主にID番号、居住地、発行場所を改ざんしたもの）が多用され、居住地を偽って表示することで、リスクの低い出身都市を反映し、リスク評価ツールを回避していた。銀行明細書、[学業成績証明書](#)、[雇用](#)証明書その他の書類は、[パスポート](#)や[RIC](#)に比べて、はるかに容易に偽造可能であった。DFATは、この種の[文書](#)は比較的容易に入手でき、2023年時点で広く流通していたと評価している。ビザ申請の大半がオンラインで行われていたことから、真正な文書の写しを改ざんし、それをシステムにアップロードする機会が引き続き存在した。

5.46 DFATは、偽造[パスポート](#)を用いて中国から出国することはほぼ不可能であると評価している。当局が即時にアクセス可能な広範なデータベースにより、偽造パスポート又は[RIC](#)を確認・摘発できることを踏まえると、中国国内での使用は極めて困難である。これは、偽造パスポートやRICが存在しないということではなく、それらが提示されるのは主に中国国外である可能性が高いことを意味している。